

監修者はしがき

本書『TKC財務三表システムの科目配置基準（旧：一覧式総勘定元帳の科目配置基準）』は、TKC全国会飯塚毅初代会長の執筆により、昭和43年6月に第1版が出版されて以来、会計基準等の改正に伴う改訂を重ねて今日に至っている。平成4年9月に改訂した第3版の出版に際して、飯塚毅初代会長が書かれた「旧版序説」で、本書の意図するところが詳細に描かれている。中でも、『TKC財務三表システムの科目配置基準』が、税務と会計とに関する現行法令に厳格に準拠して作成されていることから、科目配置基準を遵守することにより、単にトータルシステムの恵沢を受けられるだけでなく、日常業務において細部にわたる現行法令の遵守体制に入っていくことができる点を強調しておきたい。

さて、平成24年2月、「中小企業の会計に関する指針」とは別に、中小企業のための新しい会計ルールである「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」）が公表された。「中小会計要領」は、中小企業の属性を踏まえ、①中小企業の経営者が理解でき、自社の経営状況の把握に適切に役立つこと、②利害関係者に必要かつ十分な情報を提供できること、③実務の会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を図ること、④計算書類の作成負担を最小限にとどめ、中小企業に過重な負担を課さないこと、の4点のコンセプトに基づき作成された。今後、「中小会計要領」の普及・活用の促進を図る一方、いかに計算書類の信頼性を保証するかが重要な課題となろう。

今回改訂の手を加えた『TKC財務三表システムの科目配置基準』第14版では、第13版以降追加的に発せられた以下の諸制度の改正が織り込まれている。

1. 地方法人税の創設
2. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正
3. 消費税率の10%への引上げ・軽減税率制度の導入
4. 地方法人特別税の廃止と、特別法人事業税の創設

今回の『TKC財務三表システムの科目配置基準』の改訂は、これまでと同様、TKC全国会システム委員会及びTKCシステム開発研究所の方々のお力に負うところが大きい。ここに記して感謝したい。『TKC財務三表システムの科目配置基準』第14版が、これまでと同様、TKC会員のお役に立つことを願ってやまない。

令和元年9月

TKC全国会最高顧問

甲南大学名誉教授・経営学博士

河崎 照行

序 説

職業会計人（税理士および税理士業務を営む公認会計士）の4大業務（税務・会計・保証・経営助言）は、適時に正確な記帳に基づいた会計帳簿なくしては成り立ちません。そして、月次巡回監査とTKCシステムが、4大業務を展開するための基盤となります。

つまり、我々TKC会員は、TKCシステムを利用することにより、一つの仕訳データで、税務・会計・保証・経営助言という4大業務をシームレスに展開することができます。ただし、ここで重要なことは、仕訳で計上する勘定科目の決定には、本書『TKC財務三表システムの科目配置基準（以下、「科目配置基準」）』に準拠していただく必要があるということです。「科目配置基準」に準拠する意義を挙げると次のとおりです。

1. 適正申告の実現と決算書の信頼性の確保

「科目配置基準」は、税務と会計とに関する現行法令に厳格に準拠して作成されていますので、適正申告の実現と決算書の信頼性の確保を図るためにも、この「科目配置基準」に準拠した処理を行うことは必須です。また、TKCモニタリング情報サービスで提供する決算書の信頼性を高めるためにも重要です。

2. 『TKC経営指標（BAST）』の精度の確保

同一種類の取引でも関与先企業によって使用する勘定科目が異なると、BAST値（経営分析値）の精度が低くなり、同業他社比較を正確に行えなくなります。

また、『TKC経営指標（BAST）』の編集では、「科目配置基準」に準拠していない不整合データはプログラムで自動排除されますので、収録件数が減少します。

3. TKCシステムの徹底活用

TKCシステムは「科目配置基準」の科目体系に基づいて開発されていますので、継続MASシステムで「中期経営計画」を策定する際に目標モデルと正しく比較するためにも、またFX2等の自計化システムでの資金繰り実績表を正しく集計するためにも、「科目配置基準」に準拠した処理を行うことが重要です。

今回の第14版は、「税効果会計に係る会計基準」の一部改正や、地方法人特別税の廃止と特別法人事業税の創設等の税制改正を織り込んだ改訂です。そして、その活用が決算書の信頼性向上に大きく貢献します。4大業務の専門家として、「科目配置基準」を広く活用していただくことを願いたします。

最後に、本改訂版の編集にご尽力いただいたTKC全国会システム委員会科目配置基準改訂小委員会の先生方に深く感謝と御礼を申し上げます。

令和元年9月
TKC全国会会長

坂本 孝司

旧 版 序 説

1. 改訂にあたって

「一覧式総勘定元帳の科目配置基準」は第1版が昭和43年6月で、第2版は、昭和51年7月であり、今回は第3版に当り、平成4年9月の出版となる。それは当初の拙著「電算機利用による会計事務所の合理化」の附録として出版されたものであった。が、その後法人税法・商法・商法の計算書類規則等が改正され、さらに消費税法、地価税法等が新たに制定された結果、改版の必要に迫られたためのものに他ならない。その間、TKC全国会の発足・データバンクの完成・センターの拡大等があり、TKC会員は増加し、すでに北海道から沖縄県まで、会員数は7,000名を突破して8,000名に迫り、ドイツのDATEVに次ぐ世界第2位の巨大な会計人集団となり、筆者は全国各地の講習会・講演会やニューヨーク大学での講義等に身体をとられて改定の責めを果し得ないでいたのである。今般、TKC全国会システム委員会の委員有志のご協力を得て、再び抜本的改訂（といっても後述のように理論の構造は変っていない）を実施できることとなったのは、望外の喜びである。

2. 勘定科目体系の法定性について

①米国では内国歳入法第6001条（IRC. Sec. 6001）が会計記録や申告書等に関して、広大な権限を財務長官に与えており、従前のような抽象的基準“Adequate and accurate records”の設定は消去され、その施行規則（Regs. §1,600 1-1）が「永久的な勘定の記録の保持」といつているだけで、税法による勘定科目体系の具体的限定はなされていない。注目すべきは、会計帳簿及び記録はいつでも、収税官の調査に供されなければならない（§1,600 1-1 (e)）、としていることである。そこではわずかに、証券取引委員会が1933年の証券法に基づく施行規則（Regulation S-X）で、各種の規則を加えてはいるが、勘定科目の具体的選択については、独立性ある監査人の助言に待つとの態度をとっており、その法定性は欠落している。

②英国では1948年の会社法第147条が「適当な勘定帳簿の備置」“Keep proper books of account”を義務づけ、財務諸表の内容については同法別表8“Eighth Schedule”その他の条項で各種の規制を加えてはいるが、会計処理の具体的実践については、その多くを勅許会計士協会の意見書“Recommendations”に委ねている。意見書には法的拘束力が無い。その意見書には「適切な科目表示の下に」“Under appropriate captions”との表現があり、科目体系の法定性が全く欠けていることを裏付けている。というのが、1985年までの実状であった。しかし、英国は、次に述べる仏独と共に、ECを構成する12カ国の中の一国となっている。ECの理事会は、1978年7月25日に会社会計に関する第4号指令を発し、加盟各国の会社法の改正期限を延ばしに延ばして、遂に1990年とした。英国は1985年会社法と1989年会社法の制定をもって会社の勘定科目体系の法制化を達成した。この第4号指令は、ECにおける物的有限責任会社を対象をしぼり、会社の社員及び第3者の利益保護を目的として掲げ、（わが法務省の法制審議会は“社員及び債権者の利益保護”と称しているが、これは誤りであり、ECの共同体を創設する条約の第54条第3項9号の原文によれば、社員及び第3者の利益保護（Gesellschafter und Dritter）となっているのであり、この点でわが法制審の見解は誤りである）会社を大中小に大きく区分し、主として大会社について、年次計算書類と営業報告書の様式と内容、評価の方法並びにこれら文書の公示に関する加盟国の法制を調整することとしたのである。それは勘定科目体系の法定を含んでいる。19世紀末から約100年にわたる勘定科目体系の法制化の努力は、遂にEC指令第4号によって、結実することとなったのである。

③フランスでは1946年4月に政府が会計標準化委員会 Commission de Normalisation des Comptabilites”を作り、この委員会が会計基本計画“Plan Comptable General”という名の標準会計組織を開発し、1947年にこの計画が国家経済相の命令による承認という形で法規範化され、1950年、1957年等数次にわたる改定の後に今日に至っているが、官営企業から準官営企業（国鉄とか電力会社とか）、さらに資本金の20%以上を国が出資している会社、年間1千万ドル以上の政府補助金をもらっている会社、政府の統制によって経営されている会社等から、さらに1958年8月からは、税法上資産の再評価を行う会社という具合に徐々に全企業に適用の範囲拡大を図っている。この計画の特徴は全業種にわたり勘定科目の具体的指定が行われている点であって、明らかに第2次大戦時にドイツ軍に占領された時代の占領軍当局による指導の影響が定着しつつあるといえる。フランスは、まさに勘定科目体系の法定化段階に入りつつあるのである。これが1978年のEC指令第4号が発令されるまでの実況だったのである。

④西独にあっては、会社法第157条が勘定科目体系を法定しているが、概括的性格を免れていない。今日では、シェアやバトルドンに始まりシュマーレンバッハ教授（ケルン大学）に至って一応の完成をみた勘定科目体系（1927）がさらに幾多の改訂変遷を経て、企業の大小を問わず、ほとんどの企業についての業種別の勘定科目体系が完成し、コンテンラーメン（Kontenrahmen＝勘定科目枠組み）と称して現実に活用されている。ドイツ法における施行規則（Richtlinien）は、一般に法源性がないと解されているが、このコンテンラーメンが、“Kontierungsrichtlinien”（記帳に係る施行規則）という、すでに慣習法化された施行規則の中で定着している（Wirtschaftsprüfer-Handbuch 1973, S. 1026 参照）ことは注目に値するところである。筆者は今から約56年前、福島高商における会計学の教科書として、TKC全国会最高顧問であられた黒沢清教授の大冊「会計学」の中で、はじめてコンテンラーメンの概念を学んだのであったが、この約500頁の会計学の教科書が、教授の27歳の時の作品であったと知り、深い感銘と興奮を覚えた次第である。

⑤日本では、勘定科目体系は企業会計原則、財務諸表規則、商法の計算書類規則、法人税法施行規則別表21等において展開列挙されている。企業会計原則の法源性の根拠は、財務諸表等の監査証明に関する省令第4条第3項の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」なる文言にある、とされているが、その第一・一般原則の二にいう正規の簿記の原則は、わが国では勘定科目の限定列挙の思想を含んではおらず、現に第三・貸借対照表原則の一のAには「適当な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない」として、会計原則上の勘定科目が単なる例示列挙に過ぎないことを証明している。財務諸表規則上の勘定科目は、法定性をもつかの如くであるが、その本質はやはり、概括的例示列挙に過ぎず（財務諸表規則第17条第2項）かつ証券取引法第193条の目的のために、商法の計算書類規則に基づいて誘導的に（商法第33条第2項）作成された財務諸表を、さらに組み替えるべきもの、という性格をもつものであるから、ここでは論外とする。商法の計算書類規則における勘定科目の体系は、この規則が企業の大小、業種、業態の区別等を問わず、すべての株式会社を貫通する財務諸表の記載方法を一律に法定したものであり（第1条）、従って勢い、会社の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう（第2条）、勘定科目の概括的な例示列挙を行っているに過ぎない。また法人税法施行規則別表21に掲げる勘定科目体系も、同規則第57条が「その業種、業態及び規模等の実情により、おおむね別表21に掲げる科目に従い」と明言しているように、明らかに例示列挙によるものに過ぎず、限定列挙は行っていない。要するに、わが国の法制は、嘗つての独仏に似て、一見勘定科目体系の法定化を試みているようではあるが、当該法規の目的達成のための便宜上の措置として、勘定科目の概括的な区分表示を指示し、そこに記載すべき各勘定科目

名の標準例を単に機械的に列挙したものに過ぎない。もちろん嘗つての独仏の如く限定列挙ではなく、単なるガイドライン的な例示列挙に過ぎないのであって、一定の理念と思想に基づいて勘定科目の体系化自体を目的としたものではなく、その意味では厳密には科目体系とはいえず、もちろん、法源化を狙ったものでもないということである。従ってわが国の企業及び職業会計人は、概括的な法規上のガイドラインを侵犯しない限り、自由自在に勘定科目を選択使用することが許されている。その限りで、わが国は、EC諸国と米国との中間地帯にある、ということができる。

3. 一覧式総勘定元帳におけるわが科目配置基準の特別な意義

①その第1は、わが国の企業及び職業会計人が、勘定科目体系について、概括的な法規上のガイドラインを侵犯しない限り、自由自在な選択編集を許されている中で、特定の科目体系を電算機利用技術におけるトータルシステムの構築という理念を念頭において、かつ、勘定科目自体を特定の会計理念及び思想に基づいて体系化すべく収集、分類、選択し、編集し、創設していることである。以上の理念及び思想の一部は、本テキストの随所に表現されており、詳しくは省くが、当該分類思想は帳表「一覧式総勘定元帳」上は、その図表の枠組みやコード番号によっても識別されるようになってきている。ただし、右コード番号は、単に帳表上において科目体系の分類思想の識別機能を有するだけではなく、後述のごとく、電算機の入力段階においては、それ自体、体系化された勘定科目自体の体现者に変化する。このことは、この拙著科目体系が、TKC会計人専用の財産として、著作権を有することを物語っている。すなわち、TKC会計人以外の何人も、この科目体系を使用してはならないとの法理によって保護されていることを意味している。

②その第2は、この科目体系が、特定のコード番号と密接な関係を有する点である。筆者は昭和42年から昭和43年にかけて、電算機による会計処理のソフトウェア（利用技術）を開発するに当り、日本の職業会計人の職域防衛と運命打開とを唯一無二の目標として把え、そのソフトウェアの理論体系は如何にあるべきかについて分析吟味した。そしてその結論は、財務会計と管理会計との乖離を回避することを絶対の条件として、今後無限に、そして多様に開発されるべき管理会計分野を直覺的に把えながら、一般市中の計算センターの常態とは根底から異なる発想法に立ち、コード番号の特定の配列構成と個々の勘定科目の連結関係の中に、無限大の開発と展望とを許す論理を構成した。それはコード番号と勘定科目との関係を、単に目前の計算処理の便宜のためにのみ組み合わせるのではなく（一般の計算センターがそうである）、歴大な管理会計分野への論理的、積極的な媒介因子として、一種のトータルシステム構想の中で位置づけることであった。ご承知のように、電算機は、データの入力と演算と出力とを超高速度で処理する機械であるが、その使用上で決定的に重要なものがこの媒介因子である。それは特定理念の下で創設された勘定科目の担い手としてのコード番号の性格そのものだからである。特定の性格をもったコード番号は、電算機内部では、特定勘定科目の体现者として機能する。それは入力段階で決定されるものであり、出力帳表段階では、通常、電算機はコード番号をプリントしないから（「一覧式総勘定元帳」上ではコード番号は事前に印刷されている）外見的には、別なコード番号を使用できる。こんな所に、TKCシステム盗用が跡を断たない誘因があると見るべきであろう。とまれ、TKC会計人はこのソフトウェアの完成によって、入手したい計算帳表ごとに多種多様な入力データを準備する煩雑さから免がれ、財務計算用のデータを一種類用意すれば、希望するあらゆる管理会計上の帳表を同時に入手することが可能となった。出来上がってみれば、コロンブスの卵であるが、独創的な着想の完成には、相当の知的苦汁が伴うものだったのである。このコード体系と勘定科目との特殊な関係は、読者がこの科目配置基準を読み進むにつれて、感得されるであろう。この科目配置基準こそは、TKCのソフトウェアがトータルシステムの構想に

立つ結果ゆえに、財務会計と管理会計とを融合する、わが国で初めての勘定科目体系として編集されたものだからである。

③第3は、この科目配置基準が、税務と会計とに関する現行法令に厳格に準拠して作成されていることである。いうまでもなく、現行税理士法第46条第1項は、税理士に対し法令の遵守義務を課している。読者の各位は、この科目配置基準に習熟されることによって、単にトータルシステムの恵沢を受けられるだけではなく、日常業務において細部にわたる現行法令の遵守体制に入っていくことが出来るのである。そのことは当然にTKC会員の会計人としての使命を実践していくことに他ならない。この科目配置基準は、以上3点の意義をもつものとして、執筆されたものである。

平成4年9月

TKC全国会会長・法学博士及びPh.D.
公認会計士・税理士
飯塚 毅

(この序説は、平成4年9月の第3版改訂時のものです)

目 次

「代替使用の範囲」の遵守の必要性について

I 貸借対照表の科目配置基準

| | | | |
|---|------|----------|---------|
| A | 流動資産 | | 1 |
| | A-1 | 当座資産 | 1 |
| | A-2 | たな卸資産 | 6 |
| | A-3 | その他流動資産 | 8 |
| B | 固定資産 | | 12 |
| | B-1 | 有形固定資産 |12 |
| | B-2 | 無形固定資産 |15 |
| | B-3 | 投資その他の資産 |17 |
| C | 繰延資産 | | 21 |
| D | 流動負債 | | 22 |
| E | 固定負債 | | 27 |
| F | 純資産 | | 29 |
| | F-1 | 株主資本 |29 |
| | F-2 | 評価・換算差額等 |31 |
| | F-3 | 新株予約権 |32 |
| G | 諸口 | | 33 |

II 損益計算書の科目配置基準

| | | | |
|---|------------|-------|---------|
| A | 売上高 | | 34 |
| B | 売上原価 | | 35 |
| C | 製造原価 | | 37 |
| | C-1 | 材料費 |37 |
| | C-2 | 労務費 |37 |
| | C-3 | 製造経費 |38 |
| D | 販売費及び一般管理費 | | 42 |
| E | 営業外収益 | | 47 |
| F | 営業外費用 | | 48 |
| G | 特別利益 | | 50 |
| H | 特別損失 | | 50 |
| I | 当期純利益（損失） | | 51 |

III 株主資本等変動計算書の科目配置基準

| | | | |
|---|------------|-------|----|
| A | 繰越利益剰余金変動額 | | 52 |
|---|------------|-------|----|

巻末資料

| | | | |
|---|---------------------------------------|-------|----|
| A | 財務三表システムの勘定科目と代替使用の範囲の一覧 | | 55 |
| B | TKCシステムを利用するにあたって注意すべき仕訳例 | | 59 |
| C | 「資金諸口(9991)」「資金外諸口(9992)」の利用方法 | | 73 |
| D | 事業税の外形標準課税導入に伴う勘定科目別の 付加価値額チェックリスト | | 76 |
| E | 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の「II. 各論」 | | 80 |

「代替使用の範囲」の遵守の必要性について

『TKC財務三表システムの科目配置基準（以下、「科目配置基準」）』では、科目ごとに「代替使用の範囲」を定義しており、「代替使用の範囲」を遵守する必要性は次のとおりです。

巻末資料A「財務三表システムの勘定科目と代替使用の範囲の一覧」に、「代替使用の範囲」を一覧にまとめていますので、ぜひご確認いただき、遵守をお願いします。

1. 適正申告の実現と決算書の信頼性の確保のため

「科目配置基準」は税務と会計とに関する現行法令に厳格に準拠して作成されています。

このため、「代替使用の範囲」を遵守することで、現行法令に準拠した決算書をTKCシステムから出力することができます。具体的には、TKCシステムから出力する決算書では、「受取手形(1121)」から「割引手形(2122)」の減額や、「建物(1211)」と「建物付属設備(1218)」の合算などをプログラムで行います。

2. 『TKC経営指標（BAST）』の精度を確保するため

「代替使用の範囲」を遵守することで、次のとおり、精度の高い経営分析、同業他社比較を行うことが可能となります。

- (1) TKCシステムは「科目配置基準」の科目体系に基づいて経営分析値を算出しています。このため、「代替使用の範囲」を遵守しないと、流動比率等の経営分析値が正しく算出されません。
- (2) 『TKC経営指標（BAST）』は、TKC会員の関与先における法人税申告に用いられた決算書を基礎データとして編集しています。精度の高いBAST値（経営分析値）とするためには、すべての関与先が統一された科目のルールに従って会計処理することが重要です。

3. TKCシステムの徹底活用のため

TKCシステムは「科目配置基準」の科目体系に基づいて開発されています。

このため、「代替使用の範囲」を遵守することで、次の効果があります。

- (1) TPS1000で、科目残高を法人税申告書別表に自動的に複写することや、消費税等の清算仕訳や法人税等の計上仕訳を自動計上することや、決算書を自動作成することが可能です。
- (2) 継続MASシステムで「中期経営計画」を策定する際に目標モデルと正しく比較することが可能です。
- (3) FX2等の自計化システムでの資金繰り実績表を正しく集計することが可能です。

TKC財務三表システムの科目配置基準

I 貸借対照表の科目配置基準

■中小会計要領のポイント

2. 資産、負債の基本的な会計処理

- (1) 資産は、原則として、取得価額で計上する。
- (2) 負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上する。

A 流動資産

■中小会計要領のポイント

3. 金銭債権及び金銭債務

- (1) 金銭債権は、原則として、取得価額で計上する。
- (2) 金銭債務は、原則として、債務額で計上する。
- (3) 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、貸借対照表の注記とする。

12. 外貨建取引等

- (1) 外貨建取引（外国通貨建で受け払いされる取引）は、当該取引発生時の為替相場による円換算額で計上する。
- (2) 外貨建金銭債権債務については、取得時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上する。

①資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類される（会社計算規則第74条①）。「月次貸借対照表・月次損益計算書」では、流動資産に科目コード1111～1171、固定資産に科目コード1211～1265、繰延資産に科目コード1311～1313を充当し、流動資産をさらに、当座資産、たな卸資産及びその他流動資産に区分し、それぞれに科目コード1111～1126、1131～1136、1151～1171を充当している。

②現金預金、市場性ある有価証券で一時的所有のもの、取引先との通常の商取引によって生じた受取手形、売掛金等の債権、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産及び期限が1年以内に到来する債権は、流動資産に属するものとする（企業会計原則第三4（一）A）。

なお、たな卸資産のうち恒常在庫品として保有するもの、若しくは余剰品として長期間にわたって所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする（企業会計原則注16）。

A-1 当座資産

1. 現金（1111）

小口現金制度

①通貨及び他人振出の小切手、送金小切手、送金為替手形、預金手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書、期限の到来した公社債利札、株式配当金領収書等の通貨代用物を処理する科目である。

現金過不足の処理

②小口現金制度を採用し、手持現金を大口の現金と小口現金とに区別したい企業については、補助コードを利用してこれを分割管理させることとする。

③日々の記帳において帳簿残高と実際有高に差額がある場合、その差額を「仮払金（1156）」「仮受金（2119）」等として処理する。決算時においても過不足の原因が不明な金額がある場合には、超過額と不足額を相殺後の純額を「雑収入（7118）」又は「雑損失（7519）」に計上することとする。

代替使用の範囲

④当科目の代替使用の範囲は、小口現金に限られる。

他システムとの関連

⑤当科目は、「月例資金管理表システム」の「資金繰り実績表」及びTKCシステムから出力する「キャッシュ・フロー計算書」における「資金」として定義される。

2. **当座預金 (1112)**
 当座借越の処理
 代替使用の範囲
 他システムとの関連
- ①金融機関との当座預金契約に基づく取引を処理する科目である。
 ②当座借越については、当座預金の貸方残として処理する。ただし、手形借入などの方法に代えて当座借越契約を利用している場合の借越は、「短期借入金(2113)」として処理しなければならない。
 ③当科目は代替使用できない。
 ④当科目は、「月例資金管理表システム」の「資金繰り実績表」及びTKCシステムから出力する「キャッシュ・フロー計算書」における「資金」として定義される。
 なお、「キャッシュ・フロー計算書」では、当座借越をマイナスの「資金」として扱う。
3. **普通預金 (1113)**
 代替使用の範囲
 他システムとの関連
- ①金融機関との普通預金契約（決済性預金を含む）に基づく取引を処理する科目である。
 ②当科目の代替使用の範囲は通常貯金、振替貯金、通知預金、納税準備預金等の流動性預貯金に限られる。
 ③当科目は、「月例資金管理表システム」の「資金繰り実績表」及びTKCシステムから出力する「キャッシュ・フロー計算書」における「資金」として定義される。
4. **定期預金 (1114)**
 代替使用の範囲
 他システムとの関連
- ①金融機関との定期預金契約に基づく期限付預金取引を処理する科目である。
 ②当科目の代替使用の範囲は、流動性預金以外の預金に限られる。
 ③当科目は、TKC会員の選択により「月例資金管理表システム」の「資金繰り実績表」及びTKCシステムから出力する「キャッシュ・フロー計算書」における「資金」として定義することができる。
 なお、「キャッシュ・フロー計算書」の「資金」には、取得日から満期日までの期間が3か月を超える定期預金を含めないことに注意する。
5. **空欄 (1115) (1116)**
 ①預金に属する科目のうち、当座預金、普通預金、定期預金以外のものを独立又は一括して処理する科目として用意されている。
 ただし、預金を一括計上する場合は、預金の性格が同じものを計上しなければならない。
- ・ 諸預金

②当科目を「諸預金」として一括計上した場合は、経営管理上及び決算時における勘定科目内説明細書作成の便宜のため、補助コードで各預金に区分して分類表示するものとする。
 - 代替使用の範囲
 - ・ 積立預金

③当科目で処理することができる預金を次に掲げる。

 1. 積立預金……金融機関との定期積金契約に基づき、一定期間にわたって定額の掛金を積み立てる預金取引を処理する科目である。
 - ・ 納税準備預金
 2. 納税準備預金……納税に充当する目的で預入れ、納税時に引出す預金を処理する科目である。納税準備預金は、原則として納税以外の目的のために引出すことはできない。利率は通知預金の場合よりも高く、非課税扱いとなる（租税特別措置法第5条）。
 - ・ 通知預金
 3. 通知預金……金融機関との通知預金契約に基づく預金取引を処理する科目である。その利用目的は、一時的な余裕資金（5万円以上）を少しでも有効に運用することである。
 - ・ 金銭信託
 4. 金銭信託……金銭信託による投資のうち、信託期限が事業年度の末日後1年内に到来するものを処理する科目である。
 - ・ 別段預金
 5. 別段預金……株式会社の設立や新株発行に際し、株式払込受入事務を金融機関に委託した場合、及び株式配当金や社債元利金等の支払事務を金融機関に委託した場合、その他荷為替手形の割引代金の一部を担保として預入れする場合等の経過的、一時的な預け金で他の預金種目で処理するのが不適當であるものを、便宜的に処理する科目である。
- 他システムとの関連 ④当科目は、TKC会員の選択により、「月例資金管理表システム」の「資金繰り

実績表」及びTKCシステムから出力する「キャッシュ・フロー計算書」における「資金」として定義することができる。

6. 受取手形 (1121)

①通常取引(当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。)に基づいて発生した手形債権を処理する科目である。

なお、破産更生債権等(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権)で、事業年度の末日後1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなのは、投資その他の資産に記載しなければならない(会社計算規則第74条③一ロ)。

割引手形の処理

②受取手形を割引に出した時の会計処理は、評価勘定である「割引手形(2122)」を貸方に計上することによって行い、貸方に受取手形勘定を計上して受取手形の金額を直接減額する方法は採用していない。割引手形は、経営分析の上では借入金に合算しているため、受取手形の減として計上した場合には、正しい分析結果が得られなくなるからである。

裏書譲渡手形の処理

③受取手形を裏書譲渡した場合の会計処理は、直接法を採用し、受取手形から裏書譲渡分を直接減額する方法によるものとする。

手形割引高及び裏書譲渡高の注記

④割引手形勘定の金額は、「月次貸借対照表・月次損益計算書」の上では受取手形と両建計上されるが、受取手形から減額することによって決算貸借対照表上には表示しない。なお、割引手形及び裏書譲渡手形の総額は注記事項であることに注意しなければならない(会社計算規則第103条①五、法人税基本通達11-2-4、11-2-17)。

他システムとの関連

⑤TKCシステムから出力する決算書では、「割引手形(2122)」の金額が計上されている場合は、その分だけ「受取手形(1121)」の金額を減額するプログラムとなっているので、仕訳によって「割引手形(2122)」の期末残を振替消去する必要はない。

また、TPS1000の「個別注記表の作成機能」では、「割引手形(2122)」の残高が「貸借対照表等に関する注記」の「受取手形裏書譲渡高・受取手形割引高」に自動連動される。また、裏書譲渡手形については、勘定科目内訳明細書作成システムの「受取手形の内訳書」から自動連動される。

代替使用の範囲

⑥当科目は、代替使用できない。

【巻末資料B：仕訳例】割り引いた手形の決済(60頁)

手形の裏書(60頁)

手持の手形の不渡り(60頁)

割り引いた手形の不渡り(61頁)

7. 電子記録債権

(1124)

①通常取引(当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。)に基づいて発生した電子記録債権を処理する科目である。

なお、破産更生債権等(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権)で、事業年度の末日後1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなのは、投資その他の資産に記載しなければならない。

②重要性の乏しい場合は、「受取手形(1121)」に含めて処理することができる。

割引電子記録債権の処理

③電子記録債権を割引に出した時の会計処理は、評価勘定である「割引電子記録債権(2132)」を貸方に計上することによって行い、貸方に電子記録債権勘定を計上して電子記録債権の金額を直接減額する方法は採用していない。割引電子記録債権は、経営分析の上では借入金に合算しているため、電子記録債権の減として計上した場合には、正しい分析結果が得られなくなるからである。

譲渡記録の処理

④電子記録債権を譲渡した場合の会計処理は、直接法を採用し、電子記録債権の金額から直接減額する方法によるものとする。

| | |
|----------|--|
| 譲渡記録の注記 | ⑤電子記録債権を譲渡する際に、保証記録も行っている場合には、受取手形の割引高又は裏書譲渡高と同様に、注記する必要があることに注意しなければならない。 |
| 決算諸表システム | ⑥TKCシステムから出力する決算書では、「割引電子記録債権(2132)」の金額が計上されている場合は、その分だけ「電子記録債権(1124)」の金額を減額するプログラムとなっているので、仕訳によって「割引電子記録債権 (2132)」の期末残を振替消去する必要はない。 |
| 代替使用の範囲 | ⑦当科目は、代替使用できない。 |

8. 売掛金 (1122)

| | |
|-----------|--|
| | ①通常取引に基づいて発生した事業上の未収金を処理する科目である。 従って、商工業における商品・製品の販売による未収入金はもちろんのこと、加工料収入の未収金、サービス業における営業収益の未収金等も含まれることに注意する。 なお、破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権）で、事業年度の末日後1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなのは、投資その他の資産に記載しなければならない(会社計算規則第74条③一ハ)。 |
| | ②当科目は、実現主義により認識・測定される。 |
| | ③クレジットカードにより支払いを受けた場合は、補助コード等を利用してクレジットカード会社ごとや口座ごとに分類することが望ましい。 |
| 代替使用の範囲 | ④当科目は、代替使用できない。 |
| 他システムとの関連 | ⑤DAIC2を利用する場合、当科目は完成工事未収入金を処理する科目として使用される。 |

9. 空欄 (1123)

| | |
|-----------|--|
| 代替使用の範囲 | ①当科目は、売上債権として取り扱われるから、売上債権に属する科目に限り処理する科目として用意されている。 |
| ・関係会社受取手形 | ②当科目で処理すべき売上債権を次に掲げる。 |
| ・関係会社売掛金 | 1. 関係会社受取手形又は関係会社売掛金……関係会社（当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等）との取引によって発生した売上債権を処理する科目である。 関係会社に対する売掛金、受取手形等の金銭債権をその金銭債権が属する項目ごとに、他の金銭債権と区別して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権の当該関係会社に対する金銭債権が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額を注記しなければならない（会社計算規則第2条③二十二、第103条①六）。 |
| ・割賦受取手形 | 2. 割賦受取手形又は割賦売掛金……割賦販売契約に基づき、得意先との間に発生した売上債権を処理する科目である。 |
| ・割賦売掛金 | 3. その他の売上債権……売上債権に属する科目で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該売上債権を示す名称を付した科目をもって別に掲記する場合、当科目を使用する。 |
| ・その他の売上債権 | 4. 貸倒引当金……売上債権に対する取立不能の見込額を処理する科目である。 なお、当科目は借方科目であるので、これは応用的な利用法である。 貸方に計上することによって、残額欄はマイナス表示されることになる。 金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する項目ごとに取立不能の見込額を控除する形式で記載するのを原則とする（会社計算規則第78条①）。 |
| ・貸倒引当金 | また、経営分析の上からも、売上債権に対する重要な取立不能の見込額は、当科目を用いて、控除しておくべきである。 |

10. 有価証券 (1125)

■中小会計要領のポイント

5. 有価証券

- (1) 有価証券は、原則として、取得原価で計上する。
- (2) 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。
- (3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。
- (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

①売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券）及び1年以内に満期の到来する有価証券を処理する科目である（会社計算規則第2条③二十六、第74条③一へ）。

②なお、法人税法上、売買目的有価証券は、時価法により評価する（法人税法第61条の3）。また、有価証券の譲渡に係る帳簿価額の算出は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、及びその他有価証券に区分して行うことに注意する（法人税法施行令第119条の2②）。

代替使用の範囲

③当科目は代替使用できない。

他システムとの関連

④TKCシステムから出力する「キャッシュ・フロー計算書」において、「有価証券(1125)」のうち、取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の公社債投資信託等は「資金」に含めなければならない。

【巻末資料B：仕訳例】有価証券の売却（62頁）

11. その他の当座資産 (1126)

①当座資産で、科目コード1111～1125で処理した科目を除いたものを一括して処理する科目である。

代替使用の範囲

②当科目の代替使用の範囲は、当座資産に限られる。

6. 棚卸資産

- (1) 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。
 (2) 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。
 (3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。
 (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

①「月次貸借対照表・月次損益計算書」上、たな卸資産は商品、製品、半製品、原材料、仕掛品（半成品）、貯蔵品の6種類に区分されている。企業の特事情から、たな卸資産をさらに細かく区分する必要がある場合には、補助コード等を利用してこれを分割管理させることとする。

②たな卸資産の細分化と区分に当たっては、製品勘定には副産物及び作業くずを含ませ、半製品勘定には自製部分品を含ませ、原材料勘定には購入部分品を含ませ、仕掛品勘定には半成工事を含ませ、貯蔵品勘定には補助材料を含ませることを原則とする（会社計算規則第74条③一ト～ヲ）。

③たな卸資産の評価損は売上原価として処理する。ただし、臨時の事象に起因し、かつ、多額であるときには、特別損失に計上する（棚卸資産の評価に関する会計基準17）。

12. 商品（1131）

代替使用の範囲

①商業を営む企業が、正常な営業過程において販売することを目的として所有する購入物品を処理する科目である。従って、不動産業者が販売することを目的として所有する土地、建物及び証券業者が同様な目的で所有する有価証券等についても商品に含まれる。

②当科目の代替使用の範囲は、未着商品、積送商品等のたな卸資産に限られる。

【巻末資料B：仕訳例】前月に計上した月末たな卸高の戻し入れ計上（66頁）
 月末たな卸高の計上（66頁）
 期首たな卸高の振り替え（71頁）

13. 製品（1132）

代替使用の範囲

①工業、鉱業、その他商業以外の事業を営む企業が、正常な営業過程において販売することを目的として所有する製造品、その他生産品を処理する科目である。

②当科目の代替使用の範囲は、副産物、作業くず、積送製品等のたな卸資産に限られる。

【巻末資料B：仕訳例】前月に計上した月末たな卸高の戻し入れ計上（66頁）
 月末たな卸高の計上（66頁）
 期首たな卸高の振り替え（71頁）

14. 半製品（1133）

代替使用の範囲

①中間的製品としてすでに加工を終り、現に貯蔵中のもので、販売できる状態にあるものを処理する科目である。従って、半製品は最終生産品である製品とも、また販売することのできない仕掛品とも異なる。

②当科目の代替使用の範囲は、自製部分品等のたな卸資産に限られる。

【巻末資料B：仕訳例】前月に計上した月末たな卸高の戻し入れ計上（66頁）
 月末たな卸高の計上（66頁）
 期首たな卸高の振り替え（71頁）

15. 原材料 (1134)
- 代替使用の範囲
- ①製品の製造過程で直接消費され、製品そのものを形成する主要材料で、未だその用に供されていないものを処理する科目である。
- ②当科目の代替使用の範囲は、購入部分品等のたな卸資産に限られる。
- 【巻末資料B：仕訳例】前月に計上した月末たな卸高の戻し入れ計上 (66 頁)
 月末たな卸高の計上 (66 頁)
 期首たな卸高の振り替え (71 頁)
16. 仕掛品 (半成品) (1135)
- 代替使用の範囲
- 他システムとの関連
- ①製品、半製品、自製部分品の生産のため現に仕掛中又は加工中のものを処理する科目である。
- ②半成品とは、完成までに長期間を必要とする造船業、建設業等の注文生産又は請負作業について、仕掛中又は工事中のものをいう。
- ③当科目の代替使用の範囲は、未成工事支出金、半成工事等のたな卸資産に限られる。
- ④DAIC2を利用する場合、当科目は未成工事支出金を処理する科目として使用される。
- 【巻末資料B：仕訳例】前月に計上した月末たな卸高の戻し入れ計上 (66 頁)
 月末たな卸高の計上 (66 頁)
 期首たな卸高の振り替え (71 頁)
17. 貯蔵品 (1136)
- ①工事用、営業用、事務用に供せられる消耗性流動資産の総称であり、未使用か現場に引き渡していないものを処理する科目である。
- ②貯蔵品には、次に掲げるものが含まれる。
1. 工場消耗品
 2. 補助材料
 3. 事務用消耗品
 4. 包装用及び発送荷造用材料
 5. 消耗工具及び器具備品 (耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のもの)
 6. 未使用の収入印紙、郵便切手等

A-3 その他流動資産

18. 前渡金 (1151) ①商品及び原材料等のたな卸資産の購入代金を、購入前に仕入先に対し支払った場合に、その代金を処理する科目である。なお、設備の建設のために支出した手付金又は前渡金は、「建設仮勘定(1222)」で処理することになるので注意する(財務諸表等規則ガイドライン 22-9)。
代替使用の範囲 ②当科目は、代替使用できない。
19. 前払費用 (1152) ■中小会計要領のポイント
7. 経過勘定
(1) 前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めない。
(2) 未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映する。
①事業年度の末日後1年以内に費用となることが明らかな前払の費用を処理する科目である。
なお、1年を超えた後に費用となるものについては、「長期前払費用(1257)」で処理することになるので注意する。
②前払費用には、次に掲げるものが含まれる。
1. 未経過保険料
2. 未経過支払利息等
3. 前払賃借料、等
代替使用の範囲 ③当科目は、代替使用できない。
20. 繰延税金資産 (1165) ①流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産を処理する科目である。ただし、平成30年4月1日以後に開始する事業年度では、繰延税金資産は投資その他の資産に計上することとされたため、「繰延税金資産(1265)」で処理し、当科目は利用できない(会社計算規則第74条③四ホ)。
決算諸表システム ②TKCシステムから出力する決算書では、当科目に残高が計上されている場合、投資その他の資産又は固定負債に「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」と表示する。
代替使用の範囲 ③当科目は、代替使用できない。
21. 短期貸付金(1153) ①金銭消費貸借契約に基づいて行う資金の貸付取引のうち、事業年度の末日後1年以内に返済期限が到来するものを処理する科目である。
②関係会社に対する金銭債権をその金銭債権が属する項目ごとに、他の金銭債権と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権の当該関係会社に対する金銭債権が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額を注記しなければならない(会社計算規則第103条①六)。
代替使用の範囲 ③当科目の代替使用の範囲は、後述の「空欄(1157)」に準ずる。
22. 未収入金 (1154) ①通常取引に基づいて発生した未収入金で、売掛金以外のもの、及び通常取引以外の取引により発生した未収入金で、1年以内に回収されると認められるものを処理する科目である。なお、未収入金と未収収益とは、区別して表示しなければならない(企業会計原則注5(4))。
②消費税法の規定により、課税期間の末日における仮受消費税等の合計額から仮払消費税等の合計額のうち控除対象消費税等を控除して、なお控除不足額があるときは、その不足額は還付されるが、その還付金に相当する仮払消費税等は未収還付消費税等に振り替えることにより、収益に関係させないで処理する科目である。
代替使用の範囲 ③当科目の期中増減額は、「経常収入」の計算に含められるため、当科目の代替使用の範囲は、「経常収入」に属する未収入金に限られる。
【巻末資料B：仕訳例】未収還付消費税等の計上(69頁)

23. 未収還付法人税等 (1162)
代替使用の範囲
- ①法人税等の還付税額のうち未収額を処理する科目である。
②当科目は、代替使用できない。
【巻末資料B：仕訳例】未収還付法人税等の計上 (69 頁)
欠損金の繰戻還付請求税額の未収計上 (69 頁)
24. 立替金 (1155)
代替使用の範囲
- ①役員、従業員、子会社又は親会社及び取引先等に対して、一時的に生ずる金銭の立て替えを処理する科目である。
立替金は金銭債権であるから、その貸借対照表上の表示方法については、短期貸付金の場合に準ずることに注意しなければならない。
②当科目の代替使用の範囲は、後述の「空欄(1157)」に準ずる。
25. 仮払金 (1156)
代替使用の範囲
- ①役員、従業員、子会社又は親会社及び取引先等に対して、現金・小切手等を支出したが、一時的にその支出目的又は最終的に支払うべき金額が確定していないものを処理する科目である。
なお、仮払金も金銭債権であるが、一般に費用の支払等を目的とするものなので、決算期末には、その取引の実態に即した科目に振り替えておかなければならない。
②当科目の代替使用の範囲は、後述の「空欄(1157)」に準ずる。
26. 仮払消費税等 (1164)
代替使用の範囲
- ①税抜き経理を選択した場合に消費税法に規定する「課税仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」を処理する科目である。
②当科目は、消費税完全対応型の「財務三表システム」において、税抜き経理方式を選択した場合の課税仕入れに係る消費税等を自動集計するため、代替使用はできない。
【巻末資料B：仕訳例】輸入取引の消費税入力 (62 頁)
未払消費税等の計上 (68 頁)
未収還付消費税等の計上 (69 頁)
27. 空欄 (1157) (1161)
代替使用の範囲
- ・ 未収収益
 - ①その他流動資産の区分に属する科目のうち、他の科目で処理したもの以外の科目を独立処理する科目として用意されている。
 - ②当科目で処理すべきその他流動資産を次に掲げる。
 1. 未収収益……賃貸契約等の継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて発生した営業外収益で、貸借対照表日までの収益に属するものを処理する科目である。その内容は、例えば、未収利息、未収地代家賃等である(旧財務諸表等規則取扱要領第66)。
 2. 本支店勘定……独立採算制を採用している場合の本支店間の取引を処理する科目である。本支店勘定を掲記する方法には、次の3つがある。
 - (1) 本支店勘定の借方残、貸方残を、流動資産又は流動負債で処理する方法。
 - (2) 本支店勘定の借方残、貸方残を、共に純資産の部の科目コード3312～3315で処理する方法。
 - (3) 支店の開業時における資本的要素(元金)を、本店側では投資その他の資産で処理し、支店側では純資産の部の科目コード3312～3315で処理する。その後の経常的な本支店間の取引については、(1)の方法に準じて処理する方法。
 3. 中間納付消費税等……1年決算法人において、中間申告の際に納付した消費税等を仮処理する科目である。
 4. 株主・役員・従業員短期貸付金……株主、役員及び従業員に対する貸付金で、事業年度の末日後1年内に返済期限が到来するものを処理する科目である。
 - ・ 本支店勘定
 - ・ 中間納付消費税等
 - ・ 株主短期貸付金
 - ・ 役員短期貸付金
 - ・ 従業員短期貸付金

- ・ 関係会社短期貸付金 5. 関係会社短期貸付金……子会社又は親会社に対する貸付金で、事業年度の末日後1年以内に返済期限が到来するものを処理する科目である。連結財務諸表原則による連結会社相互間の債権と債務の相殺消去要件があるため、「月次貸借対照表・月次損益計算書」上明瞭に表示しておく必要がある。
 - ・ 営業外受取手形 6. 営業外受取手形……商品・製品の販売等の通常の取引以外の取引に基づいて取得した手形債権を処理する科目である。
 - ・ 受取融通手形 7. 受取融通手形……いわゆる金融目的のための融通手形を受け取ったときに、その手形債権を処理する科目である。
 - ・ 営業外電子記録債権 8. 営業外電子記録債権……商品・製品の販売等の通常の取引以外の取引に基づいて取得した電子記録債権を処理する科目である。
- 【巻末資料B：仕訳例】消費税等の中間納付（63頁）
未払消費税等の計上（68頁）

28. 不渡手形（1158）
- ・ 破産債権等勘定
 - ①手形債権のうち、その履行を拒絶されたものを一時的に処理する科目である。
 - ②取立不能の見込額を控除した後の金額のうち、事業年度の末日後1年以内に回収されないことが明らかなものは、投資その他の資産の破産債権等勘定（科目コード1258を代替使用）に振替処理をする。
 - ③当科目は、代替使用できない。
- 代替使用の範囲
- 【巻末資料B：仕訳例】手持の手形の不渡り（60頁）
割り引いた手形の不渡り（61頁）

29. 不渡電子記録債権（1168）
- ・ 破産債権等勘定
 - ①電子記録債権のうち、その履行を拒絶されたものを一時的に処理する科目である。
 - ②取立不能の見込額を控除した後の金額のうち、事業年度の末日後1年以内に回収されないことが明らかなものは、投資その他の資産の破産債権等勘定（科目コード1258を代替使用）に振替処理をする。
 - ③当科目は、代替使用できない。
- 代替使用の範囲

30. その他の流動資産（1159）
- ・ 破産債権等勘定
 - ①当座資産及びたな卸資産以外のもので、科目コード1151～1158及び1161～1171で処理した科目を除いたものを一括して処理する科目である。
 - ②「その他の流動資産(1159)」は、補助コードによって細分化し、決算時における財務諸表の勘定科目内訳明細書作成にとっての便宜を提供しなければならない。
 - ③当科目の代替使用の範囲は、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権（期間が1年未満の債権）又はその他流動資産に限られる。
- 代替使用の範囲

31. 貸倒引当金（1171） ■中小会計要領のポイント

4. 貸倒損失、貸倒引当金

- (1) 倒産手続き等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上する。
- (2) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上する。
- (3) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。

①流動資産に属する金銭債権に対する取立不能見込額を処理する科目である。

②貸倒引当金は、対象とする金銭債権が属する項目に対する控除項目として表示しなければならない。ただし、流動資産の控除項目として一括して表示することもできる。

また、取立不能見込額を控除した残額のみを記載することもできる。この場合には注記が必要となる（会社計算規則第78条、第103条①二）。

なお、法人税法では、事業年度終了の時ににおいてその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権のその損失の見込額の合計額（個別評価による貸倒引当金）と、事業年度終了の時ににおける売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の額に政令で定める一定率を乗じて計算した金額（一括評価による貸倒引当金）の合計額を、貸倒引当金の繰入限度額として規定している（法人税法第 52 条）。

③貸倒引当金の繰り入れは、差額補充法による（中小企業会計指針 18、金融商品会計実務指針 125）。法人税法上の原則は洗替法であるが、差額補充法によることも認められる（法人税基本通達 11-1-1）。なお、戻し入れ益が生じた場合は、原則として営業費用又は営業外費用から控除するか営業外収益として処理する（金融商品会計実務指針 125）。

④割引手形、裏書手形等に対する貸倒引当金相当額は保証債務(2127、2128)として負債の部に計上することが望ましい。

⑤当科目は、代替使用できない。

【巻末資料 B：仕訳例】貸倒引当金の計上（68 頁）

代替使用の範囲

B 固定資産

■中小会計要領のポイント

8. 固定資産

- (1) 固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類する。
- (2) 固定資産は、原則として、取得原価で計上する。
- (3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。
- (4) 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。
- (5) 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。
- (6) 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する。

①固定資産に係る項目は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類される（会社計算規則第74条②）。

「月次貸借対照表・月次損益計算書」では、有形固定資産に科目コード1211～1225、無形固定資産に科目コード1231～1237、投資その他の資産に科目コード1251～1265を充当している。

②企業が、その事業目的を達成するために所有し、かつ、その加工若しくは売却を予定しない財貨は、すべて固定資産に属する。なお、固定資産のうち残存耐用年数が1年以下となったものは流動資産とせず固定資産に含ませ、たな卸資産のうち恒常在庫品として保有するもの、若しくは余剰品として長期間にわたって所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする（企業会計原則注16）。

③一括償却資産を取得時に資産計上する場合、TKCシステムでは、「その他の有形固定資産(1224)」に計上することを前提としてシステムを構築している。

④ファイナンス・リース取引により取得したリース資産を資産計上する場合は、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。

B-1 有形固定資産

①有形固定資産には、建物（建物付属設備を含む）、構築物、機械及び装置、船舶、車両運搬具、工具、器具及び備品、土地、リース資産、建設仮勘定その他これらに準ずる資産が含まれる（会社計算規則第74条③二）。

1. 建物（1211）

①企業が所有し、現に事業の用に供している建物を処理する科目である（会社計算規則第74条③二イ）。

賃貸中の建物の取扱

②営業目的のために他人に貸与している建物（有形固定資産）は営業の用に供するものに含まれるが、賃貸等他の用途に供している建物は投資不動産として投資その他の資産に表示することを原則とする（以下の有形固定資産についても同様。財務諸表等規則ガイドライン22）。

代替使用の範囲

③当科目の代替使用の範囲は、有形減価償却資産に限られる。

2. 建物付属設備

（1218）

決算諸表システム

①企業が所有し、現に事業の用に供している暖房、照明、通風等の付属設備を処理する科目である（会社計算規則第74条③二イ）。

②TKCシステムから出力する決算書では、当科目は「建物(1211)」に合算して表示するプログラムとなっている。

代替使用の範囲

③当科目の代替使用の範囲は、有形減価償却資産に限られるが、上記②に留意すること。

3. 構築物（1212）

①企業が所有するドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物を処理する科目である（会社計算規則第74条③二ロ）。

代替使用の範囲

②当科目の代替使用の範囲は、有形減価償却資産に限られる。

4. 機械及び装置 (1213)
代替使用の範囲
- ①企業が所有する機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備を処理する科目である（会社計算規則第74条③二ハ）。
②当科目の代替使用の範囲は、有形減価償却資産に限られる。
5. 船舶 (1214)
代替使用の範囲
- ①企業が所有する船舶及び水上運搬具を処理する科目である。
②当科目の代替使用の範囲は、有形減価償却資産に限られる。
6. 車両運搬具 (1215)
代替使用の範囲
- ①企業が所有する鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具（けん引用馬及び牛を含む）を処理する科目である。
②当科目の代替使用の範囲は、有形減価償却資産に限られる。
【巻末資料B：仕訳例】固定資産の売却（61頁）
7. 工具、器具及び備品 (1216)
代替使用の範囲
- ・ 書画、骨董
 - ・ 白金製るつぼ
- ①企業が所有する耐用年数1年以上で相当額以上の工具、器具及び什器備品並びに容器を処理する科目である。
②次に掲げる非減価償却資産についても、当科目で処理する。
1. 書画、骨董
 2. 白金製るつぼ
8. 空欄 (1217)
代替使用の範囲
- ・ 山林・植林・家畜
 - ・ 航空機その他
- ①有形減価償却資産科目で、科目コード1211～1216で処理した科目以外のものを処理する科目として用意されている。
②当科目で処理すべきものを次に掲げる。
1. 山林、植林、家畜（生物）……減価償却資産としての山林及び植林並びに家畜を処理する科目である。
 2. 航空機その他……航空機等その他の減価償却資産を処理する科目である。
9. 土地 (1221)
賃貸中の土地の処理
代替使用の範囲
- ①企業が所有する工場及び事務所の敷地の他、社宅敷地、運動場、農園等の経営付属用の土地及び遊休中の土地を処理する科目である。
②なお、「建物（1211）」の項で記述したとおり、賃貸等、事業目的外の他の用途に供している土地は、投資不動産として区別しなければならない。
③当科目は代替使用できない。
10. リース資産 (1223)
- 中小会計要領のポイント
10. リース取引
リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。
- ①ファイナンス・リース取引により取得した有形固定資産（リース資産）を処理する科目である。
②なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引を賃貸借処理する場合は、「リース料(6234)」及び「リース料(5468)」で処理する。
③当科目の代替使用の範囲は、有形減価償却資産に限られる。
【巻末資料B：仕訳例】リース取引（61頁）
11. 建設仮勘定 (1222)
- ①企業が将来事業の用に供することを目的として購入・支出した建設中又は製造中の有形固定資産を処理する科目である。
なお、建設仮勘定には、当該有形固定資産の引取費用等の付随費用も含まれる（企業会計原則第三5D）他、設備の建設（土地の取得を含む）のために支出した手付金若しくは前渡金、又は同様な目的のために取得した機械で保管中（未使用）のものを含む（財務諸表等規則ガイドライン22-9）ことに注意しなければならない。
②建設仮勘定は、当該有形固定資産の建設が完了し事業の用に供された時点で、建

設目的としての相手勘定に振り替える必要があるので、会計伝票及び補助元帳の面では建設目的別に区分しておく必要がある。

代替使用の範囲

③当科目は、代替使用できない。

【巻末資料B：仕訳例】建設仮勘定の計上（64頁）

12. その他の有形固定資産
(1224)

①有形固定資産のうち、科目コード1211～1223で処理した科目を除いたものを一括処理する科目である。

②一括償却資産を取得時に資産計上する場合は、当科目に計上する。

③「その他の有形固定資産(1224)」の内訳については、補助コード等を利用してこれを細分化し、決算時における勘定科目内訳明細書作成にとっての便宜を提供しなければならない。

13. 減価償却累計額
(1225)

減価償却累計額の
表示

①減価償却の会計処理を間接法で行った場合の減価償却費の累計額を処理する科目である。

②有形固定資産の減価償却累計額の表示方法は、その資産が属する項目ごと又は一括して減価償却累計額を控除する形式（間接法）と、減価償却累計額を控除した残額のみを記載し、減価償却累計額を注記する方法（直接法）を選択することが認められている（会社計算規則第79条、第103条①三）。

「財務三表システム」では、どちらの会計処理も選択できるが、間接法を採用する場合は「減価償却累計額(1225)」により一括して減価償却累計額を控除することとする。また、直接法を採用する場合は、TPS1000の「個別注記表の作成」機能で減価償却累計額を注記する。

償却見込額の処理

③期中の月次決算において期首からの減価償却見込額を計上する場合は、「減価償却累計額(1225)」で処理しておくべきものとする。

④そして、決算整理の段階で、正規の減価償却累計額を直接法により「決算諸表」に表示する方法をとる場合には、月次決算で概算計上した減価償却費をマイナス仕訳で計上後、正規の減価償却費を計上することになる。

⑤有形固定資産を除却したときは、除却した固定資産の取得原価とその減価償却累計額とを、固定資産の区分から除去しなければならない(旧企業会計原則第三4(一)B)。

減損会計を適用する
場合

⑥「固定資産の減損に係る会計基準」を適用する場合、有形固定資産の減損損失累計額の表示方法は、当該各資産の金額から減損損失累計額を控除した残額のみを記載する形式（直接法）を原則とするが、減損損失累計額を独立表示して控除する形式または減価償却累計額と合算して控除する形式（間接法）も認められている。なお、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示する場合は、減損損失累計額が含まれている旨を注記する必要がある（会社計算規則第80条、第103条①四）。

「財務三表システム」では、減損損失累計額を間接法で表示する場合は、「減価償却累計額(1225)」に含めて表示し、その旨を注記することとする。

代替使用の範囲

⑦当科目は、代替使用できない。

【巻末資料B：仕訳例】月次の減価償却費の概算額の計上（66頁）

減価償却費の計上（67頁）

- B-2 無形固定資産**
- 減価償却額の表示 ①無形固定資産には、のれん、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェア、リース資産その他これらに準ずる資産が含まれる（会社計算規則第74条③三、財務諸表等規則第27条）。
- 代替使用の範囲 ②無形固定資産に対する減価償却及び減損損失の会計処理は、直接法だけが認められていることに注意しなければならない（会社計算規則第81条、財務諸表等規則第30条）。
- ③無形固定資産に属する科目（1231～1237）の代替使用の範囲は、無形固定資産に属する科目に限られる。
- 14. のれん（1231）**
- ①他人から有償取得又は合併等により取得したのれん（営業権）を処理する科目である。
- なお、負ののれん発生益は、特別利益の「空欄(8112等)」で処理する。
- ②会社法では、のれんの償却についての具体的な規定は存在しないが、企業結合に関する会計基準第32項では、「のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する」とされている。
- なお、のれんの当期償却額は、販売費及び一般管理費に計上する（企業結合に関する会計基準47）。
- ③法人税法上、営業権は、定額法により5年間で均等償却しなければならない（法人税法施行令第48条①四、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第3）。
- ④法人税基本通達7-1-5は、繊維工業における織機の登録権利等の法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく登録、認可等により取得する権利及びその権利の維持又は保全のために支出する費用も営業権として認めている。
- 15. 借地権（1233）**
- ①他人から有償取得した借地権（地上権を含む）を処理する科目である。
- 16. 空欄（1234）(1235)**
- 代替使用の範囲
- ・ 特許権
 - ・ 商標権
 - ・ 実用新案権
 - ・ 意匠権
 - ・ 鉱業権
 - ・ 漁業権（入漁権）
 - ・ 貸借権利金等
- ②当科目で処理すべき無形固定資産を次に掲げる。
1. 特許権
 2. 商標権
 3. 実用新案権
 4. 意匠権
 5. 鉱業権
 6. 漁業権（入漁権を含む）
 7. 貸借権利金等
- 貸借権利金等（法人税法施行令第14条①六イ～ホ）は、法人税法上、繰延資産の範囲に含まれているが、その実質的内容を勘案して、無形固定資産又は投資その他の資産に記載することが望ましい。
8. その他ノウハウ等の無形固定資産
 9. ファイナンス・リース取引により取得した無形固定資産（リース資産）
- ③なお、科目コード1234は、システム上「課税取引の発生しない科目（消費税属性がBの科目）」として定義されていることに注意する。
- 17. ソフトウェア（1237）**
- ①市場販売目的のソフトウェア及び自社利用を目的として外部購入又は自社制作したソフトウェアのうち、将来の収益獲得・費用削減が確実なもの等は無形固定資産として計上する。なお、ソフトウェアは、減価償却資産として償却計算を行う（法人税法施行令第13条①八リ及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第三、六）。

18. 電話加入権(1236)

- ①第一種電気通信事業者（N T T等）又は仲介業者から有償取得した電話加入権を処理する科目である。
- ②電話加入権は、その他の無形固定資産に属する資産であるが、どの企業も必ず有するものであるため、独立科目として表示した。

B-3 投資その他の資産

①次に掲げる資産を投資その他の資産に属する資産としている（会社計算規則第74条③四）。

1. 関係会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く）その他流動資産に属しない有価証券
2. 出資金
3. 長期貸付金
4. 次に掲げる繰延税金資産
 - (1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産
 - (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、事業年度の末日後1年内に取り崩されると認められないもの
5. その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
6. その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの

代替使用の範囲

②投資その他の資産に属する科目（1251～1265）の代替使用の範囲は、投資その他の資産に属する科目に限定される。

19. 投資有価証券

(1252)

■中小会計要領のポイント

5. 有価証券

- (1) 有価証券は、原則として、取得原価で計上する。
- (2) 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。
- (3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。
- (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

関係会社株式の取扱

①流動資産に属しない株式及び社債を処理する科目である。

②関係会社の株式又は持分は、関係会社株式の項目をもって別に表示しなければならない（会社計算規則第82条①）。

【巻末資料B：仕訳例】有価証券の売却（62頁）

その他有価証券評価差額金の計上（70頁）

その他有価証券評価差額金の戻し入れ（71頁）

20. 出資金（1251）

関係会社出資金の
取扱

①持分会社や各種の組合等（任意組合・匿名組合・有限責任事業組合（LLP）を含む）に対する持分を処理する科目である。

②関係会社に対する出資金は、関係会社出資金の項目をもって別に表示しなければならない（会社計算規則第82条①）。

21. 空欄（1253）（1254）

代替使用の範囲

・ 関係会社出資金

・ 関係会社株式

・ 関係会社社債

・ 長期定期預金

①投資その他の資産に属する科目のうち、科目コード1251及び1252で処理した科目以外のものを処理する科目として用意されている。

②当科目で処理すべき投資その他の資産の科目を次に掲げる。

1. 関係会社出資金……関係会社に対する出資金を処理する科目である。関係会社に対する出資金は、関係会社出資金の項目をもって別に表示しなければならない（会社計算規則第82条①）。
2. 関係会社株式……関係会社の株式又は持分を処理する科目である。関係会社の株式又は持分は、関係会社株式の項目をもって別に表示しなければならない（会社計算規則第82条①）。
3. 関係会社社債……関係会社の社債を処理する科目である（財務諸表等規則第32条①三）。
4. 長期定期預金……長期投資目的定期預金を処理する科目である。預金のうち、その履行期が事業年度の末日後1年を超えるもの、又は超えると認められ

- るものは、投資その他の資産に記載する。
- ・ 投資不動産
 5. 投資不動産……投資の目的で所有する土地、建物、その他の不動産を処理する科目である。賃貸等の用途に供している土地、建物、その他の不動産も、投資不動産に属する。
 - ・ 支店勘定
 6. 支店勘定……空欄(1157)の項で説明した本支店勘定の会計処理のうち、(3)の処理方法を採用する場合に、当科目を支店勘定として利用し、支店の開設時において本店側が負担した支店の資本的要素(元金)を表示する。なお、通常の業務上発生する内部の債権、債務については、経営分析上、流動資産又は流動負債に属する科目で処理すべきである。
22. 敷金 (1255) ①賃貸借契約に基づき支出した敷金で、当該契約解除の際に返還されるものを処理する科目である。
23. 長期貸付金(1256) ①貸付金のうち、その履行期が事業年度の末日後1年を超えるもの、又は超えると認められるものを処理する科目である。
- ・ 関係会社長期貸付金
 - ②関係会社に対する金銭債権をその金銭債権が属する項目ごとに、他の金銭債権と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権の当該関係会社に対する金銭債権が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額を注記しなければならない(会社計算規則第103条①六)。
 - ③取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額を注記しなければならない(会社計算規則第103条①七)。
24. 長期前払費用 (1257) ①すでに支出した費用の前払で、事業年度の末日後1年を超えた後に費用となるものを処理する科目である。
- ②長期前払費用には、次に掲げるものが含まれる。
1. 借入保証料の前払計上分
 2. 長期生命保険料の前払計上分
 3. 税法上の繰延資産等
- ③長期前払費用を費用化する場合の費用科目は、本来の費用科目をもって行う。
25. 繰延税金資産 (1265) ①繰延税金資産を処理する科目である(会社計算規則第74条③四ホ)。
- 決算諸表システム ②TKCシステムから出力する決算書では、「繰延税金資産(1265)」と「繰延税金負債(2265)」の両方に残高が計上されている場合、その差額を計算した上で、借方差額の場合には投資その他の資産に「繰延税金資産」として、貸方差額の場合には固定負債に「繰延税金負債」として表示する(会社計算規則第83条①)。
- 代替使用の範囲 ③当科目は、代替使用できない。
- 【巻末資料B：仕訳例】繰延税金資産・繰延税金負債の計上(70頁)
 その他有価証券評価差額金の計上(70頁)
 その他有価証券評価差額金の戻し入れ(71頁)
26. 空欄 (1258)(1261) (1262) ①投資その他の資産に属する科目で、科目コード1251~1257、1259、1265で処理した科目以外のものを処理する科目として用意されている。
- 代替使用の範囲 ②当科目で処理すべき投資その他の資産の科目を次に掲げる。
- ・ 株主長期貸付金
 1. 株主・役員・従業員長期貸付金……取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額を注記しなければならない(会社計算規則第103条①七)。
 - ・ 役員長期貸付金
 2. 関係会社長期貸付金……関係会社に対する金銭債権をその金銭債権が属する項目ごとに、他の金銭債権と区分して表示していないときは、当該関係会社
 - ・ 従業員長期貸付金
 - ・ 関係会社長期貸付金

に対する金銭債権の当該関係会社に対する金銭債権が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額を注記しなければならない（会社計算規則第103条①六）。

- ・長期差入保証金
 - ・破産更生債権等
 - ・公共施設負担金
 - ・共同施設負担金
 - ・繰延広告宣伝費
 - ・役員生命保険積立金
 - ・繰延消費税等
 - ・リサイクル預託金
 - ・その他
3. 長期差入保証金……差入保証金（代用有価証券を含む）で、契約又は一般の取引慣行において短期間に返却されないものを処理する科目である。
 4. 破産更生債権等……破産債権、再生債権、更生債権、その他これらに準ずる債権で、事業年度の末日後1年を超えて回収されるもの、又は回収されると認められるものを処理する科目である。破産更生債権等の貸倒見込額の会計処理は、直接控除方式を採用し、注記する。
 5. 公共施設負担金（法人税法施行令第14条①6号イ）
 6. 共同施設負担金（法人税法施行令第14条①6号イ）
 7. 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用（法人税法施行令第14条①6号ニ）
法人税法施行令第14条①6号イ～ホの規定に基づく共同施設負担金等は、法人税法上繰延資産の範囲に含まれているが、その実質的内容を勘案して、無形固定資産又は投資その他の資産に記載することが望ましい。
 8. 役員生命保険積立金
 9. 繰延消費税等……控除対象外消費税額等のうち、たな卸資産に係るもの以外で一の資産に係るものの金額が20万円以上のもの（法人税法施行令第139条の4～6）について処理する科目である。
 10. リサイクル預託金……自動車リサイクル法に基づく自動車のリサイクル料金のうち、シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金については、自動車在使用済自動車として引取業者に引き渡す時まで使われずに資金管理法人で管理されるため、資産計上する必要がある。この資産計上するリサイクル料金を処理する科目である。
なお、自動車のリサイクル料金のうち、資金管理料金については、支払われた後資金管理法人において使われ始めるため、支払った時点で費用計上する。
 11. その他、投資その他の資産に該当するもの

27. 貸倒引当金(1259)

■中小会計要領のポイント

4. 貸倒損失、貸倒引当金

- (1) 倒産手続き等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上する。
- (2) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上する。
- (3) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。

①投資その他の資産に属する金銭債権に対する取立不能見込額を処理する科目である。

なお、法人税法では、事業年度終了の時にその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権のその損失の見込額の合計額（個別評価による貸倒引当金）と、事業年度終了の時にける売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の額に政令で定める一定率を乗じて計算した金額（一括評価による貸倒引当金）の合計額を、貸倒引当金の繰入限度額として規定している。

②貸倒引当金の繰り入れは、差額補充法による（中小企業会計指針18、金融商品会計実務指針125）。法人税法上の原則は洗替法であるが、差額補充法によることも認められる（法人税基本通達11-1-1）。なお、戻し入れ益が生じた場合は、原則として営業費用又は営業外費用から控除するか営業外収益として処理する（金融

代替使用の範囲 商品会計実務指針 125)。
③当科目は、代替使用できない。

C 繰延資産

■中小会計要領のポイント

9. 繰延資産

(1) 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費は、費用処理するか、繰延資産として資産計上する。

(2) 繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却する。

会社法上の取扱

①会社計算規則では、繰延資産として計上することが適当であると認められるものを繰延資産に計上することとされており、具体的な例示はないが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」では、株式交付費、社債発行費（新株予約権の発行に係る費用を含む）、創立費、開業費、開発費を繰延資産として取り扱っている。

法人税法上の取扱

②法人税法上、繰延資産は、支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶ費用で、資産の取得価額に算入される費用及び前払費用以外のものとされる。具体的には、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債等発行費の他、次に掲げる費用で、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものを含めている。

1. 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
2. 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用
3. 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
4. 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
5. その他自己が便益を受けるために支出する費用

なお、これらの法人税法上固有の繰延資産については、その内容により無形固定資産又は投資その他の資産（長期前払費用）に計上し、原則として繰延資産に計上してはならない。

償却限度額の計算

③法人税法上、繰延資産の償却限度額は、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債等発行費についてはその繰延資産の額（直ちに損金経理された金額を控除する）、その他のものについては、繰延資産の額に、当該事業年度の月数を支出の効果が及ぶ期間の月数で除した値を乗じて得た金額とする。詳しくは、法人税基本通達 8-2-3 を参照されたい。なお、20万円未満の少額繰延資産については、損金経理を認めている（法人税法第2条24、同施行令第14条、第64条①、第134条）。

代替使用の範囲

④繰延資産に属する科目（1311～1313）の代替使用の範囲は、繰延資産に属する科目に限定される。

1. 空欄（1311）（1312） （1313）

①繰延資産として計上することが適当であると認められるものを処理すべき科目として用意されている。

②当科目で処理すべき繰延資産科目を次に掲げる。

1. 創立費……発起人に支払う報酬、会社の負担すべき設立費用を処理する科目である。
2. 開業費……開業準備のために支出した金額を処理する科目である。
3. 開発費……次の目的のために特別に支出した金額を処理する科目である。
 - (1) 新技術又は新経営組織の採用
 - (2) 資源の開発
 - (3) 市場の開拓
4. 株式交付費……新株の発行又は自己株式の処分のために支出した費用を処理する科目である。
5. 社債発行費……社債の発行のために支出した費用を処理する科目である。
6. 新株予約権発行費……新株予約権の発行のために支出した費用を処理する科目である。

D 流動負債

■中小会計要領のポイント

3. 金銭債権及び金銭債務

- (1) 金銭債権は、原則として、取得価額で計上する。
- (2) 金銭債務は、原則として、債務額で計上する。
- (3) 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、貸借対照表の注記とする。

12. 外貨建取引等

- (1) 外貨建取引（外国通貨建で受け払いされる取引）は、当該取引発生時の為替相場による円換算額で計上する。
- (2) 外貨建金銭債権債務については、取得時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上する。

①負債の部は、流動負債及び固定負債に分類される（会社計算規則第75条①）。
「月次貸借対照表・月次損益計算書」では、流動負債に科目コード2111～2165、固定負債に科目コード2211～2313を充当している。

②取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が1年以内に到来する債務は、流動負債に属する。また、引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金のように、通常1年以内に使用される見込のものは流動負債に属するものとする（企業会計原則第三4(二)A）。

1. 支払手形 (2111)

①仕入先との通常の取引に基づいて発生した手形債務を処理する科目である（会社計算規則第75条②一イ）。ここで通常の取引とは、商品、原材料、製造用消耗品等の仕入や加工作業の外注等のことであり、少額の場合を除き、設備の建設、固定資産又は有価証券の購入その他通常の取引以外の取引を含めないものであるから注意する。

代替使用の範囲

②当科目は、代替使用できない。

2. 電子記録債務 (2144)

代替使用の範囲

①仕入先との通常の取引に基づいて発生した電子記録債務を処理する科目である。

②当科目は、代替使用できない。

3. 買掛金 (2112)

代替使用の範囲

他システムとの関連

①仕入先との通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金を処理する科目である（会社計算規則第75条②一ロ）。

②当科目は、代替使用できない。

③DAIC2を利用する場合、当科目は工事未払金を処理する科目として使用される。

4. 空欄 (2133)

代替使用の範囲

- ・子会社支払手形
- ・子会社買掛金
- ・親会社支払手形
- ・親会社買掛金

- ・その他の買入債務

①当科目は、買入債務として扱われるから、買入債務に属する科目に限り処理する科目として用意されている。

②当科目で処理すべき買入債務を次に掲げる。

1. 子（親）会社支払手形又は子（親）会社買掛金……子会社又は親会社との取引によって発生した買入債務を処理する科目である。

関係会社に対する金銭債務をその金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債務の当該関係会社に対する金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額を注記しなければならない（会社計算規則第103条①六）。

2. その他の買入債務……買入債務に属する科目で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該買入債務を示す名称を付した科目をもって別に掲記する場合、当科目を使用する。

5. 短期借入金 (2113)

①事業年度の末日後1年以内に返済期限の到来する借入金を処理する科目である。
②借入金の範疇に含まれる科目は、「短期借入金(2113)」のほか、「1年以内返済長期借入金(2135)」、「社債(2216)」、「長期借入金(2212)」、「割引手形(2122)」及び「割引電子記録債権(2132)」のみであるため、株主・役員・従業員短期借入金、及び当座借越（手形借入などの方法に代わるものとして当座借越契約を利用しているものに限る）についても「短期借入金(2113)」に含めて処理しなければならない。

なお、取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額を注記しなければならない（会社計算規則第103条①八）。

代替使用の範囲

③当科目は、代替使用できない。

6. 1年以内返済長期借入金 (2135)

代替使用の範囲

①当初の履行期が事業年度の末日後1年を超える借入金又は超えると認められた借入金のうち、1年以内に返済期限の到来する長期借入金を処理する科目である。

②当科目は、代替使用できない。

【巻末資料B：仕訳例】長期借入金から1年以内返済長期借入金への振替（67頁）

7. 未払金 (2114)

代替使用の範囲

他システムとの関連

①広告料、販売手数料、売上割戻金等のように、通常取引に関連して発生する買掛金以外の未払金（未払費用に該当するものを除く）で、一般取引慣行として発生後短期間に支払われるもの、及びその他の未払金で、1年以内に支払われると認められるものを処理する科目である（財務諸表等規則ガイドライン 47-5、47-6、49-1-5）。

②ファイナンス・リース取引により発生したリース債務のうち、支払期限が事業年度の末日後1年以内に到来するものについても、当科目で処理する。

③クレジットカードにより支払う場合は、補助コード等を利用してクレジットカード会社ごとや口座ごとに分類することが望ましい。

④当科目は、代替使用できない。

⑤未払金の支払いは、TKCシステムから出力する「キャッシュ・フロー計算書」においては、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「月例資金管理表システム」の「資金繰り実績表」においては、経常支出として認識される。従って、設備の建設、固定資産又は有価証券の購入その他通常取引以外の取引に基づいて発生した未払金の支払いについても、「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び経常支出となることに留意する。

なお、事業年度の末日後1年以内に支払期限が到来するリース債務等について、長期未払金から未払金へ振り替えた場合は、TPS1000の「キャッシュ・フロー計算書の補正入力機能」で補正する必要があることに注意する。

⑥「月例資金管理表システム」の「資金繰り実績表」において、固定資産等の購入により発生した未払金の支払いを「固定資産購入」に表示する場合は、「資金外諸口(9992)」の「固定資産代金精算口」を参照すること。

【巻末資料B：仕訳例】長期未払金から未払金への振替（67頁）

8. 未払費用 (2115)

■中小会計要領のポイント

7. 経過勘定

(1) 前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めない。

(2) 未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映する。

①賃金又は給料、支払利息、賃借料等のように、継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて、決算日（月次決算日）までに提供された役務に対する未払額で当該事業年度の費用に属するものを処理する科目である。

代替使用の範囲

②当科目は、代替使用できない。

9. 未払法人税等 (2125)
 代替使用の範囲
- ①法人税（地方法人税を含む）、法人住民税（均等割を含む）及び事業税（付加価値割・資本割を含む）の未納付額を計上する場合に利用する科目である。
 ②期末における事業税（付加価値割・資本割を含む）の未納付額は、収益と対応させるため、発生基準で計上する。
 ③当科目は、代替使用できない。
 【巻末資料B：仕訳例】未払法人税等の計上（69頁）
10. 空欄 (2134)
 代替使用の範囲
- ①「未払法人税等(2125)」及び「未払消費税等(2136)」に計上すべき税金以外の税金の未納付額を処理する科目である。「未払事業所税」等が該当する。
 ②当科目の代替使用の範囲は、税金の未納付額に限られる。
11. 未払消費税等 (2136)
 代替使用の範囲
- ①消費税・地方消費税の未納付額を計上する場合に利用する科目である。
 ②当科目は、代替使用できない。
 【巻末資料B：仕訳例】未払消費税等の計上（68頁）
12. 繰延税金負債 (2165)
 決算諸表システム
 代替使用の範囲
- ①流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債を処理する科目である。ただし、平成30年4月1日以後に開始する事業年度では、繰延税金負債は固定負債に計上することとされたため、「繰延税金負債(2265)」で処理し、当科目は利用できない（会社計算規則第75条②二ホ）。
 ②TKCシステムから出力する決算書では、当科目に残高が計上されている場合、投資その他の資産又は固定負債に「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」と表示する。
 ③当科目は、代替使用できない。
13. 前受金 (2116)
 代替使用の範囲
 他システムとの関連
- ①得意先との通常の取引に基づいて発生した商品、製品等の前受代金、建設業の未成工事受入金、及び役務の提供を主目的として営業する企業の前受収入を処理する科目である。
 ②当科目は、代替使用できない。
 ③DAIC2を利用する場合、当科目は未成工事受入金を処理する科目として使用される。
14. 預り金 (2117)
 代替使用の範囲
- ①取引先等との通常の取引に関連して発生する預り金で、一般の取引慣行として発生後短期間に返済されるもの、及びその他の預り金で1年以内に返済されると認められるもの、並びに会社が源泉徴収した役員又は従業員の所得税等を処理する科目である（財務諸表等規則ガイドライン49-1-10）。
 ②当科目の代替使用の範囲は、後述の「空欄(2121)」に準ずる。
 【巻末資料B：仕訳例】賞与の支給（65頁）
15. 前受収益 (2118)
- 中小会計要領のポイント
7. 経過勘定
 (1) 前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めない。
 (2) 未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映する。
- ①一定の契約に従い、継続して営業外収益に係る役務の提供を行う場合、未だ提供していない役務に対し支払いを受けた場合の対価を処理する科目である。前受収益は、役務提供以外の契約等による前受金とは区別しなければならない（企業会計原則注5（2））。
 ②当科目は、代替使用できない。

16. 仮受金 (2119) ①取引先等から金銭を受け入れたが、一時的にその取引内容が不明である場合、また取引内容が明確であっても最終的に受け取る金額が確定していない場合に、その仮受けした金額を処理する科目である。
 なお、仮受金は未決算勘定であるので、決算期末には、その取引の実態に即した勘定科目に振り替えておかなければならない。
 代替使用の範囲 ②当科目の代替使用の範囲は、後述の「空欄(2121)」に準ずる。
17. 仮受消費税等 (2164) ①税抜き経理を選択した場合に消費税法に規定する「課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額」を処理する科目である。
 代替使用の範囲 ②当科目は、消費税完全対応型の「財務三表システム」において、税抜き経理方式を選択した場合の課税売上げに係る消費税等を自動集計するため、代替使用はできない。
 【巻末資料B：仕訳例】未払消費税等の計上 (68 頁)
 未収還付消費税等の計上 (69 頁)
18. 空欄 (2121) ①流動負債に属する科目で、科目コード 2111～2119 及び 2122、2125、2126、2132～2136、2144、2164、2165 で処理した科目以外のものを独立処理する科目として用意されている。
 代替使用の範囲 ②当科目で処理すべき流動負債科目を次に掲げる。
 ・営業外支払手形 1. 営業外支払手形……設備の建設、固定資産又は有価証券の購入等の代金支出のため振出した支払手形を処理する科目である。
 ・営業外電子記録債務 2. 営業外電子記録債務……設備の建設、固定資産又は有価証券の購入等の代金支出のため振出した電子記録債務を処理する科目である。
 ・本支店勘定 3. 本支店勘定……「空欄(1157)」の項で説明した本支店勘定の会計処理のうち、(1)又は(3)の処理方法を採用する場合に、当科目で本支店勘定の貸方残を処理するものとする。
 ・株主役員等預り金 4. 株主・役員・従業員預り金……社内預金等の株主、役員又は従業員からの預り金は、通常取引に基づくものではないので、「預り金(2117)」と区分表示することが望ましい。
 ・預り保証金 5. 預り保証金……取引に関連する短期の入札保証金等を処理する科目である。
 ・未払配当金等 6. 未払配当金等……その他管理目的に応じ、当科目を、未払配当金、未払給与賃金等の特定未払金を処理する科目として利用することができる。
 ・資産除去債務 7. 資産除去債務……資産除去債務のうち、事業年度の末日後1年以内に履行が見込まれるものを処理する。
 【巻末資料B：仕訳例】決算配当の計上 (72 頁)
19. 割引手形 (2122) ①割引に付した受取手形の評価勘定である割引手形を処理する科目である。詳しくは前述の「受取手形(1121)」の項を参照されたい。
 代替使用の範囲 ②当科目は、代替使用できない。
 【巻末資料B：仕訳例】手形の割引 (60 頁)
 割り引いた手形の決済 (60 頁)
 割り引いた手形の不渡り (61 頁)
20. 割引電子記録債権 (2132) ①割引に付した電子記録債権の評価勘定である割引電子記録債権を処理する科目である。詳しくは前述の「電子記録債権(1124)」の項を参照されたい。
 代替使用の範囲 ②当科目は、代替使用できない。
21. 空欄 (2123) (2124) ①当科目の利用法は、前述の「空欄(2121)」に準ずる。

22. 賞与引当金 (2126)

■中小会計要領のポイント

11. 引当金

(1) 以下に該当するものを引当金として、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。

- ・将来の特定の費用又は損失であること
- ・発生が当期以前の事象に起因すること
- ・発生の可能性が高いこと
- ・金額を合理的に見積ることができること

(2) 賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する。

(3) 退職給付引当金については、退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する。

(4) 中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用処理する。

①従業員に対する賞与引当金を処理する科目である。

見込賞与額の計上

②期中においては、適正な月次損益を把握するため、当科目を利用して、見込賞与額を支給対象期間で除した額を毎月計上しておくことが望ましい。

代替使用の範囲

③当科目は、代替使用できない。

【巻末資料B：仕訳例】賞与の支給 (65 頁)

賞与引当金の計上 (68 頁)

23. 空欄 (2127) (2128)

①役員賞与引当金や返品調整引当金などの流動負債に属する引当金を処理する科目として用意されている。

②割引手形、裏書手形等に対する貸倒引当金相当額は保証債務として当科目で処理することが望ましい。

代替使用の範囲

③当科目の代替使用の範囲は、流動負債に属する引当金に限られる。

【巻末資料B：仕訳例】役員賞与引当金の計上 (70 頁)

24. その他の流動負債
(2129)

①流動負債に属する科目のうち、科目コード 2111～2128、2132～2165 で処理した科目以外のものを一括して処理する科目である。

「その他の流動負債(2129)」の内訳は、会計伝票及び補助元帳の面で、補助コードによって細分化し、決算時における勘定科目内訳明細書作成にとっての便宜を提供しなければならない。

代替使用の範囲

②当科目の代替使用の範囲は、前述の「空欄(2121)」に準ずる。

- E 固定負債**
- ①社債、長期借入金等の長期債務は、固定負債に属するものとする。
 ②引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込のものは、固定負債に属するものとする（企業会計原則第三4（二）B）。
- 1. 社債（2216）**
- ・株主長期借入金
 - ・役員長期借入金
 - ・従業員長期借入金
 - ・親会社長期借入金
- 代替使用の範囲
- ①社債などの有利子負債を処理する科目として用意されている。
 ②株主・役員・従業員長期借入金、親会社からの長期借入金等についても、当科目で処理する。
 なお、取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額を注記しなければならない（会社計算規則第103条①八）。
 ③当科目の代替使用の範囲は、有利子負債に限られる。
- 2. 空欄（2211）**
- 代替使用の範囲
- ①固定負債に属する科目のうち、経営分析上明らかに有利子負債に該当しないものを処理する科目として用意されている。
 ②役員借入金（無利息に限る）、長期預り金、長期預り保証金等が当科目で処理すべき科目である。
- 3. 長期借入金（2212）**
- 代替使用の範囲
- ①返済期限が事業年度の末日後1年を超えて到来する借入金を処理する科目である。
 ②株主・役員からの借入金は当科目では処理せず、利息の計上が行われている場合は「社債(2216)」、利息の計上が行われていない場合は「空欄(2211)」等でそれぞれ処理する。
 ③当科目は、代替使用できない。
【巻末資料B：仕訳例】 長期借入金から1年以内返済長期借入金への振替（67頁）
- 4. 空欄（2213）**
- ・資産除去債務
 - ・リース資産減損勘定
- 代替使用の範囲
- ①固定負債に属する科目で、科目コード2211、2212、2214～2265で処理した科目以外のものを処理する科目として用意されている。
 ②有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずる資産除去債務についても当科目で処理する。なお、事業年度の末日後1年以内に履行が見込まれる場合は、「空欄（2211）」で処理する。
 ③リース資産減損勘定についても当科目で処理する。
 ④当科目の代替使用の範囲は、前述の「空欄(2211)」に準ずる。
- 5. 長期未払金（2219）**
- ・長期営業外支払手形
- 代替使用の範囲
- ①固定資産を割賦取引や延払取引により取得した場合に発生した債務のうち、支払期限が事業年度の末日後1年を超えて到来するものを処理する科目である。
 ②ファイナンス・リース取引により発生したリース債務のうち、支払期限が事業年度の末日後1年を超えて到来するものについても、当科目で処理する。
 なお、1年以内に支払期限が到来するものは、「未払金(2114)」へ振り替える必要があることに留意する。
 ③設備の建設、固定資産の取得等のために振出した支払手形で、その決済期限が事業年度の末日後1年を超えて到来するものについても、当科目で処理する。
 ④当科目は、代替使用できない。
【巻末資料B：仕訳例】 リース取引（61頁）
 長期未払金から未払金への振り替え（67頁）
- 6. 空欄（2231）**
- 代替使用の範囲
- ①固定負債に属する科目で、科目コード2211～2219、2265で処理した科目以外のものを処理する科目として用意されている。
 ②当科目の代替使用の範囲は、前述の「空欄(2211)」に準ずる。

7. 繰延税金負債
(2265)

決算諸表システム

代替使用の範囲

①繰延税金負債を処理する科目である（会社計算規則第75条②二ホ）。

②TKCシステムから出力する決算書では、「繰延税金資産(1265)」と「繰延税金負債(2265)」の両方に残高が計上されている場合、その差額を計算した上で、借方差額の場合には投資その他の資産に「繰延税金資産」として、貸方差額の場合には固定負債に「繰延税金負債」として表示する（会社計算規則第83条①）。

③当科目は、代替使用できない。

【巻末資料B：仕訳例】繰延税金資産・繰延税金負債の計上（70頁）

その他有価証券評価差額金の計上（70頁）

その他有価証券評価差額金の戻し入れ（71頁）

8. 退職給付引当金
(2214)

代替使用の範囲

■中小会計要領のポイント

11. 引当金

(1) 以下に該当するものを引当金として、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。

- ・将来の特定の費用又は損失であること
- ・発生が当期以前の事象に起因すること
- ・発生の可能性が高いこと
- ・金額を合理的に見積ることができること

(2) 賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する。

(3) 退職給付引当金については、退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する。

(4) 中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用処理する。

①使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れる退職給付引当金を処理する科目である（会社計算規則第6条②一）。

②当科目は、代替使用できない。

9. 空欄 (2311) (2312)
(2313)

代替使用の範囲

①固定負債に属する引当金のうち、「退職給付引当金」以外を処理する科目として用意されている。

②当科目の代替使用の範囲は、固定負債に属する引当金に限られる。

10. その他の固定負債
(2215)

代替使用の範囲

①固定負債に属する科目で、科目コード2211～2214、2216、2219、2265、2311～2313で処理した科目以外のものを一括して処理する科目である。

「その他の固定負債(2215)」の内訳は、補助コードによって細分化し、決算時における勘定科目内訳明細書作成にのっての便宜を提供しなければならない。

②当科目の代替使用の範囲は、前述の「空欄(2211)」に準ずる。

F 純資産

■中小会計要領のポイント

13. 純資産

- (1) 純資産とは、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額をいう。
- (2) 純資産のうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成される。

①純資産の部は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類しなければならない（会社計算規則第76条①一）。

②持分会社の場合、純資産の部は、社員資本、評価・換算差額等に分類しなければならない（会社計算規則第76条①三）。

F-1 株主資本

①株主資本に係る項目は、資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式、自己株式申込証拠金に分類しなければならない（会社計算規則第76条②）。

②資本剰余金に係る項目は、資本準備金、その他資本剰余金に分類しなければならない（会社計算規則第76条④）。

③利益剰余金に係る項目は、利益準備金、その他利益剰余金に分類しなければならない（会社計算規則第76条⑤）。

④さらに、その他資本剰余金及びその他利益剰余金については、適切な名称を付した科目に細分することができる（会社計算規則第76条⑥）。

持分会社の場合

⑤社員資本に係る項目は、資本金、出資金申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金に分類しなければならない（会社計算規則第76条③）。

1. 資本金 (3111)

代替使用の範囲

①企業活動における元金である資本金を処理する科目である。

②当科目は、協同組合の場合は出資金、学校法人の場合は基本金、個人事業者の場合は元入金等と代替して利用する。

③個人事業者の場合、期首第1月に、前年末の事業主貸、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額（これらの金額の合計は「繰越利益剰余金(3331)」の残高と一致する）を元入金に振り替える。

【巻末資料B：仕訳例】増資（63頁）

減資による欠損填補（64頁）

元入金への振り替え（71頁）

2. 空欄 (3112)

代替使用の範囲

①申込期日経過後の新株式申込証拠金（持分会社の場合は出資金申込証拠金）を処理する科目である。

②当科目は、代替使用できない。

【巻末資料B：仕訳例】増資（63頁）

3. 資本準備金 (3211)

代替使用の範囲

①株式払込剰余金や株式交換差益、株式移転差益、会社分割差益、合併差益などを処理する科目である。

②設立又は株式の発行に際して払込み又は給付をした財産の額の2分の1を超えない額は、資本準備金として計上することができる（会社法第445条②、③）。

③資本剰余金を原資として配当を行う場合に、利益準備金の額と併せてその資本の4分の1に達するまで剰余金配当額の10分の1を積み立てる資本準備金も当科目で処理する（会社法第445条④、会社計算規則第22条①）。

④当科目は、代替使用できない。

4. 資本金及び資本準備金減少差益 (3341)

①資本金及び資本準備金の減少に伴い発生した資本金及び資本準備金減少差益を処理する科目である。

②FX2、財務エントリ21等のユーザ・システムでは、当科目は「資本金資本準備金減少差益」と表示される。

- 代替使用の範囲 ③当科目は、代替使用できない。
【巻末資料B：仕訳例】減資による欠損填補（64頁）
5. 自己株式処分差益 (3342) ①自己株式を取得価額を超える価額で処分した際に生じる処分差益を処理する科目である。
②期中に自己株式処分差益と自己株式処分差損の両方が生じた場合は相殺の上、自己株式処分差益の残高がある場合に当科目に計上する。なお、相殺後、自己株式処分差損が残る場合は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、「自己株式処分差損・消却額(9322)」に計上する。
代替使用の範囲 ③当科目の代替使用の範囲は、その他資本剰余金に属する科目（会社計算規則第76条⑥）に限られる。
6. 利益準備金 (3212) ①利益剰余金を原資として配当を行う場合に、資本準備金の額と併せてその資本の4分の1に達するまで剰余金配当額の10分の1を積み立てる利益準備金を処理する科目ある（会社法第445条④、会社計算規則第22条②）。
代替使用の範囲 ②当科目は、代替使用できない。
【巻末資料B：仕訳例】決算配当の計上（72頁）
7. 別途積立金 (3311) ①株主総会又は取締役会の決議に基づき積み立てる剰余金のうち、特定の目的を定めずに積み立てる剰余金を処理する科目である。
代替使用の範囲 ②当科目の代替使用の範囲は、次の「積立金(3312)」に準ずる。
【巻末資料B：仕訳例】別途積立金の積み立て（72頁）
8. 積立金 (3312) ①株主総会又は取締役会の決議に基づき積み立てる剰余金のうち、特定の目的を定めて積み立てる任意積立金を処理する科目として用意されている。
②税法等の法令又は定款の規定により剰余金の項目として処理すべき圧縮積立金、特別償却積立金等についても当科目で処理する。
税効果会計を適用する場合 ③税効果会計を適用する場合、剰余金の処分による圧縮積立金、特別償却準備金、その他租税特別措置法上の諸準備金については、繰延税金負債控除後の純額を積み立てることになる。
代替使用の範囲 ④これらの科目で処理すべき任意積立金を次に掲げる。
1. 減債積立金等、特定の目的のために積み立てる任意積立金
2. 租税特別措置法第65条の7①に基づく買換資産圧縮額を剰余金の処分によって積み立てる場合の圧縮積立金
3. 租税特別措置法第52条の3①に基づく特別償却準備金を剰余金の処分によって積み立てる場合の特別償却準備金
4. その他租税特別措置法に基づく準備金を剰余金の処分によって積み立てる場合の準備金
・本支店勘定 ⑤当科目は、本支店間の取引がある場合、支店の開業時に、支店側が受け入れた本店負担の元金を処理する本支店勘定として利用できる。詳しくは、「空欄(1157)」の項を参照されたい。
【巻末資料B：仕訳例】特別償却準備金の積み立て（70頁）
9. 空欄 (3313) (3314) (3315) ①当科目は、「積立金(3312)」に準ずる。

10. 繰越利益剰余金 (3331)
- ①当科目は自動計算科目であるため、仕訳入力では、繰越利益剰余金変動額を処理する科目（科目コード 9211～9521）を利用しなければならない（当科目で仕訳入力した場合、「月次貸借対照表・月次損益計算書」の「繰越利益剰余金(3331)」と「繰越利益剰余金期末残高(9611)」が不一致となる）。
- ②「財務三表システム」では、次の計算式により金額を算出している。
「資産の部合計」－「負債の部合計」－「資本金(3111)」－「空欄(3112)」
－「資本準備金(3211)」－「資本金及び資本準備金減少差益(3341)」
－「自己株式処分差益(3342)」－「利益準備金(3212)」－「別途積立金(3311)」
－「積立金(3312)」－「空欄(3313)」－「空欄(3314)」－「空欄(3315)」
＋「自己株式(3511)」－「空欄(3451)」－「その他有価証券評価差額金(3411)」
－「繰延ヘッジ損益(3421)」－「空欄(3221)」－「新株予約権(3611)」
- 代替使用の範囲 ③当科目は、代替使用できない。
【巻末資料B：仕訳例】前期の繰越利益剰余金の振り替え（71頁）
元入金への振り替え（71頁）
11. 自己株式 (3511)
- 代替使用の範囲 ①自己株式については当科目で処理する（会社計算規則第76条②五）。
②当科目は、代替使用できない。
12. 空欄 (3451)
- 代替使用の範囲 ①新株発行の手続きを準用した自己株式の処分を行う場合に、申込期日経過後における自己株式申込証拠金を処理する科目である（会社計算規則第76条②六）。
②新株発行の手続きを準用した自己株式の処分を行う場合、対価の払込期日をもって処分を認識する。従って、払込期日の前日までに受領した自己株式の処分の対価相当額については、処分の認識を行うまでは、当科目で処理する。
③当科目は、代替使用できない。
- F-2 評価・換算差額等
- ①評価・換算差額等に係る項目は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない（会社計算規則第76条⑦）。
- ②評価・換算差額等には、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益のように、資産又は負債は時価をもって貸借対照表価額としているが当該資産又は負債に係る評価差額を当期の損益としていない場合の当該評価差額を表示する。
- ③なお、評価・換算差額等については、これらに係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除した金額を記載する。
13. その他有価証券評価差額金 (3411)
- 代替使用の範囲 ①その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。）の評価差額を処理する科目である（財務諸表等規則第67条①一）。
②当科目は、代替使用できない。
【巻末資料B：仕訳例】その他有価証券評価差額金の計上（70頁）
その他有価証券評価差額金の戻し入れ（71頁）
14. 繰延ヘッジ損益 (3421)
- 代替使用の範囲 ①ヘッジ会計を適用する場合におけるヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。）に係る評価差額を処理する科目である（会社計算規則第2条③二十五、第53条①二、財務諸表等規則第67条①二）。
②当科目は、代替使用できない。

15. 空欄 (3221)

①土地再評価法の適用を受け、土地の再評価を実施したことにより生じた再評価差額金のうち、純資産の部に計上した金額を処理する科目である。なお、土地再評価法による再評価は平成 14 年 3 月 31 日までであることに注意する（土地再評価法第 5 条、第 6 条、第 7 条②、会社計算規則第 53 条①三、財務諸表等規則第 67 条①三）。

代替使用の範囲

②当科目は、代替使用できない。

F-3 新株予約権

16. 新株予約権 (3611)

①株式会社が発行する新株予約権を処理する科目である。

②自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示する形式を原則とするが、自己新株予約権を控除項目として表示する形式も認められている（会社計算規則第 86 条）。

「財務三表システム」では、自己新株予約権についても、当科目で処理する。

代替使用の範囲

③当科目は、代替使用できない。

- G 諸口**
- ①当科目は、複合仕訳を単純仕訳に分解するため、あるいは複合仕訳をそのままの形でコンピュータに入力するために、「諸口」として利用する科目である。
- ②当科目の追加に伴い、「空欄(1116)」及び「空欄(1234)」は、諸口勘定として使用してはならない。
- 1. 資金諸口 (9991)**
- ①資金の増減を伴う取引を処理する際に使用する「諸口」については当科目で処理する。
- ②当科目は、「月例資金管理表」やF X 2の「資金繰り実績表」を利用する場合に、「資金繰り実績表」の表示を正しくすることを目的として、複合仕訳を分解するための諸口勘定として使用することができる。
- 代替使用の範囲 ③当科目は、代替使用できない。
- 他システムとの関連 ④仕訳の入力終了時及び月次決算に当たり各科目をしめる時には、当科目の残高はゼロ円でなければ月次更新できない。
- ⑤当科目は仕訳の入力終了時及び月次決算時に残高が常にゼロ円となるため、「月次貸借対照表・月次損益計算書」には残高を表示せず、「総合仕訳帳」の最終行にその発生額を表示する。
- 2. 資金外諸口 (9992)**
- ①資金の増減を伴わない取引を処理する際に使用する「諸口」については当科目で処理する。
- 固定資産代金精算口 ②当科目は、「月例資金管理表」やF X 2の「資金繰り実績表」において、固定資産科目と同様に扱われる。そのため、当科目を資金勘定の相手科目にすることにより、「資金繰り実績表」に「固定資産等購入」又は「固定資産売却」と表示することができる。
- 代替使用の範囲 ③当科目は、代替使用できない。
- 他システムとの関連 ④仕訳の入力終了時及び月次決算に当たり各科目をしめる時には、当科目の残高はゼロ円でなければ月次更新できない。
- ⑤当科目は仕訳の入力終了時及び月次決算時に残高が常にゼロ円となるため、「月次貸借対照表・月次損益計算書」には残高を表示せず、「総合仕訳帳」の最終行にその発生額を表示する。

Ⅱ 損益計算書の科目配置基準

■中小会計要領のポイント

1. 収益、費用の基本的な会計処理

- (1) 収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する。
- (2) 費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上する。
- (3) 収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算する。
- (4) 収益及び費用は、原則として、総額で計上し、収益の項目と費用の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

A 売上高

- ①企業の主たる目的の事業活動により得られる収入である。
- ②「月次貸借対照表・月次損益計算書」では、これに科目コード4111～4114を充て、これらの収入に対する値引、返品等の控除科目として、科目コード4115が用意されている。
- ③平成10年度法人税法改正により、法人税法上、割賦販売における割賦基準が廃止された。ただし、賦払期間が2年以上であることなど所定の要件を満たす場合は、延払基準の適用を受けることができる。

1. 売上高 (4111) 売上高 (4112) 売上高 (4113)

- ①一般的には商品及び製品の売上高を処理する科目である。役務の提供を主たる目的とする企業では、通常、収入と称されるものを処理する科目である。
- ②売上高については、商品等販売と役務給付の区別記載(企業会計原則第二3A)、事業の種類ごとの区分記載(財務諸表等規則第71条)及び製品売上と商品売上の区分記載(財務諸表等規則第72条②)の必要があるので、企業の経営の実態に応じて、これらの科目を選択使用することとなる。
- ③予定売上原価率により概算たな卸高を計算する場合は、利益率の異なる商品又は事業別に分類使用する。

代替使用の範囲

- ④これらの科目の代替使用の範囲は、売上高に属する科目に限定される。

2. 売上高 (4114)

- ①当科目は、科目コード4111～4113に準ずる。
- ②個人事業者の場合、当科目は「家事消費」として使用する。
- ③当科目の代替使用の範囲は、売上高に属する科目に限定される。

代替使用の範囲

3. 売上値引戻り高 (4115)

- ①値引又は戻りによる当期の売上高の控除額、及び正常な前期以前の売上高に対する控除額を処理する科目である。
- ②売上値引戻り高には、売価の修正たる値引と商(製)品の返品たる戻り高の双方を含む。
- ③売上割引は当科目で処理せず、営業外費用(7512等)で処理することを原則とする。
- ④当科目の代替使用の範囲は、次のとおりである。

代替使用の範囲

- ・売上割戻
- ・返品調整引当金繰入額等

1. 売上割戻、ただし販売費(販売促進費等)に属するものを除く。
2. 返品調整引当金の繰入額及び戻入額

「月次貸借対照表・月次損益計算書」及び「決算諸表」の上では、次の表示方法によるものとする。ただし、「決算諸表」上の表示としては、(2)の方法によることが望ましい。

- (1) 科目コード4114を使用していない場合……繰入額を科目コード4114、戻入額を科目コード4115で処理する。

(2) 科目コード 4114 を使用している場合……繰入額及び戻入額を科目コード 4115 で処理する。その結果、科目コード 4115 には繰入戻入の差額が表示されることとなる。

⑤資金の支出を伴う売上値戻り高は、「月例資金管理表システム」の「資金繰り実績表」上、現金売上の減少として取り扱われていることに注意する。

B 売上原価

①売上高に対応する原価を計算表示する区分であり、役務の提供に係る原価を含む（財務諸表等規則第 70 条）。また、「月次貸借対照表・月次損益計算書」では、製品製造原価の明細をその内訳として計算表示している。

②売上原価の付加項目（財務諸表等規則第 76 条）のある場合も、この区分で表示する。

1. 期首たな卸高

(5111)

代替使用の範囲

①貸借対照表上の「商品(1131)」、「製品(1132)」及び「半製品(1133)」の前期末残高を売上原価の計算に受け入れるための科目である。

②当科目は、代替使用できない。

【巻末資料B：仕訳例】期首たな卸高の振り替え（71 頁）

2. 商品仕入高 (5211)

①売上商品の仕入高を処理する科目である。

②商品仕入高には、商品の仕入運賃、運送保険料、関税等の直接付随費用を含める。

③科目コード 4111～4114 の 4 欄の売上高に対応する仕入高を、当科目で一括計上する場合は、補助コードを使用してその内訳を区分整理する。

代替使用の範囲

④当科目は、代替使用できない。

3. 空欄 (5212) (5215)

(5216)

代替使用の範囲

①「商品仕入高(5211)」の予備科目や商品仕入高及び製造原価以外の売上原価項目として掲記すべきものを処理する科目として用意されている。

②当科目は、代替使用できない。

4. 仕入値戻し高

(5213)

代替使用の範囲

代替使用の範囲

他システムとの関連

①当期の仕入高の控除額、及び正常な前期以前の仕入高に対する控除額を処理する科目である。

②仕入値戻し高には、仕入単価の修正たる値引と商品の返品たる戻しの双方を含む。

③仕入割引は当科目で処理せず、営業外収益(7112 等)で処理することを原則とする。

④購入材料に対する値引又は割戻は、「材料仕入高(5412)」から直接控除、または、「空欄(5414)」で処理し、当科目を使用してはならない（原価計算基準 11(4)）。

⑤当科目の代替使用の範囲は、仕入割戻（通常の取引慣行で、かつ金額が重要なものに限る。）に限られる。

⑥資金の収入を伴う仕入値戻し及び戻し取引は、「月例資金管理表システム」の「資金繰り実績表」上、その他の経常収入として取り扱われることに注意する。

5. 他勘定振替高

(5273)

代替使用の範囲

①商品や自社製品を広告宣伝や見本品等として使用した場合において、売上原価から販売費及び一般管理費や固定資産に振り替えるための「他勘定振替高」として処理する科目である。

②当科目は、代替使用できない。

【巻末資料B：仕訳例】他勘定振替高の計上（65 頁）

6. 期末たな卸高 (5311) ①期末に売れ残った「商品(1131)」、「製品(1132)」及び「半製品(1133)」を、貸借対表に計上して、売上原価の計算から除外するための科目である。
- 月末たな卸高の計上 ②TKCシステムの特色たる月次決算を行うためには、当科目を月末たな卸高と読み替えて、毎月、前月末と当月末のたな卸高を洗い替えしなければならない。
- 各月末においてたな卸を行わない場合は、期末たな卸高を期首と同額として決算期の翌月に計上したまま据え置くか、あるいは予定原価率に基づいて推定たな卸高を算出し、これを毎月計上するかのいずれかによるものとする。
- これらの便宜的取扱いのいずれを選択するかは手数と効果を比較秤量して決定するが、「損益予算管理月報システム」を利用する場合は、毎月の月次利益の近似値を把握するため、より正確な月末たな卸高を計上しなければならない。
- 代替使用の範囲 ③当科目は、代替使用できない。
- 【巻末資料B：仕訳例】前月に計上した月末たな卸高の戻し入れ計上 (66 頁)
月末たな卸高の計上 (66 頁)

- C 製造原価**
- ①製造業の製品原価、サービス業の役務原価（企業会計原則第二3D後段）及び原価構成が複雑な販売業の売上原価（財務諸表等規則第77条）の内訳を表示する。
- ②公表決算書の表示として、製造原価は、会社法の計算書類では「売上原価」の中に一括して含まれ、金融商品取引法に基づく有価証券報告書では、「材料費」、「労務費」、「経費」の3項目の分類にとどまる。財務会計のために設定される科目は、原価計算基準及び旧財務諸表準則の様式に例示されており、実務上の規範となっている。
- ③「月次貸借対照表・月次損益計算書」は、これらの大綱に従い、原価要素を形態別に分類し、材料費に科目コード5411～5414、労務費に科目コード5431～5435及び5438、経費に科目コード5436、5437、5441～5468を充てている。
- C-1 材料費**
- 1. 期首材料たな卸高 (5411)**
- 代替使用の範囲
- ①貸借対照表の「原材料(1134)」の前期末残高を材料費の計算に受け入れるための科目である。
- ②当科目は、代替使用できない。
- 【巻末資料B：仕訳例】期首たな卸高の振り替え（71頁）
- 2. 材料仕入高 (5412)**
- 材料引取費用の処理
- 材料副費の処理
- 代替使用の範囲
- ①材料の購入代価を処理する科目である。
- ②材料仕入高には、材料の引取費用及び材料副費を含める。
- ③購入材料に対する値引又は割戻は、当科目から直接控除し、「仕入値戻し高(5213)」を使用してはならない（原価計算基準11(4)）。
- ④当科目は、代替使用できない。
- 3. 空欄 (5414)**
- 代替使用の範囲
- ①「材料仕入高(5412)」の予備科目として用意されている。
- ②当科目は、代替使用できない。
- 4. 期末材料たな卸高 (5413)**
- 代替使用の範囲
- ①期末に残った未費消の「原材料(1134)」を、貸借対照表に計上して、材料費の計算から除外するための科目である。
- ②当科目は、代替使用できない。
- 【巻末資料B：仕訳例】前月に計上した月末たな卸高の戻し入れ計上（66頁）
月末たな卸高の計上（66頁）
- C-2 労務費**
- 5. 賃金 (5431)**
- 代替使用の範囲
- ①直接製造部門の人件費のうち、臨時雇員賃金及び臨時的給与を除いたもの、及び間接部門の人件費のうち、一般に給料と称されるものを処理する科目である。
- ②操業度との関連では、極端な人員の増減がない限り、基本給及び諸手当の大部分は固定費であり、時間外諸手当のみが変動費に属する。
- ③当科目の代替使用の範囲は、製造原価中の人件費（労務費）科目に限られる。
- 6. 賞与 (5432)**
- ・賞与引当金繰入額
- 代替使用の範囲
- ①退職金を除く臨時的給与を処理する科目である。
- ②賞与には、実際の支給額その他、賞与引当金繰入額及び賞与引当金戻入額も含む。
- ③月次決算のためには、賞与の年間推定支給額を各月に分解して引当計上することを要する。
- ④当科目の代替使用の範囲は、製造原価中の人件費（労務費）科目に限られる。
- 【巻末資料B：仕訳例】賞与の支給（65頁）
賞与引当金の計上（68頁）
- 7. 雑給 (5433)**
- ①臨時雇員に対する賃金又は給与を処理する科目である。ただし、身分的には正式社員ではないとしても継続的に勤務する者に対して支払う賃金は、「賃金(5431)」で処理することが望ましい。

なお、臨時雇員の実質人員（月換算）を従事員数の中に加えることを忘れてはならない。

代替使用の範囲 ②当科目の代替使用の範囲は、製造原価中の人件費（労務費）科目に限られる。

8. 法定福利費（5434） ①従業員に対する法定の社会保険等の会社負担額で製造原価に該当するものを処理する科目である。

代替使用の範囲 ②当科目の代替使用の範囲は、製造原価中の人件費（労務費）科目に限られる。

9. 厚生費（5435） ①法定福利費以外の、従業員の福利厚生のために支出される費用で、製造原価に該当するものを処理する科目である。

代替使用の範囲 ②当科目の代替使用の範囲は、製造原価中の人件費（労務費）科目に限られる。

10. 退職金（5438） ①退職給与支給額、退職共済掛金の他、退職給付引当金繰入額等の退職給付費用を処理する科目である。

②退職金の異常多額の支給又は退職給与規定の改正による退職給付引当金への多額繰り入れの場合は、非原価項目であり、当科目を使用せず、特別損失の科目を使用する。

代替使用の範囲 ③当科目の代替使用の範囲は、製造原価中の人件費（労務費）科目に限られる。

他システムとの関連 ④「月例資金管理表システム」の利用上、人件費支払の的確な表示を図るため、使用頻度の少ない当科目を便宜上、「人件費精算口(5438)」として使用することができる。

C-3 製造経費

11. 外注加工費（5441） ①外部の業者に材料を供給して加工させ、半製品あるいは部分品として引取る場合に支払われる加工賃を処理する科目である。

②「月例資金管理表システム」の利用上、外注加工費を支払時に処理する場合に限り、外注費支払と特掲されることになる。

代替使用の範囲 ③当科目は代替使用できない。

12. 空欄（5436）(5437) ①製造経費のうち、重要性の高い科目のために使用することが望ましい。

例えば、特許権使用料、試験研究費等である。

代替使用の範囲 ②これらの科目の代替使用の範囲は、製造経費に限られる。

13. 電力費（5451）
ガス代（5452） ①それぞれ、電力、ガス、水道の代金、及びこれらの使用に係る計器類の損料等を処理する科目である。

水道料（5453） ②「月次貸借対照表・月次損益計算書」では、これらの製造経費を形態別に分類しているが、これを機能的分類に組替えることも可能である。例えば、電力費とガス代の分類に代えて、

(1) 生産設備稼働のためのエネルギー源……動力費

(2) その他間接部門の照明、冷暖房等のためのエネルギー源……光熱費

この場合、動力費は変動費、光熱費は固定費としても略分類できる。

水道料は製造部門で冷却、洗浄等大量に消費し金額も大きい場合は独立表示することが必要であるが、少額の場合は(2)に含めて水道光熱費とすることができる。

代替使用の範囲 ③これらの科目の代替使用の範囲は、製造経費に限られる。

14. 運賃（5454） ①製品の倉庫への運搬、機械の移動、外注の材料や仕掛品の運搬等に係る外注運賃を処理する科目である。

②商品の引取運賃は「商品仕入高(5211)」に含まれ、材料の引取運賃は「材料仕入高(5412)」に含まれ、製品の顧客への発送運賃は、販売費たる「発送配達費(6115)」

- ・ 運搬費
 - ③なお、機能を重視し運搬費として複合費を設定することもできる。この場合前記の外注運賃の他、社内の運搬用車両に係る諸経費を、その運搬対象物の如何にかかわらず、ここに含めることができる。
 - ④当科目の代替使用の範囲は、製造経費に限られる。

代替使用の範囲

15. 減価償却費 (5455)

■中小会計要領のポイント

8. 固定資産

- (1) 固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類する。
- (2) 固定資産は、原則として、取得原価で計上する。
- (3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。
- (4) 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。
- (5) 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。
- (6) 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する。

- ①稼働中の固定資産に対する減価償却費及び特許権、実用新案権等の無形固定資産の償却費を処理する科目である。
- ②租税特別措置法上の各種特別償却による償却額のうち、通常の償却範囲額を超える額は、剰余金の処分による準備金設定の方法を原則とする。
- ③当科目は代替使用できない。
【巻末資料B：仕訳例】月次の減価償却費の概算額の計上（66頁）
減価償却費の計上（67頁）

代替使用の範囲

16. リース料 (5468)

■中小会計要領のポイント

10. リース取引

リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

- ①機械等動産のレンタル料やリース料を処理する科目である。
- ②ファイナンス・リース取引については、実質的には割賦払いによる固定資産の購入に当たると認められるので、通常の売買取引に準じて会計処理を行うことを原則とする。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引を賃貸借処理する場合は、当科目で処理する。
- ③当科目の代替使用の範囲は、賃借料に限られる。

代替使用の範囲

17. 修繕費 (5456)

- ①機械等固定資産の使用価値の維持を目的とする支出を処理する科目である。
なお、形態的分類としては、外注修繕費とする。

資本的支出との区別

- ②固定資産の価値の増加を目的とする改良即ち資本的支出との区別は、個別の事実認定を要し、困難な実務であるが、法人税基本通達により一応実務上の処理基準が与えられ、形式基準によりかなりの部分の処理が可能となっている。
- ③機能的側面を重視し、修繕費を複合費として取り扱い、自家修繕に用いた修繕材料などをこれに含ませることもできる。
- ④当科目の代替使用の範囲は、製造経費に限られる。

代替使用の範囲

18. 租税公課 (5457)

- ①製造部門に関する固定資産税、自動車税等の物税を処理する科目である。
- ②事業税の付加価値割・資本割のうち、合理的な基準で当期製造費用に按分できる金額は、当科目で処理することができる。
- ③当科目は代替使用できない。

代替使用の範囲

19. 賃借料 (5458)
代替使用の範囲
- ①不動産の賃借料を処理する科目である。
②当科目の代替使用の範囲は、賃借料に限られる。
20. 保険料 (5459)
代替使用の範囲
- ①製造部門における各種の損害保険料を処理する科目である。
②損害保険料は、不慮の災害による人的物的の損害を補填するための契約上の掛金で、原則として返戻されないものである。
人的損害を対象とする場合、保険料からは、労災保険を補填するようなものなど、「法定福利費(5434)」や「厚生費(5435)」に属するものは当然除かれるが、企業の任意による従業員のための保険も、その機能から「厚生費(5435)」で処理することが望ましい。
③なお、材料購入に伴う海上運送保険料は、引取費用として「材料仕入高(5412)」で処理すべきである。
④当科目の代替使用の範囲は、製造経費に限られる。
21. 消耗品費 (5461)
貯蔵品への振替
代替使用の範囲
- ①工場消耗品、あるいは消耗器具工具で「材料仕入高(5412)」に計上しないもの、及び事務用消耗品を処理する科目である。
②これらの消耗品のうち、期末で未費消のものは「貯蔵品(1136)」に直接振り替えることを要する。
③当科目は、代替使用できない。
22. 旅費 (5462)
代替使用の範囲
- ①通常、宿泊を伴い旅費規定に基づいて支給する手当(実費の他、日当や諸雑費を含む)を処理する科目である。
②当科目の代替使用の範囲は、製造経費に限られる。
23. 交通費 (5463)
非課税通勤手当の取扱
・車両費
代替使用の範囲
- ①旅費と異なり、一般に宿泊を伴わない交通費の実費の支給額を処理する科目である。
②非課税の通勤手当を含ませる場合もあるが、これは人件費の一部として「厚生費(5435)」に含ませるべきである。
③従業員に特定の車両を預け、通勤に使用させる場合等、車両使用に関する処理に問題が多いが(「運賃(5454)」の項を参照)、「車両費」として独立科目を設け、補助コードを使用してこれを機能的に細分化することにしてもよい。
④当科目の代替使用の範囲は、製造経費に限られる。
24. 通信費 (5464)
代替使用の範囲
- ①製造に関連する電話料、郵便料、通信業者への接続料等及びこれらの利用に係る計器類の損料等を処理する科目である。
②当科目の代替使用の範囲は、製造経費に限られる。
25. 空欄 (5465) (5466)
- ①科目コード 5436、5437、5441～5464、5467、5468 以外の製造経費科目を処理する科目として用意されている。
②例えば、材料の保管に要する保管料、材料等の棚卸減耗損、低価法を適用した場合の棚卸評価損、仕損費等である。
26. 雑費 (5467)
- ①いずれの製造経費科目にも属さないが、独立した科目を設けるには金額が小さいものを一括処理する科目である。
27. 期首仕掛品たな卸高 (5471)
代替使用の範囲
- ①貸借対照表の「仕掛品(半成品)(1135)」の前期末残高を当期製品製造原価の計算に受け入れるための科目である。
②当科目は代替使用できない。
【巻末資料B：仕訳例】期首たな卸高の振り替え (71頁)

28. 期末仕掛品たな卸高 (5472) ①期末に製造途中となった仕掛品（半成品）を、貸借対照表に計上して、当期の製品製造原価の計算から除外するための科目である。
- ②月次の製造原価を正しく把握するためには、各月末の材料、仕掛品及び貯蔵品の実地たな卸を行う必要があるが、材料、貯蔵品は別として、仕掛品、製品の評価は、以下の理由により予定原価又は見積原価によって算定すべきである。
- (1) 実際原価を手計算によって予め把握することは、コンピュータ利用の効果を減退させる。
 - (2) 月ごとの原価計算は、直接原価計算でない限り、操業度の変化で著しく変動する。
 - (3) 実地たな卸を行わなかった場合のたな卸高の見積り計算は、たな卸資産が原材料、仕掛品、製品の3段階（貯蔵品は一応除く）に存在しており、これを順に計算していくことは困難である。
- 従って、概算たな卸高算入による損益計算書を活用して月末の推定たな卸高を把握し、これを月末製品たな卸高（仕掛品及び原材料は無視する）として仕訳し、再度インプットする方法によるのが最も簡便な方法である。
- 【巻末資料B：仕訳例】前月に計上した月末たな卸高の戻し入れ計上（66頁）
月末たな卸高の計上（66頁）
29. 他勘定振替高 (5473) ①試作品や仕掛品等を広告宣伝や見本品等として使用した場合において、製造原価から販売費及び一般管理費や固定資産に振り替えるための「他勘定振替高」として処理する科目である。
- 代替使用の範囲 ②当科目は、代替使用できない。

D 販売費及び一般管理費

- ①売上原価以外の期間原価を計算表示するための区分である。
- ②公表決算書の表示として販売費と一般管理費を区分することは要求されていないが、その記載の順序はおおむね販売費、一般管理費の順によるものとされている（旧財務諸表等規則取扱要領第177）。
- ③「月次貸借対照表・月次損益計算書」では、販売費に科目コード6111～6118及び6311、一般管理費に科目コード6119～6234及び6312～6314を充てている。
- ④一般管理費に含まれている研究開発費については、その総額を注記しなければならない（財務諸表等規則第86条）。

- 1. 販売員給与（6111）
 - ①販売員に支給される給与を処理する科目である。なお、外交員報酬も当科目に含まれるが、これを含めて歩合給的要素が強ければ変動費としての性格をもつことになる。
 - 代替使用の範囲 ②当科目の代替使用の範囲は、販売費中の人件費科目に限られる。
- 2. 空欄（6311）
 - ①販売費に該当するパート、アルバイトに対する給与を処理する科目である。
 - 代替使用の範囲 ②当科目の代替使用の範囲は、販売費中の人件費科目に限られる。
- 3. 販売員旅費（6112）
 - ①販売員の旅費を処理する科目である。
 - 代替使用の範囲 ②当科目の代替使用の範囲は、販売費科目に限られる。
- 4. 広告宣伝費（6113）
 - ①広告宣伝活動に関する費用を処理する科目である。
なお、広告媒体の種類を問わない。
 - 代替使用の範囲 ②法人税法は、交際費との厳格な区別を要求している。
③当科目の代替使用の範囲は、販売費科目に限られる。
- 5. 容器包装費（6114）
 - ①商品の販売の際に無償で提供される容器や包装のための消耗品費と、出荷に際して荷造梱包するための荷造材料費を処理する科目である。
 - 貯蔵品への振替 ②原則として、期末の未費消分は「貯蔵品(1136)」に振り替えなければならない。
 - ③荷造りを外注する場合は、通常、発送を伴うから、次の「発送配達費(6115)」に含めて処理することとする。
 - ④製造部門で行う容器詰めや梱包の材料は、「材料仕入高(5412)」又は「消耗品費(5461)」として処理する。
 - 代替使用の範囲 ⑤当科目の代替使用の範囲は、販売費科目に限られる。
- 6. 発送配達費（6115）
 - ①出荷、配達のための外注運送費及びこれに伴う荷造費を処理する科目である。
 - 代替使用の範囲 ②自社車両によって配達する場合、その関連費用を当科目で処理してもよい。
③当科目の代替使用の範囲は、販売費科目に限られる。
- 7. 空欄（6116）(6118)
 - ①販売費科目を独立処理する科目として用意されている。
 - ②例えば、販売促進費、販売手数料、見本費等がこれに当たる。
- 8. その他の販売費（6117）
 - ①販売費科目を独立して、あるいは一括して処理する科目として用意されている。
- 9. 役員報酬（6211）
 - ①定款又は株主総会で定められた範囲内で支給される取締役、監査役及び会計参与の報酬を処理する科目である。
 - 代替使用の範囲 ②なお、従業員兼務役員の従業員分給与は含まれない。
③個人事業者の場合、当科目は「専従者給与」として使用する。
④当科目の代替使用の範囲は、役員報酬等に限られる。

【巻末資料B：仕訳例】役員賞与引当金の計上（70頁）

10. 空欄（6232）
代替使用の範囲
- ①中小会計要領の様式集通りに役員賞与を区分表示する場合は、当科目で処理する。
②当科目の代替使用の範囲は、役員報酬等に限られる。
11. 事務員給与（6212）
代替使用の範囲
- ①事務員に支給される給与に限らず、役員及び販売員以外の管理部門の従業員に支給される給与を処理する科目である。
②当科目の代替使用の範囲は、一般管理費中の人件費科目に限られる。
12. 従業員賞与（6213）
代替使用の範囲
- ①販売、管理部門の従業員に対する賞与の支給額及び賞与引当金繰入額及び賞与引当金戻入額を処理する科目である。
②賞与引当金の洗い替えによる引当差益についても、当科目で処理する。
③月次決算のため、従業員賞与を月割計上する場合の会計処理は、「賞与(5432)」の項を参照されたい。
④当科目の代替使用の範囲は、一般管理費中の人件費科目に限定される。
【巻末資料B：仕訳例】賞与の支給（65頁）
賞与引当金の計上（68頁）
13. 法定福利費（6312）
代替使用の範囲
- ①従業員に対する法定の社会保険等の会社負担額で一般管理費に該当するものを処理する科目である。
②当科目の代替使用の範囲は、一般管理費中の人件費科目に限られる。
14. 厚生費（6226）
代替使用の範囲
- ①法定福利費以外の、従業員の福利厚生のために支出される費用で、一般管理費に該当するものを処理する科目である。
②当科目の代替使用の範囲は、一般管理費中の人件費科目に限られる。
15. 空欄（6119）
代替使用の範囲
- ①販売費及び一般管理費に属する退職給与支給額、退職共済掛金の他、退職給付引当金繰入額等の退職給付費用を処理する科目である。
②当科目の代替使用の範囲は、一般管理費中の人件費科目に限られる。
16. 減価償却費（6214）
- 中小会計要領のポイント
- 8. 固定資産**

(1) 固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類する。

(2) 固定資産は、原則として、取得原価で計上する。

(3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。

(4) 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。

(5) 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。

(6) 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する。
- ①使用中の有形固定資産及び無形固定資産に対する減価償却費を処理する科目である。
②投資不動産に対する減価償却費は、営業外費用の「空欄(7512、7513)」を利用する。
③租税特別措置法上の各種特別償却による償却額のうち、通常の償却範囲額を超える額は、剰余金の処分による準備金設定の方法を原則とする。
④当科目は代替使用できない。
【巻末資料B：仕訳例】月次の減価償却費の概算額の計上（66頁）
減価償却費の計上（67頁）
- 代替使用の範囲

17. リース料 (6234)

■中小会計要領のポイント

10. リース取引

リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

代替使用の範囲

- ①事務用機械や車両等の動産のレンタル料やリース料を処理する科目である。
- ②ファイナンス・リース取引については、実質的には割賦払いによる固定資産の購入に当たると認められるので、通常の売買取引に準じて会計処理を行うことを原則とする。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引を賃貸借処理する場合は、当科目で処理する。
- ③当科目の代替使用の範囲は、賃借料に限られる。

18. 地代家賃 (6215)

代替使用の範囲

- ①不動産たる土地、建物の賃借料を処理する科目である。
- ②当科目の代替使用の範囲は、賃借料に限られる。

19. 修繕費 (6216)

代替使用の範囲

- ①販売、管理部門の固定資産の修繕維持費を処理する科目である。
- ②資本的支出その他との関連については「修繕費(5456)」の項を参照されたい。
- ③当科目の代替使用の範囲は、一般管理費科目に限られる。

20. 事務用消耗品費

(6217)

貯蔵品への振替
代替使用の範囲

- ①事務用消耗品費を処理する科目である。
- ②期末に未使用のものは、「貯蔵品(1136)」に振り替えなければならない。
- ③当科目の代替使用の範囲は、一般管理費科目に限られる。

21. 通信交通費 (6218)

非課税通勤手当の
取扱
代替使用の範囲

- ①情報の伝達に必要な諸通信に要する費用である通信費、及び各種交通機関利用のための費用である交通費を一括して処理する科目である。
- ②非課税の通勤手当を含める場合もあるが、これは人件費の一部として「厚生費(6226)」に含めるべきである。
- ③当科目の代替使用の範囲は、一般管理費科目に限られる。

22. 水道光熱費 (6219)

代替使用の範囲

- ①製造部門以外で使用する電力、ガス、水道等の使用料を処理する科目である。
- ②契約等により賃借料と共益費が明確に区分されている場合、共益費に相当する部分を当科目で処理することができる。
- ③当科目の代替使用の範囲は、一般管理費科目に限られる。

23. 租税公課 (6221)

事業税の取扱

代替使用の範囲

- ①国税、地方税及び公共団体より課せられた賦課金を処理する科目である。
- ②事業税の付加価値割・資本割は、当科目で処理する。なお、事業税の所得割は、利益に関連する金額を課税標準として課される税金であるため、「法人税、住民税及び事業税(8311)」で処理する(財務諸表等規則第95条の5)。
- ③控除対象外消費税額等のうち法人税法上損金算入が認められる金額は当科目で処理する。
- ④税抜き経理方式を選択した場合における、仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額と納付すべき消費税等の金額との差額、又は還付されるべき消費税等の金額と仮払消費税等から仮受消費税等の金額を控除した金額との差額は、当科目で処理する。
- ⑤税込み経理方式を選択した場合における、納付すべき消費税額等の金額は、当科目で処理する。
- ⑥当科目は代替使用できない。

【巻末資料B：仕訳例】法人税等の中間納付 (63 頁)
未払法人税等の計上 (69 頁)
未収還付法人税等の計上 (69 頁)

24. 寄付金 (6222) ①反対給付を求めない任意的な支出である寄付金を処理する科目である。
②法人税法では、特別な取り扱いがなされ、公共的、社会福祉的性格の強い指定寄付金とその他の一般寄付金とに分け、一般寄付金には損金許容限度額を定めている。
代替使用の範囲 ③当科目の代替使用の範囲は、一般管理費科目に限られる。
25. 接待交際費 (6223) ①得意先や仕入先のみならず、役員、従業員等一切の利害関係者に対して行う接待又は交際に要する費用を処理する科目である。
②元来接待交際費は、受注(販売)促進ないし販売維持費たる性格をもつ支出であるが、本来の目的を離れた社用濫費が行われがちであり、税法では交際費に含ませるべきものを広く定めた上、損金許容の限界を画している。
代替使用の範囲 ③当科目の代替使用の範囲は、一般管理費科目に限られる。
26. 保険料 (6224) ①製造部門以外の負担に帰すべき各種の損害保険料及び生命保険料（「厚生費(6226)」に該当するものを除く）を処理する科目である。
②保険事故による収入は、その損失と対応させるため、営業外収益、特別利益又は費用科目（修繕費等）の貸方記入として処理し、当科目は使用しない。
③その他については、「保険料(5459)」の項を参照されたい。
代替使用の範囲 ④当科目の代替使用の範囲は、一般管理費科目に限られる。
27. 備品消耗品費 (6225) ①事務用消耗品を除く販売管理部門の購入物品のうち、1個又は1式の取得価額が10万円未満のものを処理する科目である。
②取得価額が10万円以上20万円未満の3年一括償却資産を、取得時にその取得価額の全額を損金の額に算入し、法人税別表において申告調整を行う場合は、当科目で処理する。
③固定資産として計上されないが、相当期間使用可能な器具備品類と、使用后直ちに消耗する物品とに大別される。前者は簿外資産となる。後者に属するものとして、車両用ガソリンがあるが、これは複合費としての車両費に計上するか、あるいは主たる機能を重視して「発送配達費(6115)」等に入れることができる。
貯蔵品への振替 ④期末に「貯蔵品(1136)」へ振り替えるべき場合もあることに注意する。
代替使用の範囲 ⑤当科目の代替使用の範囲は、一般管理費科目に限られる。
28. 管理諸費 (6227) ①当科目体系独特の科目であり、一般管理費中、「雑費(6231)」以外の特定の性格をもつものを処理する科目である。
②慣行として、顧問料等の専門家費用やTKCの計算料等を処理する科目である。
代替使用の範囲 ③当科目の代替使用の範囲は、一般管理費科目に限られる。
29. 空欄 (6228) (6229) ①一般管理費を処理する科目として用意されている。
(6313) (6233) ②例えば、研究開発費、諸会費、組合費、図書費等がこれに当たる。
③開発費償却やのれん償却についても当科目で処理する。

30. 貸倒償却 (6314)

■中小会計要領のポイント

4. 貸倒損失、貸倒引当金

- (1) 倒産手続き等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上する。
- (2) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上する。
- (3) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。

- ①通常取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金の繰入額又は貸倒損失（異常なものを除く）を処理する科目である（財務諸表等規則第87条）。
 - ②前項に規定する通常取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失には、売上債権又は前渡金に対するものの他、当該会社の営業の必要に基づいて経常的に発生する得意先又は仕入先に対する貸付金、立替金等の債権に対するものを含むものとする（財務諸表等規則ガイドライン87）。
 - ③通常取引以外の取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失の金額が僅少な場合には、当科目に含めることができる（財務諸表等規則ガイドライン87）。
- 【巻末資料B：仕訳例】貸倒引当金の計上（68頁）

31. 雑費（6231）
代替使用の範囲

- ①上記の科目のいずれにも属さない少額の費用を一括処理する科目である。
- ②当科目の代替使用の範囲は、販売費科目又は一般管理費科目に限られる。

| | |
|--------------------|---|
| E 営業外収益 | <p>①財務活動より生ずる金融収益たる受取利息、受取配当金、有価証券利息、仕入割引が主要項目であり、さらに投資不動産、その他の投資より生ずる経常的な投資収益を含む。</p> <p>②一方、前期損益修正その他の当期に属さない収益のうち、特別利益として表示するほどの重要性のないものもここに含む。</p> |
| 代替使用の範囲 | ③営業外収益に属する科目(7111~7118)の代替使用の範囲は、営業外収益科目に限られる。 |
| 1. 受取利息 (7111) | <p>①預金利息、貸金利息、有価証券利息等を処理する科目である。商社等のうちには、金融収益のウェイトが極めて高い企業もあるが、現在の慣行では営業外収益科目とされる。</p> <p>②なお、手取りの預金利息(納税準備預金を除く)及び有価証券利息は、予め所得税等が控除されているものであることに注意する</p> |
| 代替使用の範囲 | <p>③当科目は代替使用できない。</p> <p>【巻末資料B：仕訳例】受取利息等に係る所得税等の計上(63頁)</p> |
| 2. 空欄 (7112)(7113) | <p>①営業外収益に属する科目として用意されている。</p> <p>②外貨建金銭債権債務等に係る為替差益を当科目で処理する場合は、為替差損と相殺後の金額を表示することが望ましい。</p> <p>③その他、有価証券売却益、(投資)不動産賃貸料、仕入割引等として利用することができる。なお、売買目的有価証券の運用損益は、運用益と運用損を相殺して純額で表示する。</p> |
| 3. 受取配当金 (7114) | <p>①株式、出資金に対する受取配当金を処理する科目である。なお、配当金は所得税が控除された額を受け取ることになる。</p> <p>②生命保険掛金より計算控除される配当金は、生命保険積立金(1253等)より控除し、当科目で処理しない。</p> |
| 4. 雑収入 (7118) | <p>①作業くず、貯蔵品、原材料の処分等、少額で、厳密に原価と対応させる程の重要性のない雑収益を処理する科目である。</p> <p>②税抜き経理方式を選択した場合における、仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額と納付すべき消費税等との差額、又は還付されるべき消費税等の金額と仮払消費税等の金額から仮受消費税等の金額を控除した金額との差額は、当科目で処理する。ただし、控除対象外消費税額等を除くことに注意する。</p> <p>③税込み経理方式を選択した場合における、還付されるべき消費税等の金額は、当科目で処理する。</p> <p>【巻末資料B：仕訳例】未払消費税等の計上(68頁) 未収還付消費税等の計上(69頁)</p> |

F 営業外費用

- ①財務費用は、一部の例外を除き、すべて営業外費用とされる。
その他、原価計算基準（5-（1）、（2））における非原価項目が、これらの費用を構成する。
- ②大別して、経営目的に関連しない費用と、異常な状態を原因とする価値の減少のうち特別損失とされない項目とに分類される。
- ③営業外費用に属する科目（7511～7519）の代替使用の範囲は、営業外費用科目に限られる。

1. 支払利息（7511）

- ①借入金利息、社債利息及び支払保証料等の財務費用を処理する科目である。
商社の輸入ユーザンス利息は、売上原価に含める方が合理的である。
- ②当科目は代替使用できない。

代替使用の範囲

2. 手形売却損（7518）

- ①金融商品に関する会計基準に基づき、受取手形及び電子記録債権の割引処理を行う際、支払割引料相当額を処理する科目である。
- ②売上債権等をファクタリング会社に売却した際の売却損も当科目を用いて処理する。
- ③売却、割引時に発生する取立手数料などの費用についても当科目で処理する。
- ④当科目は代替使用できない。

代替使用の範囲

【巻末資料B：仕訳例】手形の割引（60頁）

3. 空欄（7512）（7513）

- ①非原価項目のうち、財務費用以外の費用を処理する科目として用意されている。
- ②投資資産及び未稼働又は遊休資産に関する諸費用、経営目的に関連しない寄付金、有価証券評価損及び売却損、売上割引等を処理する科目として利用する。
なお、売買目的有価証券の運用損益は、運用益と運用損を相殺して純額で表示する。
- ③外貨建金銭債権債務等に係る為替差損を当科目で処理する場合は、為替差益と相殺後の金額を表示することが望ましい。
- ④受取利息・配当等に課される源泉所得税のうち、法人税法及び地方税法上の税額控除の適用を受けない金額は、営業外費用として処理する。なお、税額控除の適用を受ける金額、又は適用を受けない金額で重要性が乏しいと認められる金額は、「法人税、住民税及び事業税（8311）」に含めて処理する。
- ⑤投資資産等の固定資産税及び減価償却費等を処理する科目として利用し、人件費科目に利用してはならない。

4. 貸倒償却（7514）

■中小会計要領のポイント

4. 貸倒損失、貸倒引当金

- (1) 倒産手続き等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上する。
- (2) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上する。
- (3) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。

①投資又は経常的に発生しない貸付金等に対する貸倒引当金繰入額及び貸倒損失と、販売費として処理されない異常な貸倒損失のうち、特別損失としないものを処理する科目である。

②割引手形、裏書手形等に対する貸倒引当金（保証債務）を計上する場合の費用科目として使用する。なお、この場合の科目名は「保証債務費用」となることに注意する。

5. 繰延資産償却(7515) ■中小会計要領のポイント

9. 繰延資産

- (1) 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費は、費用処理するか、繰延資産として資産計上する。
- (2) 繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却する。

- ①創立費、開業費、株式交付費等の繰延資産の償却額を処理する科目である。
- ②新技術又は新経営組織の採用のための開発費の償却額を毎年規則的に計上する場合は、販売費及び一般管理費で処理するものとする。
- ③法人税法上の繰延資産の償却費のうち、無形固定資産に計上した繰延資産については減価償却費として処理し、長期前払費用など投資その他の資産に計上した繰延資産については本来の費用科目で処理することとする。

6. 雑損失 (7519)

- ①営業に関連しないその他の支出、又は損失のうちで、重要性の乏しいものを処理する科目である。
- ②税抜き経理を選択した場合における、法人税法施行令第139条の4の規定によって繰り延べられた資産に係る控除対象外消費税額等を償却して損金の額に算入する金額を処理する。

- G 特別利益**
- ①期間損益に属さない収益及び会計理論上通常の収益として認め難いが、制度上利益として計上し得る科目を含む。
- ②引当金の目的外取崩益、前期損益修正益、固定資産売却益等の臨時利益及び債務免除益等、異常な利益を表示する。
1. 固定資産売却益 (8111) ①有形固定資産や投資有価証券の売却益を処理する科目として用意されている。
【巻末資料B：仕訳例】固定資産の売却 (61 頁)
2. 空欄 (8112) (8113) ①有形固定資産や投資有価証券の売却益、及び保険金収入（又は保険差益）、国庫補助金収入、引当金の目的外取り崩しによる利益、負ののれん発生益等を処理する科目として用意されている。
(8115) (8116)
3. 前期損益修正益 (8114) ①過年度に属する収益及び費用又は損失の訂正により、当期に利益として認識されたものを処理する科目である。
典型的なものは、償却済債権取立益である。
ただし、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用する場合は、当科目を利用できないことに注意する。
②なお、企業会計原則注 12 には、過年度における引当金、減価償却及びたな卸資産評価の修正額も挙げられているが、いずれも極端な見積りあるいは計算の誤りがあった場合に限りられると考えうる。慣行として税務官署の更正処理の受け入れ科目として使用される。
- H 特別損失**
- ①期間損益に属さない費用又は損失、及び会計理論上通常の費用又は損失と認め難いが、制度上損失として計上し得る科目を含む。
- ②前期損益修正損、固定資産売却・除却損や固定資産の減損損失、災害損失などの異常な損失、税法上の課税繰延のための圧縮損、税法上の特別減価償却費等を表示する。
1. 固定資産売却損 (8211) ①固定資産売却損を処理する科目として用意されている。
【巻末資料B：仕訳例】固定資産の売却 (61 頁)
2. 空欄 (8212) (8213) ①固定資産除却損、評価損等の臨時損失、固定資産の減損損失、固定資産の評価損、ゴルフ会員権の減損損失、異常な貸倒損失、災害損失等、臨時多額な役員・従業員退職金等については、当科目で処理する。
(8215) (8216) ②国庫補助金、保険差益、収用等の圧縮記帳繰入額は、当科目で処理する。
(8217) ③租税特別措置法による圧縮記帳（収用等を除く）、特別償却は剰余金の処分を原則とするが、損金経理する場合には当科目を使用する。
3. 前期損益修正損 (8214) ①当期以前の負担に帰すべき支出又は損失で、当期に認識されたもの、即ち、減価償却資産の陳腐化による一時償却やたな卸資産の評価損等のうち、その原因が、当期以前に発生したものを処理する科目である。
ただし、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用する場合は、当科目を利用できないことに注意する。
②前期における引当金の明瞭な引当不足の結果生じた損失も、当科目で処理する（企業会計原則注 12）。

4. 法人税、住民税及び事業税 (8311)
- ①当期の所得に課せられるべき法人税（地方法人税を含む）、法人住民税（均等割を含む）及び事業税（所得割、特別法人事業税）を処理する科目である。
- ②事業税の付加価値割・資本割は、所得金額を課税標準としないため、「租税公課(6221)」で処理する。
- ③過年度の法人税、住民税及び事業税の追徴・還付税額は、重要性の乏しい場合は当科目で処理することができる（会社計算規則第93条②）。
- ④中間納税額も当科目で処理し、確定決算で増減額を調整する。
- なお、中間納税額を仮払金（1156等）で処理すると、資金管理表上、法人税等支払と表示されないことに注意する。
- ⑤受取利息及び配当金に課された源泉所得税のうち、法人税法及び地方税法上の税額控除の適用を受ける金額も、当科目で処理する。また、税額控除の適用がない外国子会社配当等の益金不算入の適用を受ける外国子会社からの配当等に係る外国源泉税についても、当科目で処理する。
- 【巻末資料B：仕訳例】受取利息等に係る所得税等の計上（63頁）
 法人税等の中間納付（63頁）
 未払法人税等の計上（69頁）
 未収還付法人税等の計上（69頁）
5. 過年度法人税等 (8321)
- ①法人税等の修正申告、更正、決定等による追徴税額（利子税を除く加算税等を含む）又は還付税額等を処理する科目である。
- ②欠損金の繰戻しによる還付請求を行った場合の還付法人税額も当科目で処理する。
- ③重要性の乏しい場合は、「法人税、住民税及び事業税(8311)」に含めて処理することができる。
- 【巻末資料B：仕訳例】欠損金の繰戻還付請求税額の未収計上（69頁）
6. 法人税等調整額 (8312)
- ①税効果会計の適用により計上される当該事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の調整額を処理する科目である。
- 【巻末資料B：仕訳例】繰延税金資産・繰延税金負債の計上（70頁）
- I 当期純利益（損失）
1. 当期純利益（損失） (9111)
- ①税引前当期純利益から当該事業年度に係る法人税等及び法人税等調整額の合計額（法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額があるときは当該金額を加減算して得た金額）を減じて得た額は、当期純利益又は当期純損失として表示しなければならない（会社計算規則第94条）。
- なお、「財務三表システム」では、次の計算式により金額を算出している。
- 売上高－売上原価－製造原価－販売費及び一般管理費＋営業外収益
 －営業外費用＋特別利益－特別損失－「法人税、住民税及び事業税(8311)」
 －「過年度法人税等(8321)」－「法人税等調整額(8312)」

Ⅲ 株主資本等変動計算書の科目配置基準

- A 繰越利益剰余金
変動額
- ①科目コード9211～9611は、「繰越利益剰余金(3331)」の変動を処理するための科目として利用する。
- ②「繰越利益剰余金期首残高(9211)」から「繰越利益剰余金期末残高(9611)」の額は「株主資本等変動計算書」の「繰越利益剰余金」欄に表示される。
1. 繰越利益剰余金期首
残高(9211)
- ①決算書上、前期決算の結果得られた繰越利益剰余金の残高を処理する科目である。
- ②当科目は年度更新時に損益計算書科目と同様にゼロ円となるため、期首に「繰越利益剰余金(3331)」の前期末残高を当科目へ振り替える必要がある。
- なお、この振替仕訳はTKCシステムで自動計上される。
- ③「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用する場合、前期以前の累積的影響額についても当科目で処理する。この場合、税務上は、当期の法人税申告書別表において所要の調整が必要となり、過年度事項の修正内容を注記する必要があることに注意する。
- 【巻末資料B：仕訳例】過年度遡及処理(64頁)
前期の繰越利益剰余金の振り替え(71頁)
2. 過年度税効果調整額
(9212)
- ①税効果会計が適用される最初の事業年度において、過年度に発生した一時差異等に係る税効果相当額を処理する科目である。
3. 空欄(9213)
- ①税効果会計が適用される最初の事業年度において、剰余金の処分により諸準備金が純資産の部に計上されている場合に、当該諸準備金に係る繰延税金負債の金額を当該準備金等から控除する際の諸準備金の取崩額を処理する科目である。
4. 積立金取崩額(9311)
- ①任意積立金や準備金の取崩額を処理する科目である。
- なお、特定の目的を定めるかどうかにかかわらず、任意積立金の取崩額は当科目で処理する。
- ②減資による欠損填補額や合併による繰越利益剰余金受入額など繰越利益剰余金の増加額についても当科目で処理する。
- ③個人事業者の場合、当科目は「事業主借」として使用する。
- 【巻末資料B：仕訳例】減資による欠損填補(64頁)
5. 利益準備金取崩額
(9321)
代替使用の範囲
- ①株主総会又は取締役会の決議により、利益準備金の額を減少する場合における利益準備金の減少額を処理する科目である(会社法第448条①)。
- ②当科目の代替使用の範囲は、繰越利益剰余金の増加額に限られる。
6. 自己株式処分差損
・消却額(9322)
代替使用の範囲
- ①その他資本剰余金から減額しきれない自己株式処分差損を処理するための科目である。期中に自己株式処分差益と自己株式処分差損の両方が生じた場合は相殺の上、自己株式処分差損が残る場合は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、利益剰余金のうち、繰越利益剰余金から減額する。
- ②自己株式を消却した場合の消却額も当科目で処理する。
- ③当科目は、代替使用できない。
7. 利益剰余金配当額
(9411)
- ①利益剰余金を原資として支払う配当金を処理する科目である。
- ②個人事業者の場合、当科目は「事業主貸」として使用する。
- 【巻末資料B：仕訳例】決算配当の計上(72頁)

8. 利益準備金積立額 (9511) ①利益剰余金を原資として配当を行う場合に、積み立てるべき利益準備金の積立額を処理する科目である。
 なお、利益準備金は、資本準備金の額と併せてその資本金の4分の1に達するまで、利益剰余金配当額の10分の1を積み立てる（会社法第445条④、会社計算規則第22条②）。
 ②個人事業者の場合、当科目は「事業主貸」として使用する。
 【巻末資料B：仕訳例】決算配当の計上（72頁）
9. 積立金積立額 (9521) ①任意積立金の積立額を処理する科目である。
 ②債務超過会社との合併による繰越利益剰余金受入額など繰越利益剰余金の減少額についても当科目で処理する。
 代替使用の範囲 ③当科目の代替使用の範囲は、繰越利益剰余金の減少額に限られる。
 【巻末資料B：仕訳例】特別償却準備金の積み立て（70頁）
 別途積立金の積み立て（72頁）
10. 繰越利益剰余金期末残高 (9611) ①繰越利益剰余金の期末残高を処理する科目である。
 なお、「財務三表システム」では、次の計算式により金額を算出している。
 「繰越利益剰余金期首残高(9211)」＋「当期純利益（損失）(9111)」
 ＋「過年度税効果調整額(9212)」＋「空欄(9213)」＋「積立金取崩額(9311)」
 ＋「利益準備金取崩額(9321)」－「自己株式処分差損・消却額(9322)」
 －「利益剰余金配当額(9411)」－「利益準備金積立額(9511)」
 －「積立金積立額(9521)」

A 財務三表システムの勘定科目と代替使用の範囲の一覧

| A-1. 貸借対照表 資産の部 | | | | | |
|-----------------|------------|-------|-------|-----------------------------|-------------------------|
| 標準科目名 | | 科目コード | 消費税属性 | 貸借区分 | 代替使用の範囲 |
| 流動資産 | 現金 | 1111 | B | 借方 | 小口現金等に限る |
| | 当座預金 | 1112 | B | 借方 | 代替使用不可 |
| | 普通預金 | 1113 | B | 借方 | 郵便通常貯金、郵便振替貯金等の流動性預金に限る |
| | 定期預金 | 1114 | B | 借方 | |
| | | 1115 | B | 借方 | 流動性・固定性預金に限る |
| | | 1116 | B | 借方 | |
| | 受取手形 | 1121 | B | 借方 | |
| | 電子記録債権 | 1124 | B | 借方 | 代替使用不可 |
| | 売掛金 | 1122 | B | 借方 | |
| | | 1123 | B | 借方 | 売上債権に限る |
| | 有価証券 | 1125 | A | 借方 | 代替使用不可 |
| | その他の当座資産 | 1126 | B | 借方 | 当座資産に限る |
| | たな卸資産 | | | 借方 | |
| | 前渡金 | 1151 | B | 借方 | |
| | 前払費用 | 1152 | B | 借方 | 代替使用不可 |
| | 繰延税金資産 | 1165 | B | 借方 | |
| | 短期貸付金 | 1153 | B | 借方 | 空欄(1157)に準ずる |
| | 未収入金 | 1154 | B | 借方 | 未収入金に限る |
| | 未収還付法人税等 | 1162 | B | 借方 | 代替使用不可 |
| | 立替金 | 1155 | B | 借方 | 空欄(1157)に準ずる |
| | 仮払金 | 1156 | B | 借方 | |
| | 仮払消費税等 | 1164 | C | 借方 | 代替使用不可 |
| | | 1157 | B | 借方 | |
| | 1161 | B | 借方 | その他の流動資産に限る | |
| 不渡手形 | 1158 | B | 借方 | 代替使用不可 | |
| 不渡電子記録債権 | 1168 | B | 借方 | | |
| その他の流動資産 | 1159 | B | 借方 | 株主、役員等に対する短期債権又はその他の流動資産に限る | |
| 貸倒引当金 | 1171 | A | 貸方 | 代替使用不可 | |
| 流動資産合計 | | | 借方 | | |
| 固定資産 | 建物 | 1211 | A | 借方 | |
| | 建物付属設備 | 1218 | A | 借方 | |
| | 構築物 | 1212 | A | 借方 | 有形減価償却資産に限る |
| | 機械及び装置 | 1213 | A | 借方 | |
| | 船舶 | 1214 | A | 借方 | |
| | 車両運搬具 | 1215 | A | 借方 | |
| | 工具、器具及び備品 | 1216 | A | 借方 | 有形固定資産に限る |
| | | 1217 | A | 借方 | 有形減価償却資産に限る |
| | 土地 | 1221 | A | 借方 | 代替使用不可 |
| | リース資産 | 1223 | A | 借方 | 有形減価償却資産に限る |
| | 建設仮勘定 | 1222 | B | 借方 | 代替使用不可 |
| | その他の有形固定資産 | 1224 | A | 借方 | その他の有形固定資産に限る |
| | 減価償却累計額 | 1225 | B | 貸方 | 代替使用不可 |
| | 小計 | | | 借方 | |
| | のれん | 1231 | A | 借方 | |
| | 借地権 | 1233 | A | 借方 | |
| | | 1234 | B | 借方 | 無形固定資産に限る |
| | | 1235 | A | 借方 | |
| | ソフトウェア | 1237 | A | 借方 | |
| | 電話加入権 | 1236 | A | 借方 | 代替使用不可 |
| | 小計 | | | 借方 | |
| | 投資有価証券 | 1252 | A | 借方 | |
| | 出資金 | 1251 | A | 借方 | |
| | 1253 | A | 借方 | 投資その他の資産に属する科目に限る | |
| | 1254 | A | 借方 | | |
| 敷金 | 1255 | A | 借方 | | |
| 長期貸付金 | 1256 | A | 借方 | | |
| 長期前払費用 | 1257 | A | 借方 | 代替使用不可 | |
| 繰延税金資産 | 1265 | B | 借方 | | |
| | 1258 | A | 借方 | | |
| | 1261 | A | 借方 | 投資その他の資産に属する科目に限る | |
| | 1262 | A | 借方 | | |
| 貸倒引当金 | 1259 | A | 貸方 | 代替使用不可 | |
| 小計 | | | 借方 | | |
| 固定資産合計 | | | 借方 | | |
| 繰延資産 | | 1311 | A | 借方 | |
| | | 1312 | A | 借方 | 繰延資産に限る |
| | | 1313 | A | 借方 | |
| 繰延資産合計 | | | 借方 | | |
| 諸口 | 資金諸口 | 9991 | B | 借方 | 代替使用不可 |
| | 資金外諸口 | 9992 | B | 借方 | |
| 資産の部合計 | | | 借方 | | |

※消費税属性 A:消費税が発生する科目 B:消費税が発生しない科目 C:仮払消費税等 D:仮受消費税等

A-2. 貸借対照表 負債・純資産の部 たな卸資産の内訳

| 標準科目名 | | 科目コード | 消費税属性 | 貸借区分 | 代替使用の範囲 | |
|-------------------|---------------|-------|-------|---------|--------------------------------------|-------------|
| 負債の部 | 支払手形 | 2111 | B | 貸方 | | |
| | 電子記録債務 | 2144 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | 買掛金 | 2112 | B | 貸方 | | |
| | | 2133 | B | 貸方 | 買入債務に限る | |
| | 短期借入金 | 2113 | B | 貸方 | | |
| | 1年以内返済長期借入金 | 2135 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | 未払金 | 2114 | B | 貸方 | | |
| | 未払費用 | 2115 | B | 貸方 | 未経過勘定に限る | |
| | 未払法人税等 | 2125 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | | 2134 | B | 貸方 | 未払事業所税等の未払税金に限る | |
| | 未払消費税等 | 2136 | B | 貸方 | | |
| | 繰延税金負債 | 2165 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | 前受金 | 2116 | B | 貸方 | | |
| | 預り金 | 2117 | B | 貸方 | 空欄(2121)に準ずる | |
| | 前受収益 | 2118 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | 仮受金 | 2119 | B | 貸方 | 空欄(2121)に準ずる | |
| | 仮受消費税等 | 2164 | D | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | | 2121 | B | 貸方 | その他の流動負債に限る | |
| | 割引手形 | 2122 | B | 貸方 | | |
| | 割引電子記録債権 | 2132 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | | 2123 | B | 貸方 | | |
| | | 2124 | B | 貸方 | 空欄(2121)に準ずる | |
| | 賞与引当金 | 2126 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | | 2127 | B | 貸方 | | |
| | | 2128 | B | 貸方 | 流動負債に属する引当金に限る | |
| | その他の流動負債 | 2129 | B | 貸方 | 空欄(2121)に準ずる | |
| | 流動負債合計 | | | 貸方 | | |
| | 固定負債 | 社債 | 2216 | B | 貸方 | 有利子負債に限る |
| | | | 2211 | B | 貸方 | その他の固定負債に限る |
| 長期借入金 | | 2212 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | | 2213 | B | 貸方 | その他の固定負債に限る | |
| 長期未払金 | | 2219 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | | 2231 | B | 貸方 | その他の固定負債に限る | |
| 繰延税金負債 | | 2265 | B | 貸方 | | |
| 退職給付引当金 | | 2214 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | | 2311 | B | 貸方 | | |
| | | 2312 | B | 貸方 | 引当金に属する科目に限る | |
| | | 2313 | B | 貸方 | | |
| その他の固定負債 | | 2215 | B | 貸方 | 空欄(2213)に準ずる | |
| 固定負債合計 | | | | 貸方 | | |
| 純資産の部 | 負債の部合計 | | | 貸方 | | |
| | 資本金 | 3111 | B | 貸方 | 協同組合の場合は出資金、学校法人の場合は基本金、個人企業の場合は元入金等 | |
| | | 3112 | B | 貸方 | 新株式申込証拠金、出資申込証拠金 | |
| | 資本準備金 | 3211 | B | 貸方 | | |
| | 資本金資本準備金減少差益 | 3341 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | 自己株式処分差益 | 3342 | B | 貸方 | その他資本剰余金に限る | |
| | 利益準備金 | 3212 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | 別途積立金 | 3311 | B | 貸方 | 積立金(3312)に準ずる | |
| | 積立金 | 3312 | B | 貸方 | 任意積立金に限る | |
| | | 3313 | B | 貸方 | | |
| | | 3314 | B | 貸方 | 積立金(3312)に準ずる | |
| | | 3315 | B | 貸方 | | |
| | 繰越利益剰余金 | 3331 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| | 自己株式 | 3511 | B | 借方 | 代替使用不可 | |
| | | 3451 | B | 貸方 | 自己株式申込証拠金、自己持分申込証拠金 | |
| | 株主資本計 | | | 貸方 | | |
| | その他の有価証券評価差額金 | 3411 | B | 貸方 | 代替使用不可 | |
| 繰延ヘッジ損益 | 3421 | B | 貸方 | 代替使用不可 | | |
| | 3221 | B | 貸方 | 評価差額に限る | | |
| 評価・換算差額等計 | | | 貸方 | | | |
| 新株予約権 | 3611 | A | 貸方 | 代替使用不可 | | |
| 新株予約権計 | | | 貸方 | | | |
| 純資産の部合計 | | | 貸方 | | | |
| 負債・純資産の部合計 | | | 貸方 | | | |
| [たな卸資産の内訳] | | | | | | |
| 標準科目名 | | 科目コード | 消費税属性 | 貸借区分 | 代替使用の範囲 | |
| たな卸資産 | 商品 | 1131 | A | 借方 | 未着商品、積送商品等のたな卸資産に限る | |
| | 製品 | 1132 | A | 借方 | 副産物、作業くず、積送製品等のたな卸資産に限る | |
| | 半製品 | 1133 | A | 借方 | 自製部品等のたな卸資産に限る | |
| | 原材料 | 1134 | A | 借方 | 購入部品等のたな卸資産に限る | |
| | 仕掛品(半成品) | 1135 | A | 借方 | 未成工事支出金、半成工事等のたな卸資産に限る | |
| | 貯蔵品 | 1136 | A | 借方 | 消耗性流動資産に限る | |
| たな卸資産小計 | | | 借方 | | | |

A-3. 損益計算書 営業損益・営業外損益

| 標準科目名 | | 科目コード | 消費税属性 | 貸借区分 | 代替使用の範囲 | | | |
|----------|--------|-----------|--------|----------|---------|---------------|---------------------|--------|
| 営業損益 | 売上高 | 売上高 | 4111 | A | 貸方 | 売上高に限る | | |
| | | 売上高 | 4112 | A | 貸方 | | | |
| | | 売上高 | 4113 | A | 貸方 | | | |
| | | 売上高 | 4114 | A | 貸方 | | | |
| | | 売上高 | 4115 | A | 貸方 | | | |
| | 売上原価 | 純売上高 | 売上高 | 4115 | A | 借方 | 売上割戻、返品調整引当金繰入額等に限る | |
| | | | 売上高 | 4115 | A | 貸方 | | |
| | | | 期首たな卸高 | 5111 | A | 借方 | | 代替使用不可 |
| | | | 商品仕入高 | 5211 | A | 借方 | | |
| | | | | 5212 | A | 借方 | | |
| | | 5215 | A | 借方 | | | | |
| 仕入値引戻し高 | | 仕入値引戻し高 | 5213 | A | 貸方 | 仕入割戻に限る | | |
| | | 当期製品製造原価 | | | 借方 | | | |
| | | 他勘定振替高 | 5273 | A | 貸方 | 代替使用不可 | | |
| | | 期末たな卸高 | 5311 | A | 貸方 | 代替使用不可 | | |
| | 当期売上原価 | | | 借方 | | | | |
| 営業外損益 | 営業外費用 | 売上総利益(損失) | | | 貸方 | | | |
| | | 販売員給与 | 6111 | A | 借方 | 販売費中の人件費に限る | | |
| | | | 6311 | A | 借方 | | | |
| | | 販売員旅費 | 6112 | A | 借方 | 販売費に限る | | |
| | | 広告宣伝費 | 6113 | A | 借方 | | | |
| | | 容器包装費 | 6114 | A | 借方 | | | |
| | | 発送配達費 | 6115 | A | 借方 | | | |
| | | | 6116 | A | 借方 | | | |
| | | その他の販売費 | 6117 | A | 借方 | | | |
| | | | 6118 | A | 借方 | | | |
| | | 役員報酬 | 6211 | A | 借方 | 役員報酬等に限る | | |
| | | | 6232 | A | 借方 | | | |
| | | 事務員給与 | 6212 | A | 借方 | 一般管理費中の人件費に限る | | |
| | | 従業員賞与 | 6213 | A | 借方 | | | |
| | | 法定福利費 | 6312 | A | 借方 | | | |
| | | 厚生費 | 6226 | A | 借方 | | | |
| | | | 6119 | A | 借方 | | | |
| | | 減価償却費 | 6214 | A | 借方 | 代替使用不可 | | |
| | | リース料 | 6234 | A | 借方 | 賃借料に限る | | |
| | | 地代家賃 | 6215 | A | 借方 | | | |
| | | 修繕費 | 6216 | A | 借方 | | | |
| | | 事務用消耗品費 | 6217 | A | 借方 | 一般管理費に限る | | |
| | | 通信交通費 | 6218 | A | 借方 | | | |
| | | 水道光熱費 | 6219 | A | 借方 | | | |
| | | 租税公課 | 6221 | A | 借方 | 代替使用不可 | | |
| | | 寄付金 | 6222 | A | 借方 | 一般管理費に限る | | |
| | | 接待交際費 | 6223 | A | 借方 | | | |
| | | 保険料 | 6224 | A | 借方 | | | |
| | | 備品消耗品費 | 6225 | A | 借方 | | | |
| | | 管理諸費 | 6227 | A | 借方 | | | |
| | 6228 | A | 借方 | | | | | |
| | 6229 | A | 借方 | | | | | |
| | 6313 | A | 借方 | | | | | |
| | 6233 | A | 借方 | | | | | |
| | 6314 | A | 借方 | | | | | |
| 貸倒償却費 | 6231 | A | 借方 | 代替使用不可 | | | | |
| 雑費 | 6231 | A | 借方 | 一般管理費に限る | | | | |
| 小計 | | | 借方 | | | | | |
| 営業利益(損失) | | | 貸方 | | | | | |
| 営業外収益 | 営業外収益 | 受取利息 | 7111 | A | 貸方 | 代替使用不可 | | |
| | | | 7112 | A | 貸方 | 営業外収益に限る | | |
| | | | 7113 | A | 貸方 | | | |
| | | 受取配当金 | 7114 | A | 貸方 | | | |
| | | 雑収入 | 7118 | A | 貸方 | 営業外収益に限る | | |
| | 小計 | | | 貸方 | | | | |
| | 営業外費用 | 支払利息 | 7511 | A | 借方 | 代替使用不可 | | |
| | | 手形売却損 | 7518 | A | 借方 | 営業外費用に限る | | |
| | | | 7512 | A | 借方 | | | |
| | | | 7513 | A | 借方 | | | |
| 貸倒償却 | | 7514 | A | 借方 | 代替使用不可 | | | |
| 繰延資産償却 | 7515 | A | 借方 | 営業外費用に限る | | | | |
| 雑損失 | 7519 | A | 借方 | | | | | |
| 小計 | | | 借方 | | | | | |
| 経常利益(損失) | | | 貸方 | | | | | |

| A-4. 損益計算書 特別損益 当期製品製造原価 | | | | | | | |
|--------------------------|--------------|--------------|-------|------|---------------------------|---------|---------|
| 標準科目名 | | 科目コード | 消費税属性 | 貸借区分 | 代替使用の範囲 | | |
| 特別損益 | 特別利益 | 固定資産売却益 | 8111 | A | 貸方 | 特別利益に限る | |
| | | | 8112 | A | 貸方 | | |
| | | | 8113 | A | 貸方 | | |
| | | | 8115 | A | 貸方 | | |
| | | | 8116 | A | 貸方 | | |
| | | 前期損益修正益 | 8114 | A | 貸方 | | |
| | 特別損失 | 固定資産売却損 | 8211 | A | 借方 | 特別損失に限る | |
| | | | 8212 | A | 借方 | | |
| | | | 8213 | A | 借方 | | |
| | | | 8215 | A | 借方 | | |
| | | | 8216 | A | 借方 | | |
| | | | 8217 | A | 借方 | | |
| | | 前期損益修正損 | 8214 | A | 借方 | | |
| | | 税引前当期純利益(損失) | | | 貸方 | | |
| 株主資本等変動計算書 | 繰越利益剰余金変動額 | 法人税、住民税及び事業税 | 8311 | B | 借方 | 代替使用不可 | |
| | | 過年度法人税等 | 8321 | B | 借方 | | |
| | | 法人税等調整額 | 8312 | B | 借方 | | |
| | | 当期純利益(損失) | 9111 | B | 借方 | | |
| | 繰越利益剰余金期首残高 | 9211 | B | 貸方 | 代替使用不可 | | |
| | 過年度税効果調整額 | 9212 | B | 貸方 | 税効果会計適用に伴う諸準備金、積立金の取崩額に限る | | |
| | | 9213 | B | 貸方 | | | |
| | 積立金取崩額 | 9311 | B | 貸方 | 繰越利益剰余金の増加額に限る | | |
| | 利益準備金取崩額 | 9321 | B | 貸方 | 自己株式処分差損、自己株式消却額に限る | | |
| | 自己株式処分差損・消却額 | 9322 | B | 借方 | | | |
| | 利益剰余金配当額 | 9411 | B | 借方 | 代替使用不可 | | |
| | 利益準備金積立額 | 9511 | B | 借方 | 繰越利益剰余金の減少額に限る | | |
| | 積立金積立額 | 9521 | B | 借方 | | | |
| | 繰越利益剰余金期末残高 | 9611 | B | 借方 | 代替使用不可 | | |
| [当期製品製造原価] | | | | | | | |
| 標準科目名 | | 科目コード | 消費税属性 | 貸借区分 | 代替使用の範囲 | | |
| 当期製品製造原価 | 材料費 | 期首材料たな卸高 | 5411 | A | 借方 | 代替使用不可 | |
| | | 材料仕入高 | 5412 | A | 借方 | | |
| | | | 5414 | A | 借方 | | |
| | | 期末材料たな卸高 | 5413 | A | 貸方 | | |
| | | 小計 | | | 借方 | | |
| | 労務費 | 賃金 | 5431 | A | 借方 | 労務費に限る | |
| | | 賞与 | 5432 | A | 借方 | | |
| | | 雑給 | 5433 | A | 借方 | | |
| | | 法定福利費 | 5434 | A | 借方 | | |
| | | 厚生費 | 5435 | A | 借方 | | |
| | | 退職金 | 5438 | A | 借方 | | |
| | | 小計 | | | 借方 | | |
| | 製造原価 | 外注加工費 | | 5441 | A | 借方 | 代替使用不可 |
| | | | | 5436 | A | 借方 | |
| | | | | 5437 | A | 借方 | |
| | | 経費 | 電力費 | 5451 | A | 借方 | 製造経費に限る |
| | | | ガス代 | 5452 | A | 借方 | |
| | | | 水道料 | 5453 | A | 借方 | |
| | | | 運賃 | 5454 | A | 借方 | |
| | | | 減価償却費 | 5455 | A | 借方 | |
| | | | リース料 | 5468 | A | 借方 | |
| | | | 修繕費 | 5456 | A | 借方 | |
| | | | 租税公課 | 5457 | A | 借方 | |
| | | | 賃借料 | 5458 | A | 借方 | |
| | | | 保険料 | 5459 | A | 借方 | |
| | | 費 | 消耗品費 | 5461 | A | 借方 | 代替使用不可 |
| | | | 旅費 | 5462 | A | 借方 | |
| | | | 交通費 | 5463 | A | 借方 | |
| | 通信費 | | 5464 | A | 借方 | | |
| | | | 5465 | A | 借方 | | |
| | | | 5466 | A | 借方 | | |
| | | | 5467 | A | 借方 | | |
| | | 雑費小計 | | | 借方 | | |
| | 当期総製造費用 | | | 借方 | | | |
| | 期首仕掛品たな卸高 | 5471 | A | 借方 | 代替使用不可 | | |
| | 期末仕掛品たな卸高 | 5472 | A | 貸方 | | | |
| | 他勘定振替高 | 5473 | A | 貸方 | 代替使用不可 | | |
| | 当期製品製造原価 | | | 借方 | | | |

B TKCシステムを利用するにあたって注意すべき仕訳例

B-1. 会計伝票の訂正

TKCシステムでは、月次決算が完了し、データ伝送が終了した仕訳は訂正、削除ができません。そのため、月次決算完了後の仕訳を訂正する場合は、原則として訂正する元の仕訳のマイナス仕訳を計上後、再度正しい仕訳を入力します。

なお、以下の理由から、訂正仕訳には貸借逆仕訳ではなく、マイナス仕訳で計上することをお勧めします。

- ①貸借逆仕訳を計上すると、「キャッシュ・フロー計算書」や「月例資金管理表」などの資金関連の帳表が正しく表示できない場合があるため。
- ②消費税の課税区分別残高が正しく計算されない場合があるため。

(1) 「課税区分」に変更のない金額のみの訂正（取引金額のみの訂正）

（仕訳例）

- ①前月計上済み分の売上高 101,000 円は正しくは 110,000 円だった。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|------------|------------|-----|----------|----------|
| 1 | 売掛金 (1122) | 売上高 (4111) | 10% | -101,000 | -9,182 |
| 1 | 売掛金 (1122) | 売上高 (4111) | 10% | 110,000 | 10,000 |

(2) 「課税区分」の変更を伴う訂正

（仕訳例）

- ①前月計上済み分の売上高 110,000 円（課税売上）が課税区分 [0] で計上されていた。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|------------|------------|-----|----------|----------|
| 0 | 売掛金 (1122) | 売上高 (4111) | | -110,000 | |
| 1 | 売掛金 (1122) | 売上高 (4111) | 10% | 110,000 | 10,000 |

- ②前月現金支払済み交際費 220,000 円（非課税仕入）が課税区分 [5] で計上されていた。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|-----------|-----|----------|----------|
| 5 | 接待交際費 (6223) | 現金 (1111) | 10% | -220,000 | -20,000 |
| 8 | 接待交際費 (6223) | 現金 (1111) | | 220,000 | |

B-2. 期中の取引で計上する仕訳

(1) 手形の割引

TKCシステムでは、手形の割引は「受取手形(1121)」から直接減額するのではなく、「割引手形(2122)」で処理します。なお、TKCシステムから出力する決算書では、「割引手形(2122)」の残高が「受取手形(1121)」から減額されます。

(仕訳例)

- ①1,000,000円の手形を金融機関で割引を行い、手形取立料660円と手形割引料18,000円を控除した金額が入金された。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|-------------|-----|-----------|----------|
| 0 | 資金諸口 (9991) | 割引手形 (2122) | | 1,000,000 | |
| 0 | 普通預金 (1113) | 資金諸口 (9991) | | 981,340 | |
| 7 | 手形売却損 (7518) | 資金諸口 (9991) | 10% | 660 | 60 |
| 8 | 手形売却損 (7518) | 資金諸口 (9991) | | 18,000 | |

(2) 割り引いた手形の決済

割り引いた手形が決済された場合は、「割引手形(2122)」と「受取手形(1121)」を相殺します。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-------------|-------------|----|-----------|----------|
| 0 | 割引手形 (2122) | 受取手形 (1121) | | 1,000,000 | |

(3) 手形の裏書

TKCシステムでは、手形の裏書譲渡は、「受取手形(1121)」から直接減額して処理します。また、決算時には、TPS1000の「個別注記表の作成」機能で、「受取手形裏書譲渡高」を入力します。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|------------|-------------|----|-----------|----------|
| 0 | 買掛金 (2112) | 受取手形 (1121) | | 1,000,000 | |

なお、裏書譲渡した手形が決済されたときは、仕訳を計上する必要はありません。

(4) 手持の手形の不渡り

TKCシステムでは、手形が不渡りになった場合、「受取手形(1121)」から「不渡手形(1158)」に振り替えます。なお、TKCシステムから出力する決算書では、「不渡手形(1158)」の残高が「受取手形(1121)」に合算されます。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-------------|-------------|----|-----------|----------|
| 0 | 不渡手形 (1158) | 受取手形 (1121) | | 1,000,000 | |

(5) 割り引いた手形の不渡り

(仕訳例)

①割り引いた手形 1,000,000 円が不渡りとなったため、買い戻した。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-------------|-------------|----|-----------|----------|
| 0 | 割引手形 (2122) | 当座預金 (1112) | | 1,000,000 | |
| 0 | 不渡手形 (1158) | 受取手形 (1121) | | 1,000,000 | |

※F X 2 で手形管理を行っている場合は、以下のように仕訳を計上します。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-------------|-------------|----|-----------|----------|
| 0 | 割引手形 (2122) | 受取手形 (1121) | | 1,000,000 | |
| 0 | 受取手形 (1121) | 当座預金 (1112) | | 1,000,000 | |
| 0 | 不渡手形 (1158) | 受取手形 (1121) | | 1,000,000 | |

(6) 固定資産の売却

固定資産を売却する際は、固定資産の売却額の計上と固定資産の簿価の消去の両方を「固定資産売却益(8111)」または「固定資産売却損(8211)」で計上することで、純額として固定資産売却益(売却損)が計算されます。

(仕訳例)

①車両(簿価 350,000 円)を 440,000 円(税込み)で下取りに出して新車(3,300,000 円)を購入し、下取り後の残額 2,860,000 円を分割払いとした。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|----------------|----------------|-----|-----------|----------|
| 5 | 車両運搬具 (1215) | 資金外諸口 (9992) | 10% | 3,300,000 | 300,000 |
| 0 | 資金外諸口 (9992) | 長期未払金 (2219) | | 2,860,000 | |
| 1 | 資金外諸口 (9992) | 固定資産売却益 (8111) | 10% | 440,000 | 40,000 |
| 0 | 固定資産売却益 (8111) | 車両運搬具 (1215) | | 350,000 | |

(7) リース取引

(仕訳例)

①所有権移転外ファイナンス・リース契約を締結し、リース物件(機械装置)を取得した。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|--------------|-----|------------|-----------|
| 5 | リース資産 (1223) | 長期未払金 (2219) | 10% | 48,000,000 | 4,363,636 |

(注) 契約において利息相当分が明示されていない場合は、利息相当分を含めたリース料総額で資産計上します。

②第1回支払日が到来したため、リース料を支払った。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|-------------|----|-----------|----------|
| 0 | 長期未払金 (2219) | 普通預金 (1113) | | 1,000,000 | |

(8) 有価証券の売却

有価証券を売却する際は、有価証券の売却額の計上と有価証券の簿価の消去の両方を特別損益勘定等（「空欄(8212)」等）で計上することで、純額として有価証券売却益（売却損）が計算されます。

（仕訳例）

- ①有価証券（簿価 1,500,000 円）を 1,350,000 円で売却し、手数料 11,000 円を支払った。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-----------------|-----------------|-----|-----------|----------|
| 4 | 普通預金 (1113) | 有価証券売却損(8212 等) | | 1,350,000 | |
| 0 | 有価証券売却損(8212 等) | 投資有価証券 (1252) | | 1,500,000 | |
| 6 | 有価証券売却損(8212 等) | 普通預金 (1113) | 10% | 11,000 | 1,000 |

(9) 輸入取引の消費税入力（税抜き経理の場合）

（仕訳例）

- ①商品 880 万円（円換算額）を船積みした旨の案内が届いた。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|------------|----|-----------|----------|
| 5 5 | 商品仕入高 (5211) | 買掛金 (2112) | | 8,800,000 | 0 |

- ②通関業者（乙仲）へ消費税等 620,000 円と関税 430,000 円を送金した。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|---------------|-------------|----|---------|----------|
| 5 5 | 仮払消費税等 (1164) | 普通預金 (1113) | | 620,000 | |
| 5 5 | 商品仕入高 (5211) | 普通預金 (1113) | | 430,000 | 0 |

（注）輸入取引により保税地域から引き取った輸入品を返品する場合は、通常、輸出取引として処理することになります。

(10) 輸入取引の消費税入力（税込み経理の場合）

（仕訳例）

- ①商品 880 万円（円換算額）を船積みした旨の案内が届いた。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|------------|----|-----------|----------|
| 5 5 | 商品仕入高 (5211) | 買掛金 (2112) | | 8,800,000 | |

- ②通関業者（乙仲）へ消費税等 620,000 円と関税 430,000 円を送金した。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|-------------|----|---------|----------|
| 5 5 | 商品仕入高 (5211) | 普通預金 (1113) | | 620,000 | |
| 5 5 | 商品仕入高 (5211) | 普通預金 (1113) | | 430,000 | |

（注）TPS1000で消費税申告書を作成する際、メニュー「242 消費税ワーキングシート」の入力の「7. 輸入課税仕入れに係る消費税額」で、輸入課税仕入れに係る消費税額を直接入力する必要があります。

(11) 受取利息等に係る所得税等の計上

預金利息を計上する場合は、源泉徴収された所得税、復興特別所得税も忘れずに計上します。

(仕訳例)

- ①定期預金の利息 4,235 円（源泉所得税 750 円(15%)、復興特別所得税 15 円(源泉所得税の 2.1%)控除後）が入金された。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|---------------------|-------------|----|-------|----------|
| 3 | 定期預金 (1114) | 受取利息 (7111) | | 4,235 | |
| 3 | 法人税、住民税及び事業税 (8311) | 受取利息 (7111) | | 765 | |

(12) 法人税等の中間納付

事業税の付加価値割・資本割の納付額は「租税公課(6221)」で処理します。一方、法人税、住民税、事業税の所得割の納付額は「法人税、住民税及び事業税 (8311)」で処理します。

(仕訳例)

- ①法人税等の予定申告を行った。納付額は 1,750,000 円で、そのうち、事業税の付加価値割と資本割の合計額は 300,000 円であった。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|---------------------|-------------|----|-----------|----------|
| 0 | 租税公課 (6221) | 普通預金 (1113) | | 300,000 | |
| 0 | 法人税、住民税及び事業税 (8311) | 普通預金 (1113) | | 1,450,000 | |

(13) 消費税等の中間納付

消費税等の中間納付額は、「空欄(1157)」等で処理します。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|---------------|-------------|----|-----------|----------|
| 0 | 仮払税金 (1157 等) | 普通預金 (1113) | | 1,000,000 | |

(14) 増資

(仕訳例)

- ①増資資金が申込期間中に払い込まれた。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-------------|----------------|----|------------|----------|
| 0 | 普通預金 (1113) | 新株式申込証拠金(3112) | | 10,000,000 | |

- ②払込期日となったため、申込証拠金を資本金へ振り替えた。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|----------------|------------|----|------------|----------|
| 0 | 新株式申込証拠金(3112) | 資本金 (3111) | | 10,000,000 | |

(15) 減資による欠損填補

減資は、「資本金及び資本準備金減少差益(3341)」で処理します。

なお、減資による欠損填補額を処理する専用科目がないため、「積立金取崩額(9311)」を代替使用します。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|----------------------|----------------------|----|-----------|----------|
| 0 | 資本金 (3111) | 資本金及び資本準備金減少差益(3341) | | 6,000,000 | |
| 0 | 資本金及び資本準備金減少差益(3341) | 減資による欠損填補額(9311) | | 6,000,000 | |

(16) 過年度遡及処理

会計方針の変更や誤謬の訂正があった場合、前期以前の累積的影響額を当期の仕訳として「繰越利益剰余金期首残高(9211)」に計上します。

(仕訳例)

- ①前期に建物に係る減損損失(税務上は損金不算入)4,500,000円が計上漏れとなっていることが判明した。この減損損失計上漏れは、会計上の誤謬の訂正に該当すると判断し、修正再表示する。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-------------------|-----------|----|-----------|----------|
| 0 | 繰越利益剰余金期首残高(9211) | 建物 (1211) | | 4,500,000 | |

(注) 利益剰余金の前期末残高と当期首残高が不一致となることから、税務上は、当期の法人税申告書別表において所要の調整を行うことが必要となります。また、過年度事項の修正内容を注記する必要があります。

(17) 建設仮勘定の計上

複数の業者と個々に契約を交わし完成前に随時引き渡しを受けた場合の業者への支出や自家建設の際に支出した材料費等を処理する場合、建設仮勘定の計上時に課税仕入れとなります。しかしながら、「建設仮勘定(1222)」は「課税取引の発生しない科目(消費税属性：B)」として定義されているため、建設仮勘定の計上時には、次のような2仕訳を計上する方法を推奨しています。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-----------|--------------|-----|------------|----------|
| 5 | 建物 (1211) | 未払金 (2114) | 10% | 8,800,000 | 800,000 |
| 0 | 建物 (1211) | 建設仮勘定 (1222) | | -8,000,000 | |

(注) 建設仮勘定の計上時に課税区分[5]を計上することにより、消費税申告書の作成時にTPS1000で課税区分別残高の加算処理が不要となります。

また、マイナス仕訳とすることにより、「キャッシュ・フロー計算書」への影響もありません。

(18) 他勘定振替高の計上

自社製品を広告宣伝や見本品等として使用した場合における、売上原価から販売費及び一般管理費や固定資産への振り替えは、「他勘定振替高(5273)」を使用します。

(仕訳例)

① 自社製品 600,000 円を広告宣伝用として利用した。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|---------------|----|---------|----------|
| 0 | 広告宣伝費 (6113) | 他勘定振替高 (5273) | | 600,000 | |

(19) 賞与の支給

(仕訳例)

① 賞与引当金 4,000,000 円を取り崩し、賞与を支払った。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|--------------|----|-----------|----------|
| 0 | 賞与引当金 (2126) | 従業員賞与 (6213) | | 4,000,000 | |
| 0 | 従業員賞与 (6213) | 普通預金 (1113) | | 3,450,000 | |
| 0 | 従業員賞与 (6213) | 預り金 (2117) | | 350,000 | |

B-3. 月次決算時に計上する仕訳

(1) 月次の減価償却費の概算額の計上

TKCシステムで月次決算において期中の減価償却見込額を計上する場合は、「減価償却累計額(1225)」に計上しておき、決算時には、いったん戻し入れを行った後、改めて正規の減価償却費を計上します。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|----------------|----|---------|----------|
| 0 | 減価償却費 (5455) | 減価償却累計額 (1225) | | 310,000 | |
| 0 | 減価償却費 (6214) | 減価償却累計額 (1225) | | 450,000 | |

(2) 前月に計上した月末たな卸高の戻し入れ計上(期首月を除く)

期首月は下記の仕訳ではなく、「期首たな卸高の振り替え」の仕訳計上が必要です(71頁(3)参照)。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-----------------|-----------------|----|-----------|----------|
| 0 | 期末たな卸高 (5311) | 商品 (1131) | | 900,000 | |
| 0 | 期末たな卸高 (5311) | 製品 (1132) | | 1,900,000 | |
| 0 | 期末たな卸高 (5311) | 半製品 (1133) | | 300,000 | |
| 0 | 期末材料たな卸高(5413) | 原材料 (1134) | | 600,000 | |
| 0 | 期末仕掛品たな卸高(5472) | 仕掛品(半成品) (1135) | | 200,000 | |

(3) 月末たな卸高の計上

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-----------------|-----------------|----|-----------|----------|
| 0 | 商品 (1131) | 期末たな卸高 (5311) | | 1,000,000 | |
| 0 | 製品 (1132) | 期末たな卸高 (5311) | | 2,000,000 | |
| 0 | 半製品 (1133) | 期末たな卸高 (5311) | | 200,000 | |
| 0 | 原材料 (1134) | 期末材料たな卸高(5413) | | 500,000 | |
| 0 | 仕掛品(半成品) (1135) | 期末仕掛品たな卸高(5472) | | 150,000 | |

B-4. 確定決算時に計上する仕訳

(1) 「長期借入金」から「1年以内返済長期借入金」への振り替え

当初の履行期が決算期後1年を超える借入金、または超えると認められた借入金のうち1年以内に返済期限の到来する長期借入金は、「長期借入金(2212)」から「1年以内返済長期借入金(2135)」に振り替えます。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|--------------------|----|-----------|----------|
| 0 | 長期借入金 (2212) | 1年以内返済長期借入金 (2135) | | 1,200,000 | |

(2) 「長期未払金」から「未払金」への振り替え

リース債務のうち、1年以内に支払の期限が到来するリース債務は、「長期未払金(2219)」から「未払金(2114)」に振り替えます。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|------------|----|------------|----------|
| 0 | 長期未払金 (2219) | 未払金 (2114) | | 12,000,000 | |

(3) 減価償却費の計上

(仕訳例)

①月次決算で概算計上した減価償却費をマイナス仕訳で計上

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|----------------|----|------------|----------|
| 0 | 減価償却費 (5455) | 減価償却累計額 (1225) | | -3,720,000 | |
| 0 | 減価償却費 (6214) | 減価償却累計額 (1225) | | -5,400,000 | |

②正規の減価償却費の計上

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|-----------------|----|-----------|----------|
| 0 | 減価償却費 (5455) | 建物 (1211) | | 1,300,000 | |
| 0 | 減価償却費 (5455) | 機械及び装置 (1213) | | 1,000,000 | |
| 0 | 減価償却費 (5455) | 工具、器具及び備品(1216) | | 600,000 | |
| 0 | 減価償却費 (5455) | リース資産 (1223) | | 800,000 | |
| 0 | 減価償却費 (6214) | 建物 (1211) | | 4,000,000 | |
| 0 | 減価償却費 (6214) | 工具、器具及び備品(1216) | | 1,450,000 | |

(4) 貸倒引当金の計上

貸倒引当金の取崩額は、当期繰入額と相殺して表示することとされています（『金融商品会計に関する実務指針（日本公認会計士協会）』125）。

そのため、前期の貸倒引当金の繰戻しは、「貸倒償却(6314)」の貸方計上として処理します。その結果、「貸倒償却(6314)」には、繰入額と繰戻額の差額のみが計上されます。なお、繰入額よりも繰戻額の方が多い場合は、繰戻額から繰入額を差し引いた金額のみを「貸倒償却(6314)」から営業外収益に振り替えます。なお、営業外収益に振り替えずに、「貸倒償却(6314)」をマイナス残高のままとすることもできます。

(仕訳例)

①前期に計上した貸倒引当金の取り崩し

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|-------------|----|-----------|----------|
| 0 | 貸倒引当金 (1171) | 貸倒償却 (6314) | | 1,100,000 | |

②当期の貸倒引当金の計上

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-------------|--------------|----|-----------|----------|
| 0 | 貸倒償却 (6314) | 貸倒引当金 (1171) | | 1,150,000 | |

(5) 賞与引当金の計上

賞与引当金の繰り入れも、「従業員賞与(6213)」「賞与(5432)」に含めて処理します。

(仕訳例)

①前期に計上した賞与引当金の取り崩し

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|--------------|----|-----------|----------|
| 0 | 賞与引当金 (2126) | 従業員賞与 (6213) | | 3,500,000 | |
| 0 | 賞与引当金 (2126) | 賞与 (5432) | | 4,500,000 | |

②当期の賞与引当金の計上

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------|--------------|----|-----------|----------|
| 0 | 従業員賞与 (6213) | 賞与引当金 (2126) | | 3,000,000 | |
| 0 | 賞与 (5432) | 賞与引当金 (2126) | | 4,000,000 | |

(6) 未払消費税等の計上

消費税等が納付となる場合は、消費税申告書の作成後、仮払消費税等と仮受消費税等の相殺、仮受消費税等と中間納付した消費税等の相殺、未払消費税等の計上を行います。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|---------------|---------------|----|-----------|----------|
| 0 | 仮受消費税等 (2164) | 仮払消費税等 (1164) | | 5,000,000 | |
| 0 | 仮受消費税等 (2164) | 仮払税金 (1157等) | | 1,000,000 | |
| 0 | 仮受消費税等 (2164) | 未払消費税等 (2136) | | 1,250,000 | |
| 0 | 仮受消費税等 (2164) | 雑収入 (7118) | | 50 | |

(7) 未収還付消費税等の計上

消費税等が還付となる場合は、消費税申告書の作成後、仮払消費税等と仮受消費税等の相殺、仮払消費税等から未収入金への振り替えを行います。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|---------------|---------------|----|-----------|----------|
| 0 | 仮受消費税等 (2164) | 仮払消費税等 (1164) | | 4,000,000 | |
| 0 | 未収入金 (1154) | 仮払消費税等 (1164) | | 2,000,000 | |
| 0 | 未収入金 (1154) | 雑収入 (7118) | | 90 | |

(8) 未払法人税等の計上

事業税の付加価値割・資本割の納付額は「租税公課(6221)」で処理し、それ以外の法人税、住民税、事業税の所得割の納付額は「法人税、住民税及び事業税(8311)」で処理します。相手科目はいずれも「未払法人税等(2125)」となります。

(仕訳例)

- ①法人税等の確定申告を行った。納付額は3,400,000円で、そのうち、事業税の付加価値割と資本割の合計額は550,000円であった。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------------|---------------|----|-----------|----------|
| 0 | 租税公課 (6221) | 未払法人税等 (2125) | | 550,000 | |
| 0 | 法人税、住民税及び事業税(8311) | 未払法人税等 (2125) | | 2,850,000 | |

(9) 未収還付法人税等の計上

(仕訳例)

- ①法人税等の確定申告を行った。当期の申告税額が0円であったため、予定納税した1,650,000円が還付されることになった。なお、事業税の付加価値割は200,000円であった。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|----------------|--------------------|----|-----------|----------|
| 0 | 未収還付法人税等(1162) | 租税公課 (6221) | | 200,000 | |
| 0 | 未収還付法人税等(1162) | 法人税、住民税及び事業税(8311) | | 1,450,000 | |

(10) 欠損金の繰戻還付請求税額の未収計上

(仕訳例)

- ①欠損金の繰戻しによる還付制度を適用し、法人税1,100,000円が還付されることになった。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|----------------|---------------|----|-----------|----------|
| 0 | 未収還付法人税等(1162) | 過年度法人税等(8321) | | 1,100,000 | |

(11) 繰延税金資産・繰延税金負債の計上

T K Cシステムから出力する決算書では、「繰延税金資産(1265)」と「繰延税金負債(2265)」の相殺が自動的に行われます。そのため、これらの相殺仕訳の計上は不要です。

(仕訳例)

- ①未払事業税・減価償却超過額(将来減算一時差異)に係る繰延税金資産と、剰余金の処分により計上した特別償却準備金(将来加算一時差異)に係る繰延税金負債を計上した。

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|----------------|----------------|----|-----------|----------|
| 0 | 繰延税金資産 (1265) | 法人税等調整額 (8312) | | 5,500,000 | |
| 0 | 法人税等調整額 (8312) | 繰延税金負債 (2265) | | 2,000,000 | |

(12) その他有価証券評価差額金の計上(評価損が発生している場合)

その他有価証券の評価差損は、いったん「その他有価証券評価差額金(3411)」に計上後、評価差損に係る繰延税金資産のうち、回収可能性があるものを「繰延税金資産(1265)」等に計上します。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------------|--------------------|----|-----------|----------|
| 0 | その他有価証券評価差額金(3411) | 投資有価証券 (1252) | | 3,000,000 | |
| 0 | 繰延税金資産 (1265) | その他有価証券評価差額金(3411) | | 1,200,000 | |

(13) その他有価証券評価差額金の計上(評価益が発生している場合)

その他有価証券の評価差益は、いったん「その他有価証券評価差額金(3411)」に計上後、評価差益に係る繰延税金負債を「繰延税金負債(2265)」等に計上します。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------------|--------------------|----|-----------|----------|
| 0 | 投資有価証券 (1252) | その他有価証券評価差額金(3411) | | 3,000,000 | |
| 0 | その他有価証券評価差額金(3411) | 繰延税金負債 (2265) | | 1,200,000 | |

(14) 役員賞与引当金の計上

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-------------|----------------|----|-----------|----------|
| 0 | 役員報酬 (6211) | 役員賞与引当金(2127等) | | 8,000,000 | |

(注) 当事業年度の職務に係る役員賞与を期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合には、当該支給は株主総会の決議が前提となるので、当該決議事項とする額又はその見込額を、原則として、引当金に計上します(役員賞与に関する会計基準13)。

(15) 特別償却準備金の積み立て

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|---------------|----------------|----|-----------|----------|
| 0 | 積立金積立額 (9521) | 特別償却準備金(3312等) | | 1,600,000 | |

B-5. 期首に計上する仕訳

(1) 前期の繰越利益剰余金の振り替え（システム自動計上）

「繰越利益剰余金(3331)」の前期末残高を「繰越利益剰余金期首残高(9211)」へ振り替えます。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|---------------|-------------------|----|---------|----------|
| 0 | 繰越利益剰余金(3331) | 繰越利益剰余金期首残高(9211) | | 800,000 | |

(2) 元入金への振り替え（個人事業者の場合）（システム自動計上）

前年末の事業主貸、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額（「繰越利益剰余金(3331)」の前期末残高）を「元入金(3111)」へ振り替えます。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|---------------|-----------|----|-----------|----------|
| 0 | 繰越利益剰余金(3331) | 元入金(3111) | | 1,155,000 | |

(3) 期首たな卸高の振り替え

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|-----------------|----------------|----|-----------|----------|
| 0 | 期首たな卸高(5111) | 商品(1131) | | 1,200,000 | |
| 0 | 期首たな卸高(5111) | 製品(1132) | | 2,100,000 | |
| 0 | 期首たな卸高(5111) | 半製品(1133) | | 150,000 | |
| 0 | 期首材料たな卸高(5411) | 原材料(1134) | | 400,000 | |
| 0 | 期首仕掛品たな卸高(5471) | 仕掛品(半成品)(1135) | | 50,000 | |

(4) その他有価証券評価差額金の戻し入れ（評価損が発生していた場合）

前期末に計上したその他有価証券の評価差損とそれに係る繰延税金資産は、翌期首に戻し入れを行います。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------------|--------------------|----|-----------|----------|
| 0 | 投資有価証券(1252) | その他有価証券評価差額金(3411) | | 3,000,000 | |
| 0 | その他有価証券評価差額金(3411) | 繰延税金資産(1265) | | 1,200,000 | |

(5) その他有価証券評価差額金の戻し入れ（評価益が発生していた場合）

前期末に計上したその他有価証券の評価差益とそれに係る繰延税金負債は、翌期首に戻し入れを行います。

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|--------------------|--------------------|----|-----------|----------|
| 0 | その他有価証券評価差額金(3411) | 投資有価証券(1252) | | 3,000,000 | |
| 0 | 繰延税金負債(2265) | その他有価証券評価差額金(3411) | | 1,200,000 | |

B-6. 前期の決算確定時（定時株主総会の承認時）に計上する仕訳**(1) 決算配当の計上**

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|----------------|----------------|----|-----------|----------|
| 0 | 利益剰余金配当額(9411) | 未払配当金 (2121 等) | | 2,000,000 | |
| 0 | 利益準備金積立額(9511) | 利益準備金 (3212) | | 200,000 | |

(2) 別途積立金の積み立て

(仕訳例)

| 課税区分 | 借方 | 貸方 | 税率 | 取引金額 | (内、消費税等) |
|------|---------------|--------------|----|-----------|----------|
| 0 | 積立金積立額 (9521) | 別途積立金 (3311) | | 5,000,000 | |

C 「資金諸口(9991)」「資金外諸口(9992)」の利用方法

C-1. 諸口勘定とは

(1) 諸口勘定とは、複合仕訳（借方・貸方が複数の勘定科目にわたる仕訳）を単純仕訳（借方・貸方がそれぞれ1科目となる仕訳）に分解するために利用する勘定です。

(例1) 銀行から3,000,000円の借入れを行った。

その際、利息80,000円と、印紙代2,000円を差し引いた金額が入金した。

(複合仕訳)

| | | | | |
|-------------|-----------|--|-------------|-----------|
| (借方) | | | (貸方) | |
| 普通預金 (1113) | 2,918,000 | | 長期借入金(2212) | 3,000,000 |
| 支払利息 (7511) | 80,000 | | | |
| 租税公課 (6221) | 2,000 | | | |

(諸口勘定を使って分解した単純仕訳)

| 課税区分 | 借方勘定科目 | 貸方勘定科目 | 取引金額 |
|------|--------------------|--------------------|-----------|
| 0 | 普通預金 (1113) | 諸口 (9991 または 9992) | 2,918,000 |
| 8 | 支払利息 (7511) | 諸口 (9991 または 9992) | 80,000 |
| 0 | 租税公課 (6221) | 諸口 (9991 または 9992) | 2,000 |
| 0 | 諸口 (9991 または 9992) | 長期借入金(2212) | 3,000,000 |

(2) 諸口勘定は、借方科目・貸方科目に両方同額が発生するため、残高は必ず0円となります。

TKC財務会計システムでも、諸口勘定(9991、9992)の残高が0円でない場合は、月次決算を行えないようになっています。

C-2. 「資金諸口(9991)」と「資金外諸口(9992)」の違い

(1) 諸口勘定には、「資金諸口(9991)」と「資金外諸口(9992)」の2種類があります。

FX2の「資金繰り実績表」やTKC統合情報センターから出力される「月例資金管理表」を正しく表示するためには、この2科目を正しく使い分ける必要があります（詳細はC-3. 参照）。

(2) 「資金諸口(9991)」は、資金の増減（支払・入金）を伴う複合仕訳で使用します。

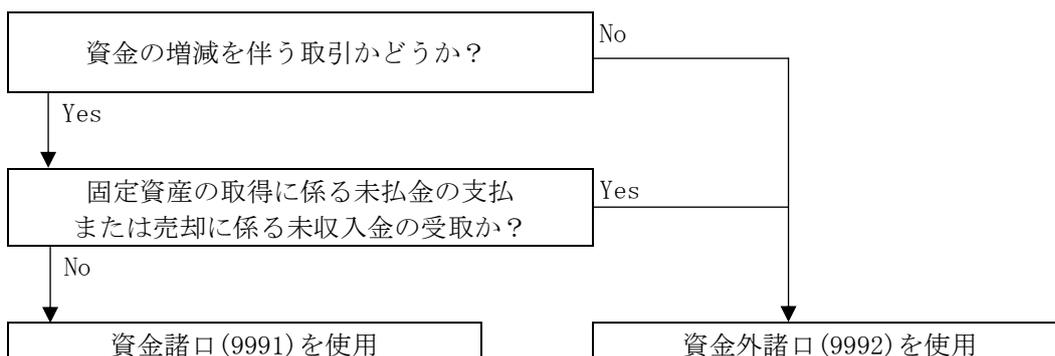
一方、「資金外諸口(9992)」は、資金の増減（支払・入金）を伴わない複合仕訳で使用します。

(3) ただし、固定資産の取得に係る未払金の支払いや、売却に係る未収入金の受取などの取引には、資金の増減が伴う場合であっても「資金外諸口(9992)」を利用することで、「資金繰り実績表」や「月例資金管理表」の「固定資産購入」「固定資産売却」欄にこれらの取引を表示できます（詳細はC-4. 参照）。

(4) なお、TKCシステムから出力する「キャッシュ・フロー計算書」は、勘定科目残高の期中増減額をもとに作成されます。そのため、必ず残高が0円になる「資金諸口(9991)」「資金外諸口(9992)」は、「キャッシュ・フロー計算書」の作成には影響を与えません。

つまり、仮に「資金諸口(9991)」「資金外諸口(9992)」の使い分けがされていなくても、「キャッシュ・フロー計算書」の作成は正しく行えます。

<資金諸口(9991)、資金外諸口(9992)利用のためのフローチャート>



C-3. 「資金繰り実績表」や「月例資金管理表」の仕組みと「資金諸口(9991)」の利用方法

- (1) F X 2の「資金繰り実績表」やTKC統合情報センターから出力される「月例資金管理表」は、期中の1件1件の仕訳データをもとに集計されています。

具体的には、借方・貸方いずれか一方の科目が「資金科目（現金・預金等）」である仕訳（資金の増減がある仕訳）が「資金繰り実績表」や「月例資金管理表」への集計対象となります。

<「資金繰り実績表」「月例資金管理表」へ集計される仕訳と集計されない仕訳>

| 借方勘定科目 | 貸方勘定科目 | 集計対象 |
|-----------|-----------|------|
| 資金科目 | 資金科目以外の科目 | ○ |
| 資金科目以外の科目 | 資金科目 | ○ |
| 資金科目 | 資金科目 | × |
| 資金科目以外の科目 | 資金科目以外の科目 | × |

さらに、資金科目の相手科目（「長期借入金」や「建物」など）の属性により、「資金繰り実績表」や「月例資金管理表」のどの項目に集計するかが決定されます。

- (2) 単純仕訳の場合、「長期借入金」や「建物」などが資金科目の相手科目となるため、資金の増減がどのような要因から発生しているかを特定し、「資金繰り実績表」や「月例資金管理表」の該当する項目に集計することができます。

一方、複合仕訳では、「長期借入金」や「建物」ではなく、諸口勘定が常に資金科目の相手科目となってしまうため、資金の増減がどのような要因から発生しているかを特定できません。

- (3) しかし、資金科目として定義されている「資金諸口(9991)」を利用すると、「長期借入金」や「建物」などが資金科目の相手科目となるため、資金の増減がどのような要因から発生しているかを特定し、「資金繰り実績表」や「月例資金管理表」の該当する項目に集計することができます。

(例2)長期借入金の借入時の仕訳（「普通預金(1113)」と「資金諸口(9991)」が資金科目）

| 行 | 借方勘定科目 | 貸方勘定科目 | 集計対象 | 集計先(注1) |
|---|-------------|--------------|------|-----------|
| 1 | 普通預金 (1113) | 資金諸口 (9991) | × | |
| 2 | 支払利息 (7511) | 資金諸口 (9991) | ○ | 支払利息割引料 |
| 3 | 租税公課 (6221) | 資金諸口 (9991) | ○ | その他（経常支出） |
| 4 | 資金諸口 (9991) | 長期借入金 (2212) | ○ | 長期借入金調達 |

(注1) F X 2の「資金繰り実績表」の場合は、仕訳入力時に上記の集計先が初期表示されますが、任意の集計先に変更することもできます。

- (4) なお、「資金諸口(9991)」を使用すべき仕訳で「資金外諸口(9992)」を使用すると、「長期借入金」や「建物」などではなく、現金・預金等が資金科目の相手科目となるため、資金の増減がどのような要因から発生しているかを特定することができません。

そのため、「資金繰り実績表」や「月例資金管理表」を利用する場合は、「資金諸口(9991)」と「資金外諸口(9992)」を正しく使い分ける必要があります。

(例3)例2の仕訳で「資金諸口(9991)」の代わりに「資金外諸口(9992)」を使用した場合

| 行 | 借方勘定科目 | 貸方勘定科目 | 集計対象 | 集計先 |
|---|--------------|--------------|------|-----------|
| 1 | 普通預金 (1113) | 資金外諸口 (9992) | ○ | その他（経常収入） |
| 2 | 支払利息 (7511) | 資金外諸口 (9992) | × | |
| 3 | 租税公課 (6221) | 資金外諸口 (9992) | × | |
| 4 | 資金外諸口 (9992) | 長期借入金 (2212) | × | |

C-4. 「資金外諸口(9992)」の「固定資産精算口」としての利用方法

- (1) 「資金外諸口(9992)」は、原則として、資金の増減がない取引で使用されます。
しかし、例外的な使い方として「固定資産精算口」という利用方法があります。
- (2) これは、固定資産の取得に係る未払金の支払いや、売却に係る未収入金の受取などの取引で、相手科目として「資金外諸口(9992)」を使用する方法です。
- (3) 通常、固定資産取得に係る未払金の支払は以下のような仕訳となります。

| 行 | 借方勘定科目 | 貸方勘定科目 | 集計対象 | 集計先 |
|---|------------|-------------|------|---------|
| 1 | 未払金 (2114) | 普通預金 (1113) | ○ | 未払金の支払い |

この仕訳は、貸方が資金科目のため、F X 2の「資金繰り実績表」や、「月例資金管理表」への集計対象となりますが、資金科目の相手科目が「未払金」であるため、「未払金の支払い」として集計されてしまいます。

- (4) 一方、F X 2の「資金繰り実績表」や、「月例資金管理表」において、「資金外諸口(9992)」は「固定資産」として扱われます。

そこで、上記(3)の仕訳を2つに分解し、以下のような仕訳を計上します。

| 行 | 借方勘定科目 | 貸方勘定科目 | 集計対象 | 集計先 |
|---|--------------|--------------|------|--------|
| 1 | 未払金 (2114) | 資金外諸口 (9992) | × | |
| 2 | 資金外諸口 (9992) | 普通預金 (1113) | ○ | 償却資産購入 |

この場合、2行目の仕訳がF X 2の「資金繰り実績表」や、「月例資金管理表」の集計対象となり、かつ「償却資産購入」として集計されます。

- (5) なお、「固定資産精算口」は、あくまでも「資金外諸口(9992)」の例外的な利用方法であり、「固定資産精算口」だけが「資金外諸口(9992)」の利用方法ではないことにご注意ください。
- (6) F X 2では、資金科目の仕訳入力時に「資金収支区分」を任意に登録できるため、上記(2)の仕訳入力時に「資金収支区分」を変更することができます。

したがって、F X 2の「資金繰り実績表」のみを利用し、TKC統合情報センターから出力される「月例資金管理表」を利用していない場合は、「資金外諸口(9992)」を「固定資産精算口」として使用する必要はありません。

D 事業税の外形標準課税導入に伴う勘定科目別の付加価値額チェックリスト

D-1. 売上高

| 勘定科目 | 取引の内容 | 付加価値額の種類 | 備考 |
|------|-------------------|-----------------|--|
| 売上高 | 土地・家屋・立体駐車場の賃貸料収入 | 受取賃借料 | 賃借権の存続期間が1か月以上であるものに限る |
| | 共益費 | 該当しない | 賃貸料と共益費が明確かつ合理的に区分されている場合に限る。区分されていない場合は受取賃借料に含まれる |
| | 動産の賃貸料・リース料収入 | 該当しない | |
| | 荷物保管料収入 | 受取賃借料 | 契約期間が1か月以上であるものに限る |
| | 人材派遣料収入 | 報酬給与額 (一部減算) | 人材派遣料収入の75%と派遣労働者への報酬給与額のうち少ない方の金額を報酬給与額から控除する |

D-2. 製造原価、販売費及び一般管理費

| 勘定科目 | 取引の内容 | 付加価値額の種類 | 備考 |
|---------------|---|-----------------|---|
| 役員報酬、給与、賞与、雑給 | 給与・賞与の支給額 | 報酬給与額 | |
| | 派遣労働者に支払う給与・賞与 | 報酬給与額 (一部加算) | 派遣労働者への報酬給与額のうち人材派遣料収入の75%相当額を控除した金額のみを加算する |
| | 現物給与 | 報酬給与額 | |
| | 非課税通勤手当 | 該当しない | |
| | 在外手当 | 該当しない | |
| | 給与所得に該当する生命保険料 | 報酬給与額 | |
| | 損金に算入されない過大な役員報酬 | 該当しない | |
| | 損金経理した役員賞与 | 該当しない | |
| | 労働者派遣契約に基づく人材派遣料 | 報酬給与額 (一部加算) | 人材派遣料の75%を報酬給与額に加算する |
| | 出向元へ支払った出向者の給与相当額 | 報酬給与額 | |
| | 出向先から受け取った出向者の給与相当額（給与勘定のマイナス項目として処理している場合） | 報酬給与額 から減算 | |

| 勘定科目 | 取引の内容 | 付加価値額の種類 | 備考 |
|---------------|-----------------------------------|----------|--|
| 退職金 退職給付費用 | 退職金の支給額 | 報酬給与額 | |
| | 退職金共済に係る掛金 | 報酬給与額 | |
| | 確定給付企業年金に係る掛金 | 報酬給与額 | |
| | 確定拠出年金（企業型）に係る掛金 | 報酬給与額 | |
| | 適格退職年金の掛金及び保険料 | 報酬給与額 | |
| | 厚生年金基金の掛金 | 報酬給与額 | 代行部分は報酬給与額に含まれない |
| | 退職給付引当金繰入額 | 該当しない | |
| | 出向元へ支払った出向者の退職給与負担金 | 該当しない | |
| | 出向元へ支払った出向者の年金の掛金等 | 報酬給与額 | |
| | 転籍元法人が支払った転籍社員の退職給与相当額 | 該当しない | |
| 法定福利費 | 健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険の保険料 | 該当しない | |
| | 厚生年金基金の掛金 | 報酬給与額 | 代行部分は報酬給与額に含まれない |
| 厚生費 | 財形の拠出金 | 報酬給与額 | |
| | 給与所得に該当する厚生費 | 報酬給与額 | |
| | 非課税通勤手当 | 該当しない | |
| | 社員寮・社宅の家賃 | 支払賃借料 | 貸主に支払う賃借料が支払賃借料となり、社員が負担した金額が受取賃借料となる |
| 地代家賃 賃借料 | 土地・家屋・立体駐車場の賃借料 | 支払賃借料 | 賃借権の存続期間が1か月以上であるものに限る |
| | 社員寮・社宅の家賃 | 支払賃借料 | 貸主に支払う賃借料が支払賃借料となり、社員が負担した金額が受取賃借料となる |
| | 共益費 | 該当しない | 賃借料と共益費が明確かつ合理的に区分されている場合に限る。区分されていない場合は支払賃借料に含まれる |
| | 動産の賃借料・リース料 | 該当しない | |
| | 税務上売買として取り扱われるリース料に係る利息相当分 | 支払利子 | 取得価額とその利息相当額が明確かつ合理的に区分されている場合に限る |

| 勘定科目 | 取引の内容 | 付加価値額の種類 | 備考 |
|-----------------------|--|-----------------|--------------------------|
| 地代家賃 賃借料 | 税務上金銭の貸借として取り扱われるリース料に係る利息相当分 | 支払利子 | 合理的に計算された利息相当額が支払利子に含まれる |
| | 社宅・寮の家賃の従業員負担分 (マイナス項目として処理している場合) | 受取賃借料 | |
| | 倉庫会社に対して支払う荷物保管料 | 支払賃借料 | 契約期間が1か月以上であるものに限る |
| 広告宣伝費 | あらかじめ建物所有者等看板に広告を掲載する場合の看板掲載料 | 該当しない | |
| | 看板を設置するための壁面使用料 | 支払賃借料 | |
| 発送配達費 荷造運賃 | 倉庫会社に対して支払う荷物保管料 | 支払賃借料 | 契約期間が1か月以上であるものに限る |
| 租税公課 | 利子税、納期限の延長に係る延滞金 | 支払利子 | |
| 外注加工費 支払手数料 委託費 | 労働者派遣契約に基づく人材派遣料 | 報酬給与額 (一部加算) | 人材派遣料の75%を報酬給与額に加算する |
| | 労働者派遣法に基づかない人材派遣に係る人材派遣料 | 該当しない | 請負契約、業務委託契約と同様に扱う |
| | 請負契約、業務委託契約に基づく契約料 | 該当しない | |
| | 名目上は請負契約、業務委託契約だが、実際には受け入れた法人の指揮監督下にあるものに係る契約料 | 報酬給与額 | |

D-3. 営業外収益

| 勘定科目 | 取引の内容 | 付加価値額の種類 | 備考 |
|-------|--------------------------------|----------|----------------------------|
| 受取利息 | 預金・貸付金・公社債の利子 | 受取利子 | 公社債の経過利息に相当する金額は受取利子とはならない |
| 受取配当金 | 信用金庫・信用組合等からの預貯金の額に応じた事業分量配当金等 | 受取利子 | |

| 勘定科目 | 取引の内容 | 付加価値額の種類 | 備考 |
|------|---------------------------|-----------|--|
| 雑収入 | 還付加算金 | 受取利子 | |
| | 土地・家屋・立体駐車場の賃貸料収入 | 受取賃借料 | 賃借権の存続期間が1か月以上であるものに限る |
| | 共益費 | 該当しない | 賃貸料と共益費が明確かつ合理的に区分されている場合に限る。区分されていない場合は受取賃借料に含まれる |
| | 出向先から受け取った出向者の給与相当額、年金掛金等 | 報酬給与額から減算 | |
| | 出向先から受け取った出向者の退職給与相当額 | 該当しない | |
| | 社宅・寮の家賃の従業員負担分 | 受取賃借料 | |

D-4. 営業外費用

| 勘定科目 | 取引の内容 | 付加価値額の種類 | 備考 |
|---------|---------------|----------|--|
| 支払利息 | 借入金の利子 | 支払利子 | |
| | 社債の利子 | 支払利子 | |
| | 債務保証に係る保証料 | 該当しない | |
| 手形売却損 | 手形割引料 | 支払利子 | |
| 売上債権譲渡損 | ファクタリングに係る手数料 | 該当しない | 債権金額と取得金額との差額が「金利の調整」により生じたと認められる場合は、支払利子に該当する |
| 売上割引 | 売上割引 | 該当しない | |

D-5. 貸借対照表科目

| 勘定科目 | 取引の内容 | 付加価値額の種類 | 備考 |
|----------------------|-----------------|----------|--|
| 棚卸資産 固定資産 繰延資産 | 給与・賞与・退職金の支給額 | 報酬給与額 | 棚卸資産、固定資産、繰延資産に計上した報酬給与額、支払賃借料は、支出した事業年度の報酬給与額、支払賃借料となる 詳細は、「D-2. 製造原価、販売費及び一般管理費」を参照 |
| | 年金の掛金等 | 報酬給与額 | |
| | 土地・家屋・立体駐車場の賃借料 | 支払賃借料 | |
| 退職給付引当金 | 退職給付引当金の計上 | 該当しない | |
| | 退職金の支給額 | 報酬給与額 | |

E 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の「Ⅱ. 各論」

1. 収益、費用の基本的な会計処理

- (1) 収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する。
- (2) 費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上する。
- (3) 収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算する。
- (4) 収益及び費用は、原則として、総額で計上し、収益の項目と費用の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

【解説】

企業の利益は、一定の会計期間における収益から費用を差し引いたものであり、収益と費用をどのように計上するかが重要となります。

ここで、収益と費用は、現金及び預金の受取り又は支払いに基づき計上するのではなく、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理することが必要となります。

収益のうち、企業の主たる営業活動の成果を表す売上高は、(1)にあるように、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する対価（現金及び預金、売掛金、受取手形等）を受け取った時（売掛金の場合には、発生した時）に認識するのが原則的な考え方です（一般に「実現主義」といいます。）。実務上、製品や商品の販売の場合には、売上高は、製品や商品を出荷した時に計上する方法が多く見られますが、各々の企業の取引の実態に応じて、決定することとなります。

一方、費用については、(2)にあるように、現金及び預金の支払いではなく、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に認識するのが原則的な考え方です（一般に「発生主義」といいます。）。

ここで、適正な利益を計算するために、費用の計上は、(3)にあるように、一定の会計期間において計上した収益と対応させる考え方も必要となります。例えば、販売した製品や商品の売上原価は、売上高に対応させて費用として計上することが必要になります。

なお、(4)にあるように、収益と費用は原則として総額で計上する必要があります。例えば、賃借している建物を転貸する場合は、受取家賃と支払家賃の双方を計上することとなります。

2. 資産、負債の基本的な会計処理

- (1) 資産は、原則として、取得価額で計上する。
- (2) 負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上する。

【解説】

資産には、金銭債権、有価証券、棚卸資産、固定資産等が含まれますが、これらは原則として、(1)にあるように、取得価額、すなわち、資産を取得するために要した金額を基礎として、貸借対照表に計上します（一般に「取得原価主義」といいます。）。したがって、取得した後の時価の変動は、原則として、会計帳簿に反映されません。

なお、「取得価額」とは資産の取得又は製造のために要した金額のことをいい、例えば、購入品であれば、購入金額に付随費用を加えた金額をいいます。また、「取得原価」は取得価額を基礎として、適切に費用配分した後の金額のことをいい、例えば、棚卸資産であれば、総平均法等により費用配分した後の金額をいいます。

一方、負債には、金銭債務や引当金等が含まれますが、このうち債務については、(2)にあるように、債務を弁済するために将来支払うべき金額、すなわち債務額で貸借対照表に計上します。

3. 金銭債権及び金銭債務

- (1) 金銭債権は、原則として、取得価額で計上する。
- (2) 金銭債務は、原則として、債務額で計上する。
- (3) 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、貸借対照表の注記とする。

【解説】

受取手形、売掛金、貸付金等の金銭債権は、(1)にあるように、原則として、取得価額で計上します。

なお、社債を額面金額未満で購入する場合には、決算において、額面金額と取得価額との差額を購入から償還までの期間で按分して受取利息として計上するとともに、貸借対照表の金額を増額させることができます。

また、支払手形、買掛金、借入金等の金銭債務は、(2)にあるように、原則として、債務額で計上します。

ただし、社債を額面金額未満で発行する場合、額面金額（債務額）と発行額が異なることとなります。この場合は、発行時に発行額で貸借対照表の負債に計上し、決算において、額面金額と発行額との差額を発行から償還までの期間で按分して支払利息として計上するとともに、貸借対照表の金額を増額させることができます。

なお、取得価額で計上した受取手形を取引金融機関等で割引いたり、裏書きをして取引先に譲渡した場合は、この受取手形は貸借対照表に計上されなくなりますが、経営者や金融機関が企業の資金繰り状況を見る上で、受取手形の割引額や裏書譲渡額の情報は重要であるため、受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は注記することとなります。

4. 貸倒損失、貸倒引当金

- (1) 倒産手続き等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上する。
- (2) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上する。
- (3) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権についてはその回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。

【解説】

受取手形、売掛金、貸付金等の金銭債権については、決算時に、以下のように貸倒れの可能性について検討する必要があります。

○破産など、倒産手続き等により債権が法的に消滅した場合

(1)にあるように、顧客や貸付先の倒産手続き等によって、又は債務の免除によって、債権が法的に消滅したときには、その消滅した金額を債権の計上額から直接減額するとともに、貸倒損失として費用に計上する必要があります。

○債務者の資産状況、支払能力等からみて債権が回収不能と見込まれる場合

法的に債権が消滅していないものの、(2)にあるように、その債務者の資産状況や支払能力等からみて、回収不能と見込まれる債権は、その金額を債権の計上額から直接減額するとともに、貸倒損失として費用に計上する必要があります。これには、債務者が相当期間債務超過の状態にあり、弁済することができないことが明らかである場合等が考えられます。

○債務者の資産状況、支払能力等からみて債権が回収不能のおそれがある場合

未だ回収不能な状況とはなっていないものの、債務者の資産状況や支払能力等からみて、回収不能のおそれがある債権については、(3)にあるように、回収不能と見込まれる金額で貸倒引当金を計上し、貸倒引当金繰入額を費用として計上します。

なお、決算期末における貸倒引当金の計算方法としては、債権全体に対して法人税法上の中小法人に認められている法定繰入率で算定することが実務上考えられます。また、過去の貸倒実績率で引当金額を見積る方法等も考えられます。

5. 有価証券

- (1) 有価証券は、原則として、取得原価で計上する。
- (2) 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。
- (3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。
- (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

【解説】

有価証券は、(3)にあるように、総平均法、移動平均法等により、期末の金額（取得原価）を計算します。

(1)にあるように、期末の有価証券は、原則として、取得原価で計上します。ただし、(2)にあるとおり、短期間の価格変動により利益を得る目的で相当程度の反復的な購入と売却が行われる、法人税法の規定にある売買目的有価証券は、時価で計上します（上場株式であることが想定されます。）。

取得原価で評価した有価証券については、時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあるかないかを判断します。ここで、(4)にあるように、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上することが必要となります。

著しく下落したときとは、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、該当するものと考えられます。有価証券の時価は、上場株式のように市場価格があるものについては容易に把握できますが、非上場株式については、一般的には把握することが難しいものと考えられます。時価の把握が難しい場合には、時価が取得原価よりも著しく下落しているかどうかの判断が困難になると考えられますが、例えば、大幅な債務超過等でほとんど価値がないと判断できるものについては、評価損の計上が必要と考えられます。

6. 棚卸資産

- (1) 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。
- (2) 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。
- (3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。
- (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

【解説】

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産は、購入金額に付随費用を加えた購入時の金額（取得価額）に基づき、また、製造業の場合は、製品製造のために使用した材料費、労務費及び製造経費を積算し、取得原価を計算します。また、(3)にあるように、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等により期末の金額（取得原価）を計算します。

(1)にあるように、棚卸資産は、原則として、取得原価で計上します。(2)では、棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法によるとされていますが、原価法とは、取得原価により期末棚卸資産を評価する方法で、低価法とは、期末における時価が取得原価よりも下落した場合に、時価によって評価する方法です。

原価法により評価した場合であっても、時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあるかないかを判断します。ここで、(4)にあるように、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上することが必要となります。

棚卸資産の時価は、商品、製品等については、個々の商品等ごとの売価か最近の仕入金額により把握することが考えられます。

時価を把握することが難しい場合には、時価が取得原価よりも著しく下落しているかどうかの判断が困難になると考えられますが、例えば、棚卸資産が著しく陳腐化したときや、災害により著しく損傷したとき、あるいは、賞味期限切れや雨ざらし等でほとんど価値がないと判断できるものについては、評価損の計上が必要と考えられます。

7. 経過勘定

- (1) 前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めない。
- (2) 未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映する。

【解説】

経過勘定は、サービスの提供の期間とそれに対する代金の授受の時点が異なる場合に、その差異を処理する勘定科目です。損益計算書に計上される費用と収益は、現金の受払額ではなく、その発生した期間に正しく割当てて必要があるからです。

経過勘定には、「前払費用」、「前受収益」、「未払費用」及び「未収収益」があります。その内容は表1のとおりです。

「前払費用」と「前受収益」は、翌期以降においてサービスの提供を受けた、もしくは提供した時点で費用又は収益となるため、(1)にあるように、当期の損益計算には含めないこととなります。

「未払費用」と「未収収益」は、当期において既にサービスの提供を受けている、もしくは提供しているので、(2)にあるように、当期の損益計算に反映することとなります。

なお、金額的に重要性の乏しいものについては、受け取った又は支払った期の収益又は費用として処理することも認められます。

<表1>

| | 内容 | 具体例 |
|------|--|----------------------|
| 前払費用 | 決算期末においていまだ提供を受けていないサービスに対して支払った対価 | 前払いの支払家賃や支払保険料、支払利息等 |
| 前受収益 | 決算期末においていまだ提供していないサービスに対して受け取った対価 | 前受けの家賃収入や受取利息等 |
| 未払費用 | 既に提供を受けたサービスに対して、決算期末においていまだその対価を支払っていないもの | 後払いの支払家賃や支払利息、従業員給料等 |
| 未収収益 | 既に提供したサービスに対して、決算期末においていまだその対価を受け取っていないもの | 後払いの家賃収入や受取利息等 |

8. 固定資産

- (1) 固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類する。
- (2) 固定資産は、原則として、取得原価で計上する。
- (3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。
- (4) 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。
- (5) 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。
- (6) 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する。

【解説】

固定資産は、長期間にわたり企業の事業活動に使用するために所有する資産であり、(1)にあるように、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類されます。

固定資産の取得価額は、購入金額に引取費用等の付随費用を加えて計算します。

(2)にあるように、固定資産は、原則として、取得原価で計上します。

建物や機械装置等の有形固定資産は、通常、使用に応じてその価値が下落するため、一定の方法によりその使用可能期間（耐用年数）にわたって減価償却費を計上する必要があります。具体的には、(3)にあるように、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行うこととなります。

定額法とは、每期一定の額で償却する方法であり、定率法とは、每期一定の率で償却する方法です。法人税法に定められた計算方法によることができます。

減価償却は、固定資産の耐用年数にわたって行います。実務上は、(5)にあるように、法人税法に定める期間を使うことが一般的です。ただし、その資産の性質、用途、使用状況等を考慮して、適切な利用期間を耐用年数とすることも考えられます。

有形固定資産と同様の考え方により、無形固定資産は、(4)にあるように、原則として定額法により、相当の減価償却を行うこととなります。

「相当の減価償却」とは、一般的に、耐用年数にわたって、每期、規則的に減価償却を行うことが考えられます。

なお、減価償却により每期、費用を計上していても、例えば、災害にあったような場合等予測することができない著しい資産価値の下落が生じる場合があります。このような場合には、(6)にあるように、相当の金額を評価損として計上する必要があります。

9. 繰延資産

- (1) 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費は、費用処理するか、繰延資産として資産計上する。
- (2) 繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却する。

【解説】

繰延資産は、対価の支払いが完了し、これに対応するサービスの提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって生じるものと期待される費用をいいます。繰延資産は、(1)にあるように、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費が該当します。

これらの項目については、費用として処理する方法のほか、繰延資産として貸借対照表に資産計上する方法も認められています。資産計上した繰延資産は、(2)にあるように、その効果の及ぶ期間にわたって償却する必要があります。具体的な償却期間は、表2のとおりです。

資産計上した繰延資産について、支出の効果が期待されなくなったときには、資産の価値が無くなっていると考えられるため、一時に費用処理する必要があります。

なお、法人税法固有の繰延資産については、会計上の繰延資産には該当しません。そのため、固定資産（投資その他の資産）に「長期前払費用」として計上することが考えられます。「法人税法固有の繰延資産」とは以下に記載するような費用で、効果が支出の日以後一年以上に及ぶものが該当します。

- イ 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
- ロ 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用
- ハ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
- ニ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
- ホ イからニまでに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

<表2>

| 繰延資産 | 償却期間 |
|----------|------------|
| 創立費 | 5年以内 |
| 開業費 | |
| 開発費 | |
| 株式交付費 | 3年以内 |
| 新株予約権発行費 | |
| 社債発行費 | 社債の償還までの期間 |

10. リース取引

リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

【解説】

一般に、機器等の資産を賃借する場合、リース会社等からリースを行うケースと、例えばコピー機を短期間借り受けるケースが考えられます。本文の「リース取引」は、前者を想定しています。

リース取引の会計処理には、賃貸借取引に係る方法と、売買取引に係る方法に準じて会計処理する方法の二種類があります。

賃貸借取引に係る方法とは、リース期間の経過とともに、支払リース料を費用処理する方法です。

一方、売買取引に係る方法に準じた会計処理とは、リース取引を通常の売買取引と同様に考える方法であり、金融機関等から資金の借入を行って資産を購入した場合と同様に扱うこととなります。つまり、リース対象物件を「リース資産」として貸借対照表の資産に計上し、借入金に相当する金額を「リース債務」として負債に計上することとなります。また、リース資産は、一般的に定額法で減価償却を行うこととなります。

賃貸借取引に係る方法で会計処理を行った場合、将来支払うべき金額が貸借対照表に計上されないため、金額的に重要性があるものについては、期末時点での未経過のリース料を注記することが望ましいと考えられます。

11. 引当金

- (1) 以下に該当するものを引当金として、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。
- ・将来の特定の費用又は損失であること
 - ・発生が当期以前の事象に起因すること
 - ・発生の可能性が高いこと
 - ・金額を合理的に見積ることができること
- (2) 賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する。
- (3) 退職給付引当金については、退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する。
- (4) 中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用処理する。

【解説】

引当金は、未払金等の確定した債務ではないものの、(1)の4つの要件を満たす場合には、財政状態を適正に表示するために、負債の計上（又は、資産からの控除）が必要であると考えられ、合理的に見積って計上することとなります。

具体的には貸倒引当金（前掲「4. 貸倒損失、貸倒引当金」参照）、賞与引当金、退職給付引当金、返品調整引当金等の引当金があります。

なお、金額的に重要性が乏しいものについては、計上する必要はありません。

<賞与引当金>

賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の支給額を見積り、当期の負担と考えられる金額を引当金として費用計上します。具体的には、決算日後に支払われる賞与の金額を見積り、当期に属する分を月割りで計算して計上する方法が考えられます。なお、下記の<参考>に記載している算式は、従来、法人税法で用いられていた算式であり、これも一つの方法として考えられます。

<退職給付引当金>

従業員との間に退職金規程や退職金等の支払いに関する合意がある場合、企業は従業員に対して退職金に係る債務を負っているため、当期の負担と考えられる金額を退職給付引当金として計上します。

(3)にあるように、「退職一時金制度」を採用している場合には、決算日時点で、従業員全員が自己都合によって退職した場合に必要な退職金の総額を基礎として、例えば、その一定割合を退職給付引当金として計上する方法が考えられます。

また、(4)にあるように、外部の機関に掛金を拠出し、将来に追加的な退職給付に係る負担が見込まれない制度を採用している場合には、毎期の掛金を費用として処理し、退職給付引当金は計上されません。

<参考>支給対象期間基準の算式

$$\text{繰入額} = \left[\begin{array}{l} \text{前1年間の} \\ \text{1人当たり} \\ \text{の使用人等} \\ \text{に対する賞} \\ \text{与支給額} \end{array} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} - \begin{array}{l} \text{当期において期} \\ \text{末在職使用人等} \\ \text{に支給した賞与} \\ \text{の額で当期に対} \\ \text{応するものの1} \\ \text{人当たりの賞与} \\ \text{支給額} \end{array} \right] \times \text{期末の在職使用人等の数}$$

12. 外貨建取引等

- (1) 外貨建取引（外国通貨建で受け払いされる取引）は、当該取引発生時の為替相場による円換算額で計上する。
- (2) 外貨建金銭債権債務については、取得時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上する。

【解説】

外貨建取引とは、決済が円以外の外国通貨で行われる取引をいいます。

例えば、ドル建で輸出を行った場合、ドル建の売上金額に、取引を行った時のドル為替相場を乗じて円換算し、売上高と売掛金を計上します。

この場合の、取引発生時のドル為替相場は、取引が発生した日の為替相場のほか、前月の平均為替相場等直近の一定期間の為替相場や、前月末日の為替相場等直近の一定の日の為替相場を利用することが考えられます。

また、上記のドル建の売上取引に関する売掛金が、期末時点でも残っている場合は、貸借対照表に記載する金額は、取引を行った時のドル為替相場による円換算額か、決算日の為替相場による円換算額かのいずれかで計上します。

なお、決算日の為替相場のほか、決算日の前後一定期間の平均為替相場を利用することも考えられます。

為替予約を行っている場合には、外貨建取引及び外貨建金銭債権債務について、決済時における確定の円換算額で計上することができます。

決算日の為替相場によった場合には、取引を行った時のドル為替相場による円換算額との間に差額が生じますが、これは為替差損益として損益処理します。

13. 純資産

- (1) 純資産とは、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額をいう。
- (2) 純資産のうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成される。

【解説】

純資産とは、(1)にあるように、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額をいい、そのうちの株主資本は、(2)にあるように、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成されます。

資本金及び資本剰余金は、原則として、株主から会社に払い込まれた金額をいいます。資本剰余金は、会社法上、株主への分配が認められていない資本準備金と、認められているその他資本剰余金に区分されます。設立又は株式の発行に際して、株主から会社に払い込まれた金額は、資本金に計上しますが、会社法の規定に基づき、払込金額の2分の1を超えない額については、資本金に組み入れず、資本剰余金のうち資本準備金として計上することができます。

利益剰余金は、原則として、各期の利益の累計額から株主への配当等を控除した金額をいいます。利益剰余金は、会社法上、株主への分配が認められていない利益準備金と、認められているその他利益剰余金に区分されます。また、その他利益剰余金は、任意積立金と繰越利益剰余金に区分されます。

配当を行った場合、会社法の規定により一定額を資本準備金又は利益準備金に計上する必要があります。

各期の利益の累計額から株主への配当等を控除した金額は、繰越利益剰余金に計上されますが、株主総会又は取締役会の決議により任意積立金を設定することができます。

また、期末に保有する自己株式は、純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示します。

14. 注記

- (1) 会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記する。
- (2) 本要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載する。

【解説】

決算書は、経営者が、企業の経営成績や財政状態を把握するとともに、企業の外部の利害関係者に経営成績や財政状態を伝える目的で作成しますが、貸借対照表や損益計算書の情報を補足するために、一定の注記を記載する必要があります。

(1)に挙げられている重要な会計方針に係る事項は、有価証券や棚卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準等を記載します。

株主資本等変動計算書に関する注記は、決算期末における発行済株式数や配当金額等を記載します。

(1)で挙げられた項目以外として、会計方針の変更又は表示方法の変更もしくは誤謬の訂正を行ったときには、その変更内容等を記載します。

また、本要領では、貸借対照表に関する注記として、「受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額」を注記することとしています。「未経過リース料」についても注記することが望まれます。

その他貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記します。例えば、担保資産に関する注記が考えられます。

このほか、その企業がどのような会計ルールを適用しているかという情報は、利害関係者にとってその企業の経営成績や財政状態を判断する上で重要な情報であり、(2)にあるように、本要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載することが考えられます。この記載は、利害関係者に対して、決算書の信頼性を高める効果も期待されます。

編集委員

TKC全国会システム委員会

| | | |
|--------|----|-----|
| 担当副会長 | 三好 | 豊 |
| 担当副会長 | 田中 | 裕之 |
| 委員長 | 岩崎 | 博信 |
| 部長 | 林 | 裕昭 |
| 部長 | 赤堀 | 晋 |
| 特別委員 | 齋藤 | 保幸 |
| 特別委員 | 加藤 | 恵一郎 |
| 特別委員 | 芦川 | 浩士 |
| 特別委員 | 押田 | 吉真 |
| 北海道会 | 吉田 | 幸広 |
| 東北会 | 青木 | 宏之 |
| 関東信越会 | 手塚 | 悟 |
| 東・東京会 | 小田 | 康弘 |
| 東京都心会 | 森木 | 隆裕 |
| 東京中央会 | 若山 | 昌美 |
| 城北東京会 | 西川 | 豪康 |
| 西東京山梨会 | 高井 | 大輔 |
| 千葉会 | 寺島 | 智成 |
| 神奈川会 | 塩谷 | 純正 |
| 静岡会 | 永田 | 光浩 |
| 中部会 | 松本 | 浩康 |
| 北陸会 | 筏井 | 章史 |
| 近畿大阪会 | 深田 | 壽 |
| 南近畿会 | 嶋村 | 省志 |
| 近畿京滋会 | 中西 | 知行 |
| 近畿兵庫会 | 山本 | 賢志 |
| 中国会 | 三木 | 武裕 |
| 四国会 | 大塚 | 良幸 |
| 九州会 | 甲佐 | 敬 |

科目配置基準改訂小委員会

| | | |
|-----|----|-----|
| 委員長 | 加藤 | 恵一郎 |
| 委員 | 中野 | 伸也 |
| 委員 | 高野 | 雅也 |
| 委員 | 妙中 | 茂樹 |
| 委員 | 山本 | 清尊 |

TKC税務研究所

特別研究員 大久保 勇

株式会社TKC

| | | |
|-----------|----|----|
| 代表取締役社長 | 角 | 一幸 |
| システム開発研究所 | 伊藤 | 義久 |
| システム開発研究所 | 西田 | 拓平 |

TKC財務三表システム

中小会計要領対応版 TKC財務三表システムの科目配置基準

令和元年10月 1日 第14版第1刷発行 ©TKC

監修 河崎 照行

編集 TKC全国会システム委員会

発行者 株式会社TKC 角 一幸

不許複製